

佐保台小学校プレハブ教室リース（新規）

[illegible]

		 一級建築士事務所 岡田建築設計事務所 一級建築士事務所登録 奈良県知事 第2022(注)1856号 〒630-8424 奈良市古市町2139-27 TEL : 0742-61-1118 FAX : 0742-63-3487 E-mail : okada@n3.kcn.ne.jp 〒630-8424 奈良市古市町2139-27		設計者 製図者  		工事名 佐保台小学校 プレハブ教室リース (新規)	
		作成日 : 第 A-00 号図		図面名称 表紙・目次		縮尺 NON	

【 共 通 特 記 仕 様 書 】

I. 工事概要

1. 工事名称

: 佐保台小学校プレハブ教室リース（新規）

2. 工事場所

: 奈良市佐保台三丁目902番地の341

3. 工事概要

: 建築主体工事 一式
電気設備工事 一式
機械設備工事 一式
リース期間終了後建物解体撤去（復旧）工事 一式

4. 主要用途

: 小学校

5. 構造規模

: 構造 校舎:軽量鉄骨プレハブ造 渡り廊下:鉄骨造
階数 地上一階
[敷地面積 19,476.31㎡] [建築面積 校舎 164.03㎡ 渡り廊下 15.00㎡] [延床面積 179.03㎡]

6. 工事期間

: 契約の日より、令和7年10月31日までとする。

7. 注意事項

: 1) 当該敷地内において、奈良市発注による別途工事①【佐保台小学校校舎建具改修工事】及び②【佐保台小学校自動火災報知設備改修その他工事】が工事期間中に施工される予定である為、別途工事受注者と十分協議をおこない、トラブルのないよう施工すること。
2) 当該工事において、別途工事範囲と一部重複する作業については、別途工事受注者と十分協議打合せ協力をおこない一切のトラブルがない様に施工すること。
3) 原則として日曜・祝日は工事を行わないこと。
4) 作業時間帯は、原則午前8：45分～午後6：00（片付け含む）までとする。
5) 工事車両進入時間は、児童の登校時間を避けた午前7：30以前もしくは午前8：45以降とする。また、学校の休み時間中については工事車両の進入及び搬出入禁止とする。
6) リース期間は令和7年11月1日から令和12年10月31日（5年間）までとする。

II. 建築工事仕様

1. 共通仕様

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（最新版）」（以下「標仕」という。）による。ただし、標仕に規定されている項目以外の改修部分は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書最新版）」（以下「改修標仕」という。）による。

2. 特記仕様

（1）本共通特記仕様書の記載事項については、○のついているものを本工事に適用する。
○印のつかない場合は※印のついたものを適用する。○印と※印がついた場合は、共に適用する。
（2）図面の優先順位 質疑回答書・現場説明書・特記仕様書・図面・標準仕様書・その他建築学会基準等とする。
（3）特記事項に記載の「」及び（ ）内の表示番号は、改修標準書及び標準仕様書の各標準仕様書の項目図・表を示す。

章

項 目

特 記 事 項

1

① 適用基準等

○建築工事標準詳細図 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（最新版）
○建築工事施工監理指針（上下） ” （最新版）
○建築改修工事施工監理指針（上下） ” （最新版）

一般

② 官公庁その他への手続き

工事施工に際して必要な諸手続き、仮設電気、仮設用水等の引込、道路その他、他人管理の土地、河川等の使用の手続きは受注者において行い、その費用は、請負金額に含むものとする。

共通

③ 疑義

（1）設計図書に示す内容その他に疑義が生じた場合は、当該工事における公告日の翌日から5日目（土曜日・日曜日・祝日・年末年始の閉庁日は除く。）に質疑書を持参し提出すること。
受付場所： 奈良市 二条大路南一丁目1番1号
奈良市 教育部 教育施設課分室 （中央棟4階）
受付時間：9時00分から12時00分
なお、上記質疑書の受付日時を過ぎた場合は一切受け付けないものとする。
（2）質疑書の宛名は「奈良市長」とする。質疑書は、封筒に入れ、封筒の表に「質疑書在中」と明記し、併せて工事名・会社名等を記入する。封筒は、代表者の印又は、共同企業体代表者の印で封印すること。
（3）質疑書が提出された場合、下記の日に、電子メールにて回答する。
回答日時：当該工事における公告日の翌日から10日目（土曜日・日曜日・祝日・年末年始の閉庁日は除く。）とする。
（4）指名競争入札の場合は（1）の「公告日の翌日から5日目」を「開札日の7日前の日」、（3）の「公告日の翌日から10日目」を「開札日の5日前の日」と読み替えるものとする。ただし、現場説明書に記載がある場合においては現場説明書の日時を優先とする。
（5）受注者決定後に疑義を生じた事項については市監督員の指示に従い、請負金額の範囲内で施工すること。現場の納まりや取合い、明示なき事項及び設計図書と現場の不一致等で生じた軽微な変更については市監督員の指示による。
なお、この場合請負金額の変更は認めない。

事項

④ 設計変更における工事費

設計変更における工事費は、当該変更対象の直接工事費を積算し、これに該当変更に係わる共通費を加えて得た額に、当初請負代金から消費税等相当額を減じた額を当初工事費内訳書記載の工事価格で除した比率を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。なお金額はすべて市積算額とする。

5 工事実績情報の作成及び登録

受注者は受注時または変更時において、工事請負代金が500万円以上の工事について、工事実績情報システム（C O R I N S）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報システムとして「登録のための確認のお願い」を作成し、市監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土・日曜日・祝日を除き10日以内に、完成時は完成後10日以内に、訂正時は適宜、登録機関である（財）日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。
また、上記機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた場合は、その写しを直ちに市監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の期間が、10日に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとし、登録費用は本工事に含む。

1

⑥ 別契約の関連工事

一般

⑦ 実施工表

共通

⑧ 施工計画書

事項

⑨ 施工図等

⑩ 電気保安技術者

⑪ 施工条件

⑫ 発生材の処理等

⑬ 奈良県廃棄物条例

⑭ 保 安

⑮ 調査・復旧・養生

⑯ 災害及び公害の防止

⑰ 振動・騒音の防止

⑱ 建築材料等

⑲ 特別な材料の工法

⑳ 材料の検査等

㉑ 品 番

㉒ 記載のない事項

㉓ 室内空気中化学物質の抑制・測定

㉔ 施工終了時の測定

㉕ 設計図書に記載の品番は参考とし、全て同等品以上とする。

設計図書に記載のない事項でも、技術上・納まり上当然必要として市監督員が判断した場合は、その指示に従い請負金額の範囲内で施工すること。

① 建築材料から発散する化学物質による室内空気汚染等を抑制するため、「奈良市の公共施設の設計・施工にかかる室内空気中化学物質の抑制に関する取扱い」（以下「取扱い」という）を遵守の上、適正な材料を選択し空気中化学物質を厚生労働省の室内濃度指針値以下とすること。

② 使用方法は原則として F☆☆☆☆を基本とするが、該当する材料がない場合は事前に市監督員の承認を得たうえ F☆☆☆☆またはその同等品（旧JAS及び旧JISにおけるFCO、Eのものを含む）を使用することができる。

③ 施工中の安全管理

接着剤及び塗料の塗布にあたっては、使用方法及び塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間を取るものとする。また、施工時、施工後の通風、換気を十分に行い、空气中に発散した化学物質等を室外に放出させること。

④ 施工終了時の測定

⑤ 測定対象化学物質

（幼稚園・小学校・中学校・高等学校）
ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロベンゼン
スチレン・エチルベンゼン
（上記以外の公共施設）
ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・スチレン・エチルベンゼン

⑥ 測定方法 原則としてパッシブ型採取機器によるものとし、それぞれの化学物質を同時に測定するものとする。

⑦ 別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別契約の関連工事

別

章

項

目

1

一般

共通事項

42

保 險

工事に必要な保険等に加えし、その契約書の写しを市監督員に提出すること。

43

建設業退職金共済制度の掛け金

受注者は、建設業退職金共済組合に加入し、請負金額が100万円以上の工事については、共済証紙を購入し写しを提出すること。購入しない場合はその理由及び根拠となる資料を提出すること。又、現場事務所及び工事現場の出入口等の見易い場所に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」(シール)を掲示すると共に、下請業者が共済組合へ未加入の場合は、加入促進についても指導すること。

44

喫煙について

健康増進法第25条により、全面禁煙とする。

45

工事用動力用水光熱費

構内既存施設（○利用できる・利用できない）構内既存施設を利用する場合は、参考メーターを設置の上、使用料相当額を教育委員教育総務課に支払うこと。

46

適正なコンクリート工事について

コンクリート工事においては、更なる品質向上の観点から、奈良県「適正なコンクリート工事実施に関わる受注者の遵守事項」に基づき施工すること。

47

コンクリートの品質確保について

コンクリートの品質確保の観点から、1日当たりコンクリートの使用量が100m3以上の場合は、単位水量測定試験を行うこととする。試験方法については、奈良県土木部「レテ´イーミクストコンクリート単位水量測定要領」による。

48

レテ´イーミクストコンクリートの調達について

受注者は、レテ´イーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は、JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（平成30年5月30日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）でかつ、コンクリートの製造施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国品質管理検査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場（○適マーク承認工場）から選定し、JIS A 5308（レテ´イーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。

49

環境配慮改修工事（アスベスト含有建材の処理工事）

○アスベスト成形板処理工事の施工に関しては、関係法令や条例等を遵守し適切に施工を行うこと。

○除去した含有アスベストを含まない内装材及び外部建具等の撤去に先がけて行うこと。原則として「手ばらし」とし、破壊又は破断を行わないこと。また、除去作業中は散水その他の方法により含有成形板を常に潤滑な状態として作業を行うこと。

○除去した含有成形板は、透明プラスチックシート（二重）で密封梱包し、運搬する

○含有成形板の運搬にあたっては、運搬車両の荷台全体をシート等で覆い、飛散防止に努めること。

アスベスト含有建材の除去工事範囲

室名及び部位	建 材 名	種 別
物置屋根	カラーベスト	成形板
〃	ルーフィング	成型板

P C B含有建材の除去工事範囲

室名及び部位	建 材 名	備 考

50

建設副産物の搬出

○1. 本工事の施工により発生する建設副産物の搬出については、次のとおり取り扱うこととする。

（1）建設発生土

①民間受入施設等へ搬出する場合

本工事の建設発生土について、公的な受入施設又は奈良県県土マネジメント部が建設発生土の受入施設として登録している民間受入施設に搬出するものとする。なお、積算上見込んでいる受入場所（施設）は下表のとおりであるが、あくまでも積算上の条件明示であり、搬出先を指定するものではない。また、受入施設の変更にかかる設計変更の取扱いは、2. によるものとする。

建設副産物	受入場所（施設）	片道運搬距離	数量 (地山数量)	受入期間及び受入時間	その他受入条件
建設発生土	森高建設(株)	9.2km	50.4㎡	月曜日～土曜日 (日曜・祝日を除く) (8時～17時)	

（2）伐木材、伐根材、倒木

本工事における立木の伐開等に伴い発生する木材については、再資源化等施設に搬出するものとする。なお、積算上見込んでいる受入場所（施設）は下表のとおりであるが、あくまでも積算上の条件明示であり、搬出先を指定するものではない。また、受入施設の変更にかかる設計変更の取扱いは、2. によるものとする。

建設副産物	受入場所（施設）	片道運搬距離	数量 (立木材積量)	受入期間及び受入時間	その他受入条件

（注）工事に伴う伐採材、除根材は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する産業廃棄物に該当するが、建設資材ではないので、特定建設資材廃棄物ではない。また、植栽維持工や除草工により発生する、伐採材、剪定枝、刈草等は廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する産業廃棄物には該当せず（一般廃棄物）かつ特定建設資材廃棄物にも該当しない。

50

建設副産物の搬出

（3）特定建設資材廃棄物

本工事における特定建設資材廃棄物については、再資源化等施設に搬出するものとする。なお、積算上見込んでいる受入場所（施設）は下表のとおりであるが、あくまでも積算上の条件明示であり、搬出先を指定するものではない。また、受入施設の変更にかかる設計変更の取扱いは、2. によるものとする。

ただし、工事請負契約書「7 解体工事に要する費用等」により添付された別紙に記載されている「再資源化等をする施設の名称及び所在地」に定める事項については契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。

建設副産物	受入場所（施設）	片道運搬距離	数量 ※	受入期間及び受入時間	その他受入条件
コンクリート(有筋)	(株)I・T・O	10.0km	79.1㎡	月曜日～土曜日 (日曜・祝日を除く) (8時～17時)	
コンクリート(無筋)	(株)I・T・O	10.0km	0.1㎡	月曜日～土曜日 (日曜・祝日を除く) (8時～17時)	

※ 数量は、設計寸法による面積とその厚みによる体積又は質量とする。

※ アスファルト及びコンクリート舗装の切断作業時に発生する排水の処理について産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理すること。

排水(汚泥)を回収する機能を有するカッター機械(バキューム式)による回収、工業用掃除機による回収、排水をスポンジ等で吸着させバケツ等に移し替えて回収する方法のいずれかの方法を用いて回収し適正に処理すること。

また、天日乾燥等した場合は固形物をアスファルト塊または、コンクリート殻と共に処分すること。回収作業については工事写真にて記録に残すこと。

（4）建設廃棄物（特定建設資材廃棄物以外）

本工事で発生する建設廃棄物（特定建設資材廃棄物以外）については、再資源化施設等に搬出するものとする。なお、積算上見込んでいる受入場所（施設）は下表のとおりであるが、あくまでも積算上の条件明示であり、搬出先を指定するものではない。また、受入施設の変更にかかる設計変更については、2. によるものとする。

建設副産物	受入場所（施設）	片道運搬距離	数量 ※	受入期間及び受入時間	その他受入条件
廃ブラ	(株)ダイケン	9.5km	1.9㎡	月曜日～土曜日 (日曜・祝日を除く) (8時～17時)	
ガラス	(株)中和営繕	29.3km	0.1㎡	月曜日～土曜日 (日曜・祝日を除く) (8時～17時)	
金属くず	(株)ダイケン	9.5km	1.4㎡	月曜日～土曜日 (日曜・祝日を除く) (8時～17時)	

※1 数量は、設計寸法による面積とその厚みによる体積又は質量とする。

※2 天然由来の砂利であっても、建設資材として利用されたものを撤去する場合は産業廃棄物となるため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用を受け、公共工事で通常使用する建設資材としての品質を備えていない場合は建設廃棄物として処分することとなる。よって設計者は、砂利の再利用を計画する場合は、工事発注に先立ち（設計段階で）廃棄物部局（産業廃棄物対策課）との別途協議を行う必要がある。

○2. 本工事の施工により発生する建設副産物の搬出について、受注者の責によるものでないやむを得ない理由により、受入施設の変更を行う場合は、市監督員と協議の上、設計変更の対象とする。

（1）受入施設の受入可能量の超過、施設の故障等、受入側の事情により受入が不可能となった場合

（2）受入場所（施設）までの運搬経路に支障が生じ運搬が不可能となった場合、もしくは迂回経路の運搬距離が著しく延びる場合

（3）発生した建設副産物の形状等が、受入条件と一致することが困難になった場合

（4）受入施設の不適正な行為を行政機関等が確認した場合

（5）受入施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可の失効、もしくは行政処分を受けた場合、なお、受注者の都合による受入施設の変更は、市監督員と協議の上、建設発生土については公的な受入施設又は奈良県県土マネジメント部に建設発生土受入業者として登録している県内の民間受入施設に限って、また、建設廃棄物については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」等関係法令や「建設副産物適正処理推進要綱」などに基づき適切に処理する場合に限って認めるものとし、設計金額の変更は減額となる場合のみを対象とする。

○3. 産業廃棄物を排出する「排出事業者」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条の3第1項の規定により、発注者から直接建設工事を請負った受注者(元請業者)となる。よって、産業廃棄物の運搬や処分を行う企業との契約は受注者が直接行い、処理責任を負わなければならない。また、受注者は、産業廃棄物処理委託契約書、産業廃棄物管理票(マニフェスト)等により、産業廃棄物が適正に処理されていることを確認するとともに市監督員にその写しを提出すること。あわせて、産業廃棄物受入施設が発行する受入時の計量伝票の写しを監督職員に提出するとともに、検査時及び市監督員等より請求があった場合には直ちに原本を提示すること。

○4. 建設副産物の搬出にあたって仮置場等が必要となった場合は、仮置場の確保、仮置場までの運搬及び積込み等の費用については受注者の負担によるものとし、設計変更の対象としない。

なお、仮置場を確保する場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条に掲げる基準(運搬・保管等に関する基準)を遵守し、仮置場における建設副産物を保管する場所の面積が300㎡を超える場合は、廃棄物部局(産業廃棄物対策課)への事前届出が必要である。

1

一般

共通事項

51

再生資源利用計画書の提出について

最終請負金額100万円以上の工事について、再生資源利用【促進】計画(実施)書を作成し、データで提出すること。なお、作成にあたっては、国土交通省が公開している建設リサイクル報告様式(計画書・実施書)又は建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という。)を利用するものとし、COBRISを利用した場合は出力表を提出するものとする。

52

警備員

最終請負金額100万円以上の工事について、再生資源利用【促進】計画(実施)書を作成し、データで提出すること。なお、作成にあたっては、国土交通省が公開している建設リサイクル報告様式(計画書・実施書)又は建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という。)を利用するものとし、COBRISを利用した場合は出力表を提出するものとする。

53

下請業者の市内及び県内建設業者の優先選定について

交通誘導員B：警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員以外の交通の誘導に従事するもの。

54

県内産建設資材の活用について

現在、県内の景気状況を踏まえ、受注者に対し建設資材・物品等について奈良県産品の優先調達を図っているところであることから、下記の内容に努めること。

1. 建設資材等の奈良県産品優先調達

受注者は、地場産業の活性化を図るため、建設資材・物品等の調達については、奈良県産品の使用をより一層努めること。

奈良県産品とは、次の①から②に示すものとする。

①県内の工場等（本店が県内にあり、工場が県外にある場合も含む）で製造・加工された資材製品

②奈良県リサイクル認定品

55

工期又は請負代金の額に影響を及ぼす現象に関する情報通知

落札者(随意契約の場合にあつては、契約の相手方)は、建設業法(昭和24年法律第100号)第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定(随意契約の場合にあつては、契約の相手方の決定)から請負契約を締結するまでに、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と合わせて本市に通知すること。

2

仮設工事

1

設計GL

○現地測量をもとに市監督員と現地確認の上、最終決定すること。

2

仮囲い

○ガードフェンス（H＝1800・シート張）を市監督員の指示する場所に設置すること。また、風雨等を考慮し転倒防止策も施すこと。

○縄張り、やり方等により建物の位置を示し、市監督員の承諾を得ること。

○その他図示による。

3

現場事務所等

○現場事務所（移動ユニットハウス）

4

工事用看板

○工事用看板等を、市監督員の指示する場所に設置すること。

○工事概要等を記入したもの。(設置箇所、大きさ及び場所については、市監督員の指示による)又、[建設業許可標識]の設置、[建設業退職金共済制度]及び[労災保険関係]、[施工体系図・下請業者の建設業許可票、緊急連絡表]、[建築確認証写真]〔再下請負通知する旨の通知〕に関する掲示を行うこと。

5

仮設資材等

○工事車輛の搬入路及び作業場は、必要に応じて市監督員の指示する場所に補足材（クランチャーラン等）を施すこと。

一級建築士事務所 岡田建築設計事務所

一級建築士事務所登録 奈良県知事 第2022（印）1856号
〒630-8424 奈良市古市町2139-27
TEL : 0742-61-4118
FAX : 0742-63-3487
E-mail : okada@td.kon.ne.jp

一級建築士登録番号 第26548号 岡田 和夫

設計者

製図者

工事名

佐保台小学校プレハブ教室リース（新規）

作成日

第 A-02 号図

図面名称

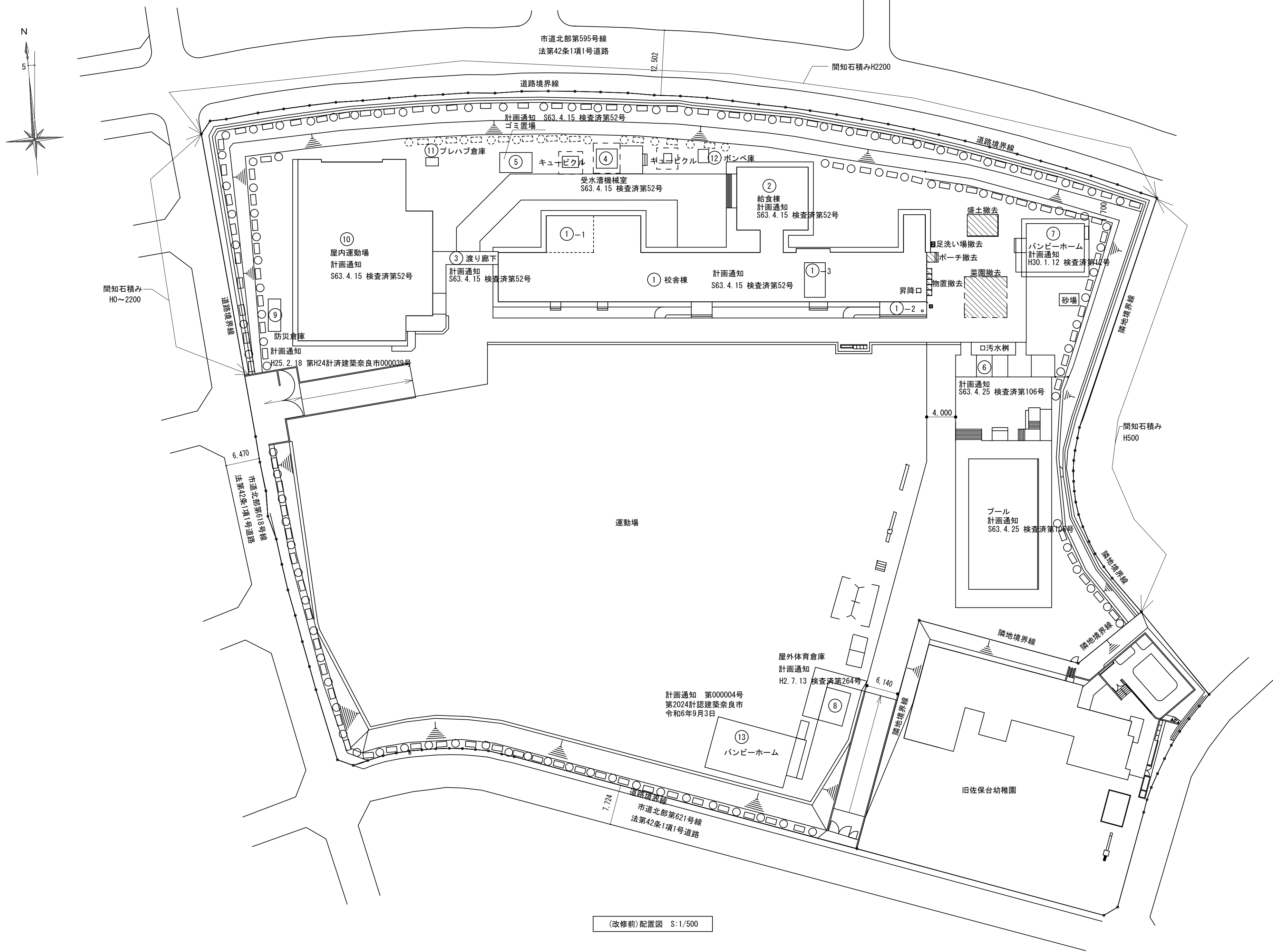
特記仕様書2

縮尺

NON

[illegible]

1 1 屋 根 及 び 土 工 事	① 屋根	○ 校舎 屋根材 ガルバリウム鋼板 t＝0.6、ルーフデッキ（H＝131） 裏面（建屋内）：発泡ポリエチレンペフ t＝4、 軒裏：ペフ無し	③ クリヤラッカー（GL）	④ 合成樹脂 エポキシペイント（EP）	⑤ 錆止め塗装塗り	⑥ 合成樹脂調合 調合ペイント（SOP）	⑦ 仕上塗材仕上げ	石こうボード、その他のボード面 石こうボードの目地工法が継目処理工法の場合 ※A種 ・B種（18.2.7）（表18.2.7） 上記以外 ・A種 ※B種	1 7 ユ ニ ツ ト 及 び そ の 他 工 事	① 一般事項	○ 家具製作前又は家具発注前に承認図を作成し、市監督員の承認を得ること。											
	② とい	○ 渡り廊下 屋根材 ヨドルーフ90ハゼ同等品以上 働き巾600 ガルバリウム鋼板 t＝0.6 勾配5/100 付属品 軒先面戸 タイトフレーム						○ 木部 B種 JIS K 5533・5531（18.5.2）（表18.5.1）		2 靴箱	・ 既製品靴箱（6列4段） W1480×D330×H1055 （㈱西尾家具工芸社/CSS-OS1.C.S 同等品以上）											
	③ 水切り・棟包み	○ 軒 樋 塩ビ製角型 W=120 縦 樋 硬質ポリ塩化ビニル管 VP75（13.5.2）（表13.5.1）						○ ボード面 B種 2回塗 JIS K 5663（18.9.2）（表19.9.1）		③ ロッカー	○ 既製品ロッカー（5列3段） W1780×D400×H880 （㈱西尾家具工芸社/CRR-S1.A.S 同等品以上）											
	④ 保証	○ ガルバリウム鋼板 t＝0.5						鉄鋼面錆止め塗装塗り 適用箇所 種別 新規 見え掛り部分 ・ A種 ・ B種 ○C種 見え隠れ部分 ・ A種 ・ B種 ○C種 塗替部 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ○ 木部 B種 2回塗 JIS K 5516（18.4.3）（表18.4.1） ○ 鉄鋼面合成樹脂調合ペイント塗りの種別（7.4.4）（表7.4.2） 種類、仕上げの形状、工法（15.5.2）（表15.5.1） 種類 呼び名 仕上げの形状 工法 防火材料 ○複層仕上塗材 ・複層塗材OE ・凸部処理 ○吹付 ・適用 ・複層塗材Si ・凹凸模様 ・複層塗材E ○ゆず肌状 ・ローラー ○複層塗材RE 鉄鋼面耐候性塗料塗り（18.7.2）（表18.7.1） ○トルエン、キシレン及びエチルベンゼン（以下トルエン等）を含有する塗料は、トルエン等の含有の少ない規格品とする。 ○ホルムアルデヒド放散量：規制対象外 建築物内部に使用するユリア樹脂等を用いた塗料のホルムアルデヒド放散量		④ 黒板	○ 既製品黒板 W4500×H1200 （㈱青井黒板製作所/ UDスライダー曲面黒板 同等品以上）											
1 2 金 属 工 事	① 軽量鉄骨天井下地	○ 天井下地材 JIS A 6517 屋内19型@300（14.4.3） 屋外25型@300	⑧ 耐候性塗料塗り（DP）	⑨ 材料					1 8 外 構 工 事	① 雨水樹	○ 既製コンクリート集水樹 300×300											
	② 軽量鉄骨壁下地	○ 壁下地材 65型 スタッド間隔 ○@300 ○@450 ・壁下地材 90型 スタッド間隔 ・@300 ・@450								○ トルエン、キシレン及びエチルベンゼン（以下トルエン等）を含有する塗料は、トルエン等の含有の少ない規格品とする。 ○ホルムアルデヒド放散量：規制対象外 建築物内部に使用するユリア樹脂等を用いた塗料のホルムアルデヒド放散量	② 雨水管	○ 塩ビ製 VP100、VP75、VP50										
	3 SUS製見切り	・ 床見切り 40×20×t1.5 SUS304HL																				
	4 7㎜製見切り	・ 壁見切り																				
1 3 左 官 工 事	⑤ EXP、J	○ 7㎜製エポキシペイント クリアス50 W150 参考メーカー カネソウ株式会社 AX66-50G 同等品以上	1 6 内 外 装 工 事	⑤ 壁紙張り	⑥ 断熱・防露	⑦ 木工事			1 9 プ レ ハ ブ 本 体 工 事	① 一般事項	○ 着工前にプレハブ本体の施工図等を作成し、市監督員の承認を得ること。											
	① モルタル塗り	○ 材料 モルタル（表15.3.4） ○ 仕上げ 金ゴテ押え（15.3.3） ○ 塗厚 壁厚 20 床厚 30（15.4.3）								○ 長尺塩ビシート（無地）厚2.0 JIS A 5705（普通教室他） ※ビニールシート、ソフト巾木に使用する接着剤はJIS A 5536により、ホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする。	② モジュール	○ 建物本体の基本モジュールは各メーカーにより異なるため、各メーカーのモジュールに準ずるものとする。 その際、建築基準法に基づく計画通知の変更に書類を要する場合、必要な全ての書類を受注者で用意すること。 なお、本設計は1800のモジュールにて設計しており、モジュールの変更により建築基準法に基づく計画通知の変更に書類を要する場合、必要な書類を受注者で用意し申請を行うこと。 モジュール、仕様等が異なる場合による各納まりの変更等は、施工図を提出し、市監督員の承諾を得ること。又、これに伴う金額の変更は受注者の負担とする。										
										○ 長尺塩ビシート（防滑性）厚2.5（渡り廊下）	③ プレハブ本体	○ プレハブ本体に使用する鉄骨材・パネル材・アルミサッシ・屋根材等全て施工図及び使用材料表を提出し市監督員の承認を得てから搬入すること。 ○ プレハブ本体は新品または、新品同等品とする。ただし、新品同等品とする場合は部材搬入時に市監督員の検査を受け合格した物を使用すること。										
										○ スポンジシート（19.5.2） ○ 強化石膏ボード（不燃）厚15.0 JIS A 6901（19.7.2）（表19.7.1） ○ 化粧石膏ボード（準不燃）厚9.5 QM-0524（19.8.2） ○ 化粧石膏ボード（準不燃）厚9.5 QM-0524（19.8.2） ○ ボード類は全てノンアスベスト品とすること。	④ 参考メーカー	大和リース（株） ㈱内藤ハウス 富士産業㈱										
1 4 建 具 工 事	① 一般事項	○ 建具製作前に承認図を作成し、市監督員の承認を得ること。	⑤ 壁紙張り	⑥ 断熱・防露	⑦ 木工事				2 0 解 体 （ 復 旧 ） 工 事	① 一般事項	○ プレハブ教室リース期間終了時における解体撤去及び復旧の際は、特記なきもの以外については、プレハブ教室基礎及び土間コンクリート・樋・雨水排水管付帯設備等は完全に解体撤去し、真砂土（購入土）を現状地盤面まで敷き均し、整地転圧すること。											
	2 改修工法	・ かぶせ工法 ・ 撤去工法 ・ 新規に金属製建具を設置する 壁開口の開け方（はつり工法） 建具周囲の補修工法（モルタル補修）								○ H=60 ※接着剤はウレタン樹脂系とし、ホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする。	② 解体撤去発生ガラ処分	○ 本発生ガラについては、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の規定に伴い、分別解体等及び再資源化等が義務付けられるので、特定建設資材（コンクリート・コンクリート及び鉄から成る建設資材・木材・757mm・コンクリート）について当規定に基づき、施工前に諸手続きを行い、市監督員の承諾を得て分別解体をおこない、再資源化できる施設で処分を行うこと。また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の規定に基づき、本工事全ての廃棄物を適法に処理し、報告書マニフェストを提出すること。										
	③ アルミニウム製建具	・ アルミニウム製建具の性能等級等（ 図示 ）による。 ・ アルミパネル（JIS H 4000） 厚3								○ 素地ごしらえ モルタル面、プラスター面 ・A種 ※B種（19.8.3）（表18.2.4） コンクリート面 ・A種 ※B種（19.8.3）（表18.2.5） せっこうボード面 ・A種 ※B種（19.8.3）（表18.2.7）												
	③ 鋼製建具	○ プレハブメーカー仕様による。 ※寸法等を変更する場合は事前に市監督員の承認を得ること。（16.2.3） 簡易気密型ドアセット（5.4.2）（表5.4.1） 外部に面する鋼製建具の耐風圧性の等級（5.4.2）（表5.2.1） ○ S-4 ・ S-5 ・ S-6 鋼板めっきの付着量（5.4.3） ※Z12又はF12を満足するもの（JIS G 3302）・Y0Bを満足するもの（JIS G 3317） 鋼板の厚さ（5.4.4）（表5.4.2） ※改修標準仕様書表5・4・2Iによる。ただし、片開き、親子開き、両開きの1枚の戸の有効開口巾が950mm又は有効高さが2,400を超える場合は、図示による。								○ 接着剤は、JIS A 6922による2種1号とし、WC・内壁の材料は防カビ剤入り接着剤とする。	③ その他	○ プレハブ教室リース期間終了時に、解体撤去する物を市監督員と現場立会を行い、以後市監督員の指示に従うこと。										
1 5 塗 装 工 事	5 木製建具	・ 建具材の加工及び組立時の含水率 B種 ・ フラッシュ戸の仕上げ等は、図示による。（16.7.1）～（16.7.3）	⑧ 接着剤						2 1 リ ー ス 物 件	① プレハブ教室	○ 地上一階建て 軽量鉄骨プレハブ造（建築図による）											
	⑥ ガラス	○ 学校用強化ガラス 厚4（透明、型板） ・ ポリカーボネート板 厚3、厚4 JIS K 6735 ○ 網入りガラス 厚6.8 ・ 型板強化ガラスt4								○ グラスウール敷込み（断熱材） 天井 50mm 24kg 壁 50mm 24kg（12.1.4）（表12.1.1）	② 備品リース	○ 曲面黒板 既製品黒板 W4500×H1200（3教室分 3台） ○ スカッフロッカー 既製品ロッカー（5列3段） W1780×D400×H880（3教室分9台） ○ 掃除道具入れ 既製品 W455×D515×H1790（3教室分 3台） ○ 生徒用壁付フック アルミレック掛け40人用（3教室分 80人分） ○ カテン 既製品 防災仕様 W1800*H1800 16枚 ○ カテン 既製品 防災仕様 W1800*H800 4枚 ○ カテン 既製品 防災仕様 W900*H800 4枚 ○ カテン 既製品 防災仕様 W7100*H2300 2枚 ○ カテンレール（シングル） 既製品 L=1800 20本 ○ カテンレール（シングル） 既製品 L=900 4本 ○ 天吊りカテンレール（V吊り） 既製品 L=14.2m ○ エアコン 機械設備図による（3教室分 4台） ○ 扇風機 電気設備図による（3教室分 4台） ○ 手洗い場 ステンレスSUS304 W1250×D500×H700（渡り廊下 1台）										
	⑦ 鍵	○ マスターキー ○ 製作する（16.8.4） ※既存校舎マスターキー合わせ 各部屋3本1組 合計9本（室名札付）をつけて引渡すこと。								※木材の断面を表示する寸法は、引出し線で断面寸法が示されている場合は、ひき立て寸法とし、寸法線で記入されている場合は仕上り寸法とする。												
	① 一般事項	○ 塗装施工業者は日本塗装工業会会員とする。 色調は見本帳を提出の上、市監督員の指示するものとする。								○ 床構造用合板 厚12 ○ ラワン合板張 ・ I 類 ○ II 類（19.7.2） ○ 壁紙、ビニル床シート、巾木に使用する接着剤は、ホルマリン不検出のもので原則として水性系のものを使用する。 F☆☆☆☆とする。（19.2.2）	③ その他	○ 備品等においては、新品とし市監督員の検査を受けること。										
1 5 塗 装 工 事	② 素地ごしらえ	種別 木部 不透明塗料塗りの場合 ※A種 ・B種（18.2.2）（表18.2.1） 透明塗料塗りの場合 ・A種 ※B種 鉄鋼面 ・A種 ・B種 ※C種（18.2.3）（表18.2.2） モルタル面、プラスター面 ・A種 ※B種（18.2.5）（表18.2.4） コンクリート面、ALCパネル面（耐候性塗料塗り以外の場合）（18.2.6）（表18.2.5） ・A種 ※B種	⑧ 接着剤						2 2 請 負 契 約	① リース期間	○ 令和7年11月1日から令和12年10月31日まで ○ 本工事において、前払い・出来高等の支払いは一切出来ないものとする。 また、本工事における請負金額については、令和7年度から令和11年度まで均等に20分割し、各年度四半期ごとに支払うものとする。											
							一級建築士事務所 岡田建築設計事務所 一級建築士事務所登録 奈良県知事 第2022（ほ）1856号 〒630-0424 奈良県古市町21-19-27 TEL : 0742-61-4118 FAX : 0742-63-3467 E-mail : okada@n3.kon.ne.jp 一級建築士登録番号 第326548号 岡田 和夫				設計者		製図者		工事名		佐保台小学校プレハブ教室リース（新規）					
							岡田				岡田		作成日		図面名称		特記仕様書4		縮尺		NON	
													第 A-04 号図									





一級建築士事務所 岡田建築設計事務所
一級建築士事務所登録 奈良県知事 第2022 (注) 1856号
〒630-8424 奈良市古市町2139-27
TEL : 0742-63-4118
FAX : 0742-63-3487
E-mail : okada@okada.ne.jp
一級建築士登録番号 第326548号 岡田 和夫

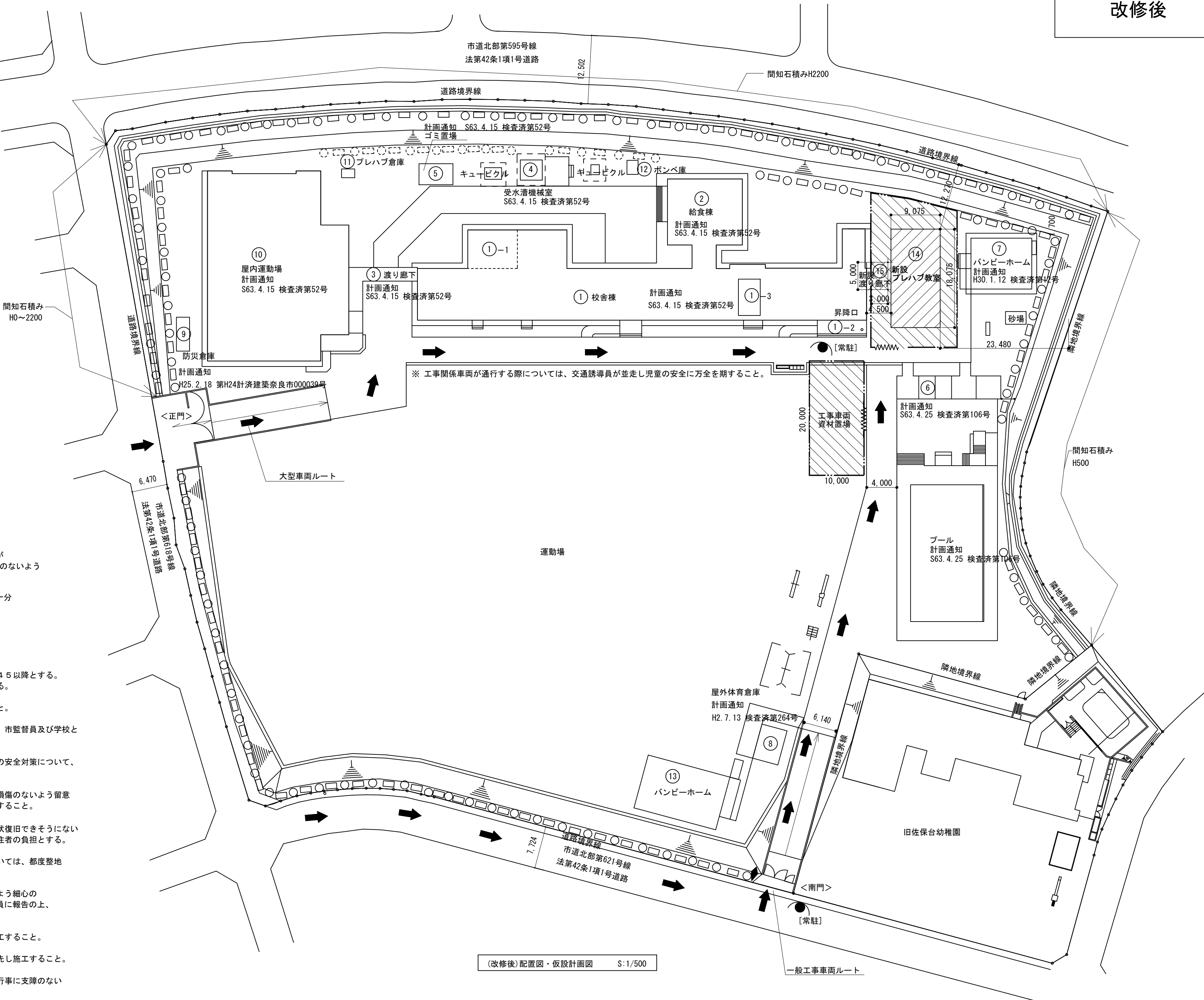
設計者	製図者	工事名	佐保台小学校プレハブ教室リース(新規)		
		作成日：		図面名称	縮尺
		第 A-07 号図		(改修前)配置図	S:1/500

改修後

凡例	
	… 本工事対象部分
	… 工事ヤード
	… 門扉
	… 工事車両進入路
	… フェンスバリアード H1800 (上部目隠しシート貼)
	… キャスターゲート W3000×H1800
	… 交通誘導員 (常駐：2名/日)
	… 工事看板

【 特 記 事 項 】

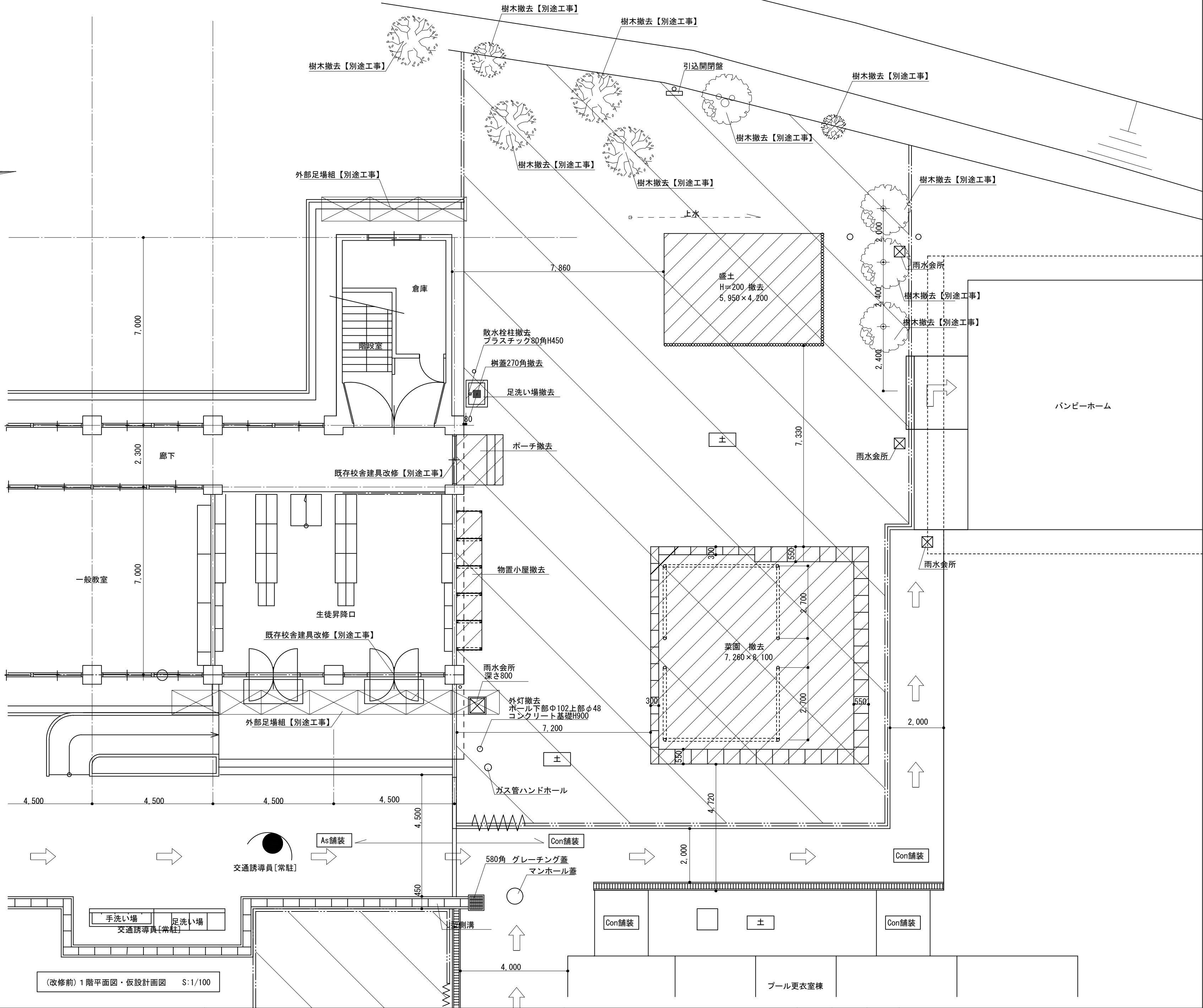
- ※ 当該敷地内において、奈良市発注による別途工事【佐保台小学校校舎建具改修工事】が工事期間中に施工される予定である為、別途工事受注者と十分協議をおこない、トラブルのないよう施工すること。
- ※ 当該工事において、別途工事範囲と一部重複する作業については、別途工事受注者と十分協議打合せ協力をおこない一切のトラブルがない様に施工すること。
- ※ 原則として日曜・祝日は工事をおこなわないこと。
- ※ 作業時間帯は、原則午前8：45～午後6：00（片含む）までとする。
- ※ 工事車両進入時間は、児童の登校時間を避けた午前7：30以前、もしくは午前8：45以降とする。
また、学校の休み時間中については、工事車両の通行及び搬出入車両の通行禁止とする。
- ※ 工事車両駐車可能位置を除き、原則工事車両については、工事ヤード内に駐車すること。
- ※ 仮囲い、仮設足場、交通誘導員、資材置場等の設置位置、範囲、及び時期については、市監督員及び学校と打合せ・協議の上最終決定すること。
- ※ 工事車両の敷地内通行は、交通誘導員の先導のもと最徐行運転とする。また、その際の安全対策について、事前に市監督員及び学校と十分協議し、安全対策に万全を期すこと。
- ※ 工事車両通行箇所については現状調査の上、記録を残し、養生等を行い、既設施設に損傷のないよう留意すること。万一、破損、汚損等が生じた場合については、受注者の負担にて現状復旧すること。
- ※ 敷地内の工事影響範囲内の土部分は、竣工時に整地転圧を行い現状復旧すること。現状復旧できそうにない場合は、すき取りし、購入土搬入の上整地転圧を行い、現状復旧すること。費用は受注者の負担とする。
- ※ 工事期間中は、運動場内における車両通行等によって生じる轍、段差、タイヤ跡については、都度整地をおこなうこと。
- ※ 工事期間中は、児童、学校利用者、学校関係者及び近隣住民等とトラブルが起きないよう細心の注意をはらい施工すること。万一、工事期間中にトラブルが発生した場合は、市監督員に報告の上、受注者にて対応・解決すること。
- ※ 本工事周辺は店舗・住宅に隣接する為、騒音及び道路通行社の安全確保を考慮し、施工すること。
- ※ 本工事は小学校を使用しながらの工事の為、児童・職員及び学校関係者の安全を最優先し施工すること。
- ※ 本工事は小学校を使用しながらの工事の為、騒音・振動を伴う作業については、学校行事に支障のないよう最大限配慮し、工事が学校運営に支障をきたす場合は休工とすること。



(改修後)配置図・仮設計画図 S:1/500

			一級建築士事務所 岡田建築設計事務所 一級建築士事務所登録 奈良県知事 第2022 (注) 1856号 〒630-8424 奈良市古市町2139-27 TEL : 0742-61-4118 FAX : 0742-63-3487 E-mail : okada@okada-kon.ne.jp 一級建築士登録番号 第326548号 岡田 和夫	設計者	製図者	工事名	佐保台小学校プレハブ教室リース (新規)	
						作成日 :	図面名称	縮尺
						第 A-08 号図		

改修前



凡例	
	工事ヤード
	撤去範囲
	児童・関係者動線
	フェンスバリケード H1800
	キャスターゲート W3000×H1800

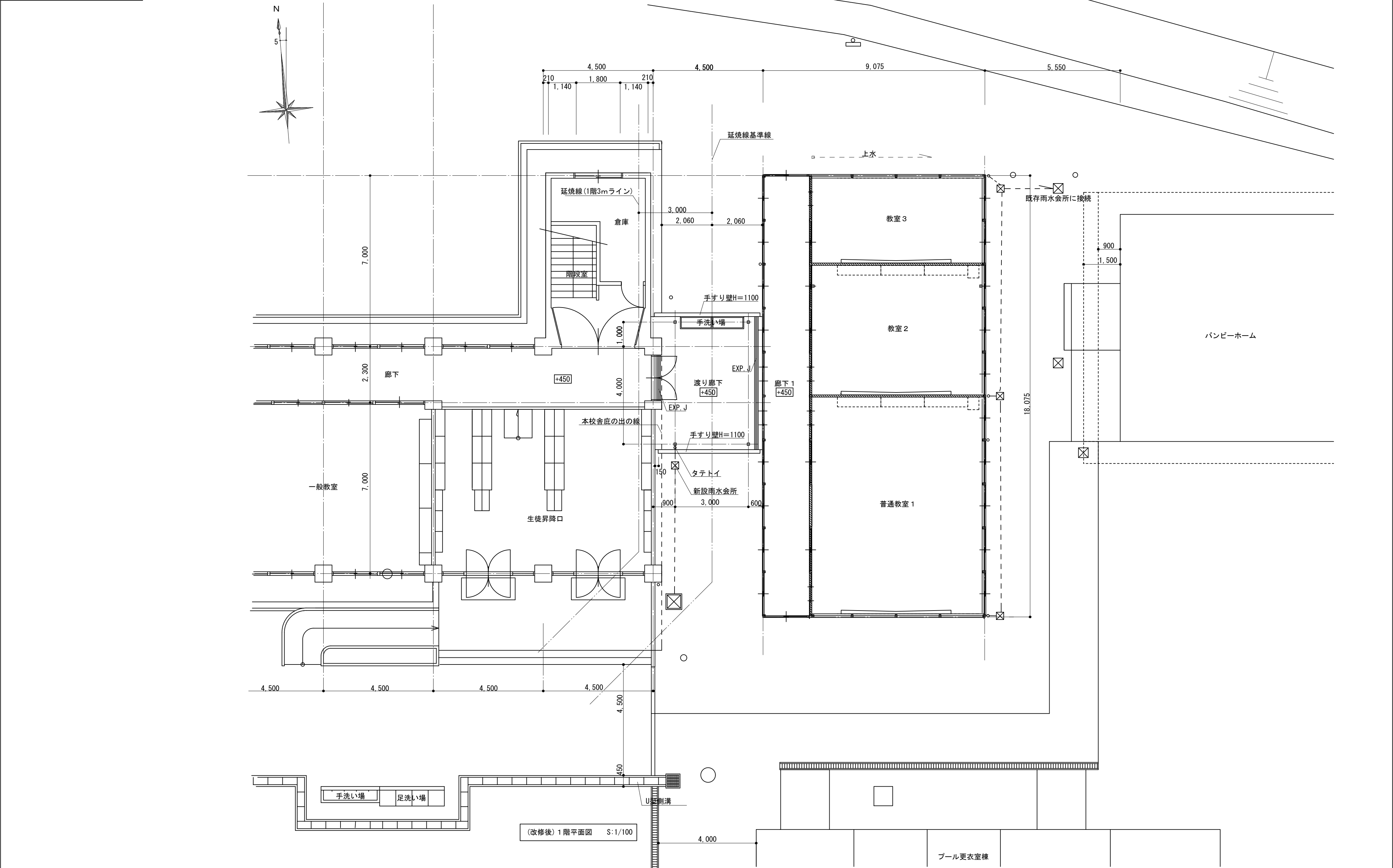
(改修前) 1階平面図・仮設計画図 S:1/100



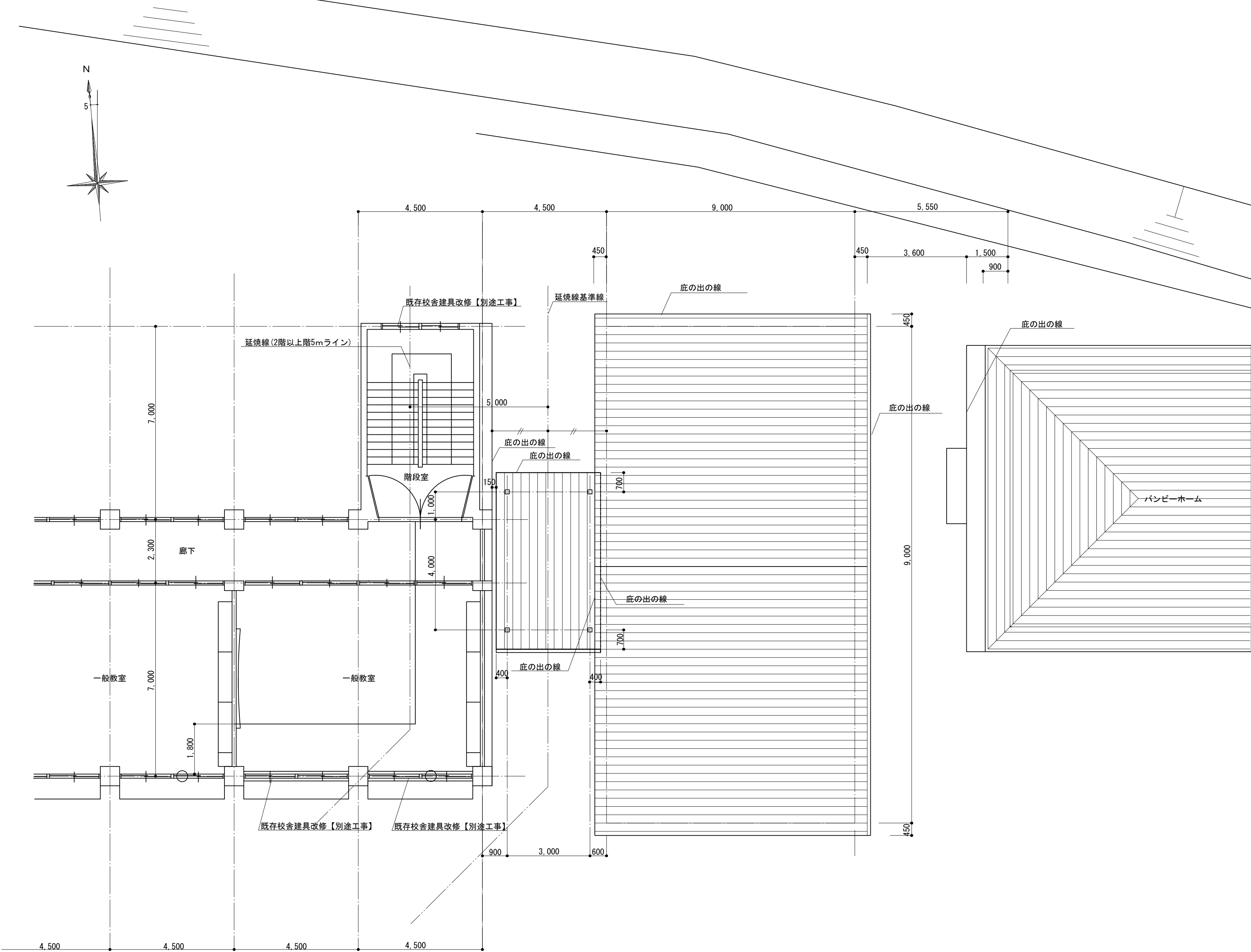
一級建築士事務所 岡田建築設計事務所
一級建築士事務所登録 奈良県知事 第2022 (注) 1856号
〒630-8424 奈良市古市町2139-27
TEL : 0742-61-4118
FAX : 0742-63-3487
E-mail : okada@ind.kon.ne.jp
一級建築士登録番号 第326548号 岡田 和太

設計者	製図者	工事名	佐保台小学校プレハブ教室リース (新規)		
		作成日 :		図面名称	
		第 A-09 号図		(改修前) 1階平面図・仮設計計画図	
		縮尺		S:1/100	

改修後



改修後



（改修後）屋根伏図 S:1/100



一級建築士事務所 岡田建築設計事務所
一級建築士事務所登録 奈良県知事 第2022（注）1856号
〒630-8424 奈良市古市町2139-27
TEL : 0742-61-4118
FAX : 0742-63-3487
E-mail : okadai@okadai.ne.jp
一級建築士登録番号 第326548号 岡田 和夫

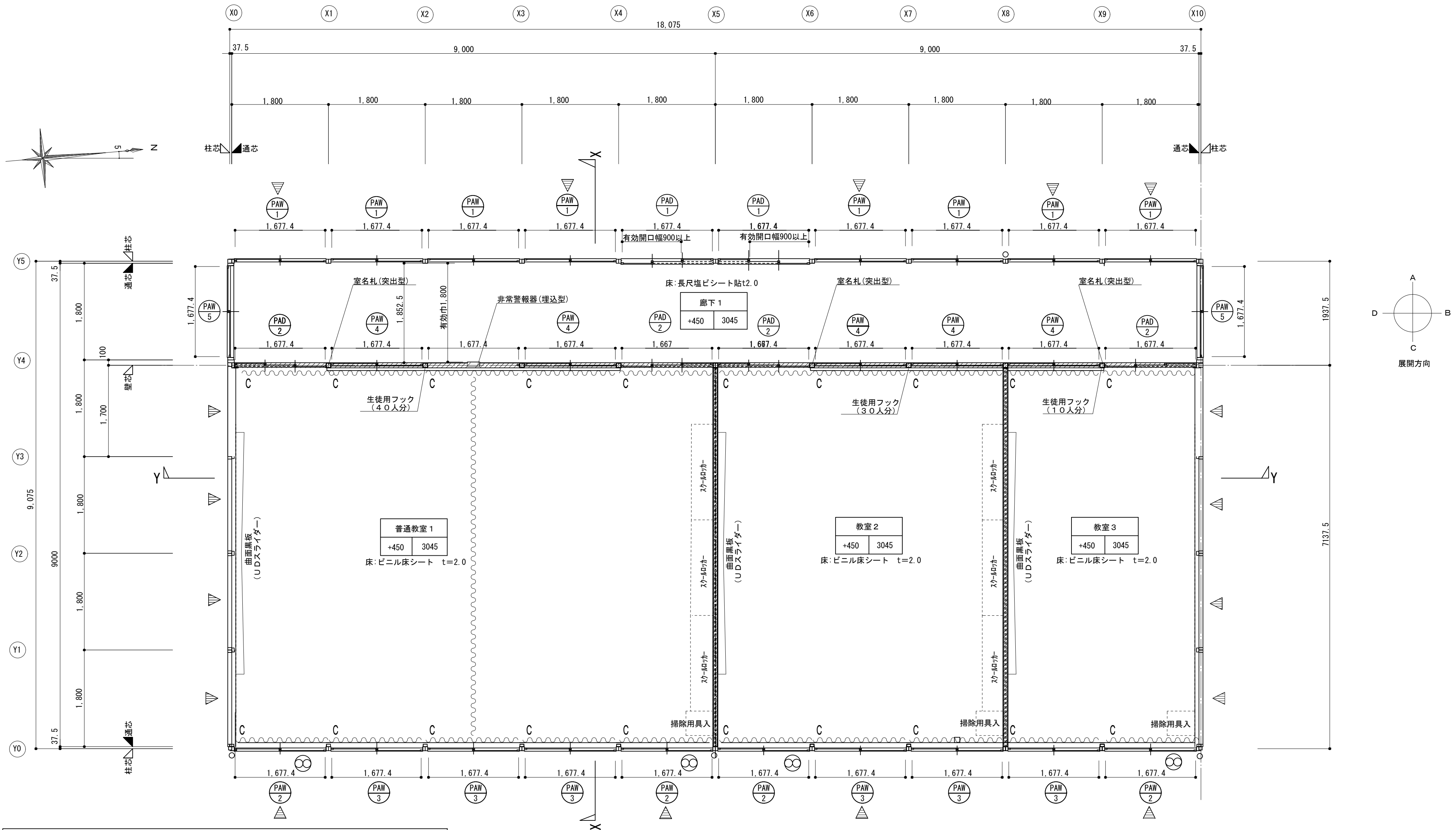
設計者	製図者	工事名	佐保台小学校プレハブ教室リース（新規）		
		作成日：		図面名称	縮尺
		第 A-11 号図		（改修後）屋根伏図	S:1/100

（改修後）屋根伏図

S:1/100

設 計 概 要										室 内 仕 上 表												
一般事項	工事名称	佐保台小学校プレハブ教室リース（新規）				建築場所	奈良県奈良市佐保台三丁目９０２番地の３４１			階	室名	床	巾木	H	腰	壁	天井	廻縁	H	備考		
	建物類別	増築				用途	小学校															
	地域指定	用途指定	第一種低層住居専用地域			建ペイ率指定	４０％		容 積 率												６０％	
		防火指定	法２２条防火区域			其の他指定	宅造規制区域、外壁後退距離1.5m、絶対高さ制限10m 大和青垣景観区域 第３種風致地区 第9ゾーン 佐保山風致地区															
建物概要	規模	階数	平屋建	耐火建築物の種別	その他	軒高	4,255		最高部の高さ	4,505		教室２	ビニル床シート t＝2 下地：構造用針葉樹合板 t＝12	ビニル巾木	60	外周部：ビニルクロス、下地：強化石膏ボード t＝15 廊下側：ビニルクロス、下地：強化石膏ボード t＝15 教室後：ビニルクロス 掲示用クロス（H1100－2000） 下地：強化石膏ボード t＝15	化粧石膏ボード t＝9.5	塩ビ製	3,045	カーテン、曲面黒板 スクールロッカー（３台） 掃除用具入れ、 壁付フック（４０人分）		
		建築面積	求積図による																			
		床面積	求積図による																			
構造概要	基礎型式	鉄筋コンクリート造									教室３	ビニル床シート t＝2 下地：構造用針葉樹合板 t＝12	ビニル巾木	60	外周部：ビニルクロス、下地：強化石膏ボード t＝15 廊下側：ビニルクロス、下地：強化石膏ボード t＝15 教室前後：ビニルクロス 掲示用クロス（H1100－2000） 下地：強化石膏ボード t＝15	化粧石膏ボード t＝9.5	塩ビ製	3,045	カーテン、曲面黒板 スクールロッカー（３台） 掃除用具入れ、 壁付フック（１０人分）			
	軸組	軽量鉄骨ブレース造（外ブレース）																				
		地耐力	長期： ４０ kN／㎡	仮定値 ・ 実値																		
	短期： ８０ kN／㎡																					
	積雪	３０cm：短期 ６００ N／㎡																				
	内部軸組	床	1階：床構造用合板 t＝12 根太：90×30@300） 大引：鋼製（C－75×45×15×2.3）@900 束 ：鋼製@900 タテヨコ共 土間コンクリート t＝100 ワイヤーメッシュ 6φ-100×100 透湿防水シート t＝0.15+0.15 再生クラッシュラン t＝100																	内壁ふかし	【教室部】軽鉄下地、グラスウール t＝50 24kg/m3充填 【廊下部】外壁現し	
間仕切			軽鉄下地																			
天井			軽鉄下地、小屋裏のみ グラスウール t＝50 24kg/m3敷込																			
外部仕上	屋根	ガルバリウム鋼板 t＝0.6、ルーフデッキ（H＝131） 裏面（建屋内）：発泡ポリエチレンペフ t＝4 軒裏：ベフ無し				外壁	外壁パネル：t＝41 外）カラーガルバリウム鋼板 t＝0.35 芯）水発砲硬質ウレタン 内）カラーガルバリウム鋼板 t＝0.35															
	渡り廊下	屋根・軒裏 ヨドルーフ90ハゼ ガルバリウム鋼板t0.6 NM-8697 床 土間コンクリートt150 D13@150 透湿防水シートt0.15+0.15 モルタルコテ押えの上 防滑塩ビシート貼t2.5 軒樋 塩ビ角樋W＝120 堅樋 硬質ポリ塩化ビニール管VP75 学校用ステンレス製手洗い場 1槽式 間口1300×奥行500 2台																				
建具	符号	仕様	硝子			寸法 W・H	符号			仕様	硝子	寸法 W・H										
	PAD1（外部）	アルミ2枚引込み戸	上部）学校用強化 透明 t＝4	1647×1975			PAW1（外部）	アルミ引違い窓（2段窓）			（上段） 学校用強化透明 t＝4	1,677.4×799.5										
			下部）アルミ貼パネル								（下段） 学校用強化透明 t＝4	1,677.4×799.5										
	PAD2（内部）	アルミ2枚引込み戸	上部）学校用強化 透明 t＝4	1667×1989			PAW2（外部）	アルミ引違い窓（2段窓）			（上段） アルミ貼パネル、学校用強化透明 t＝4	1,677.4×799.5										
			下部）アルミ貼パネル								（下段） 学校用強化透明 t＝4	1,677.4×799.5										
							PAW3（外部）	アルミ引違い窓（2段窓）			（上段） 学校用強化透明 t＝4	1,677.4×799.5										
											（下段） 学校用強化透明 t＝4	1,677.4×799.5										
							PAW4（内部）	アルミ引違い窓（2段窓）			（上段） 学校用強化透明 t＝4	1,677.4×799.5										
											（下段） 学校用強化透明 t＝4	1,677.4×799.5										
							PAW4（外部）	アルミ引違い窓			学校用強化透明 t＝4	1,677.4×1,274.5										
※AW部性能：A－4 S－3 W－3（※必須とする）																						
金属	樋	軒樋：塩ビ製、前高折板用120型 堅樋：塩ビ製VP 75φ																				
	板金金物	柱脚水切：カラーガルバリウム鋼板 t＝0.35、軒見切：カラーガルバリウム鋼板 t＝0.35、 換気面戸：カラーガルバリウム鋼板 t＝0.35、 水切類：カラーガルバリウム鋼板 t＝0.5、ケラバ包み：ガルバリウム鋼板 t＝0.6																				
塗装	鉄部	錆止塗装（JIS K5621－2種又は、JIS K7674）1回塗 見え掛り FE1回塗																				
雑工事	カーテン	カーテン・カーテンレール（シングル）																				
	タタ貼分部 見切	塩ビ製																				
	額縁	木製																				
	備品	右記の備考に記載（新品の納入とし、中古品は不可）																				
	その他	メーカー仕様による																				
其の他	室内環境汚染対策：内装材（接着材、塗装材も含む）・木製建具・家具等を選定するにあたり、 室内環境汚染対策（規制対象外、F☆☆☆☆）を使用する事。																					
	鉄骨部材（柱・梁・屋根・ブレース）は新品とし、ミルシートの提出を求めることとする。（工事監理者へ提出）																					
	その他建築基準法及び関連法規、条例等に基づく行政の指導により、仕様を変更する場合があります。																					

 一級建築士事務所 岡田建築設計事務所 一級建築士事務所登録 奈良県知事 第2022（注）1856号 〒630-0424 奈良県古市町2130-27 TEL : 0742-61-4118 FAX : 0742-63-3467 E-mail : okada@ng.kori.ne.jp 一級建築士登録番号 第326548号 岡田 和大	設計者		製図者		工事名	佐保台小学校プレハブ教室リース（新規）		
			作成日：		図面名称	縮尺		
			第 A-12 号図		プレハブ校舎 設計概要	NON		



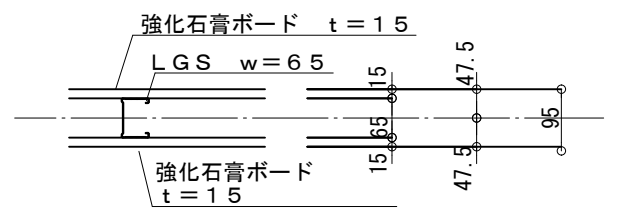
- 凡例
- ※1 「通芯」は外周鉄骨柱の内面を示す。
 - ※2

室名
床高
天井高

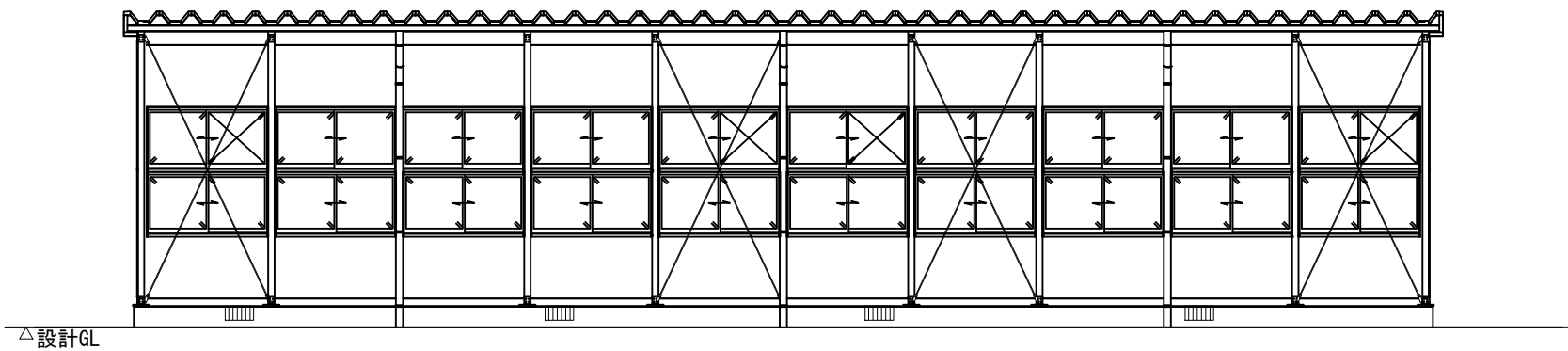
 ※床高とは設計GLからの高さを示す
 - ※3 はカーテンを示す。
 - ※4 は耐力プレスを示す。
 - ※5 は壁プレスを示す。
 - ※6 火気使用無し
 - ※7 その他建築基準法及び関連法規、条例等に基づく行政の指導により、仕様を変更する場合があります。
 - ※8 建築基準法 令22条について
1階床は本造で高さは設計GLより450mm、床下は@4500mmに面積800cm²の換気口を設ける。

ブレハブ校舎 1階平面図 S:1/50

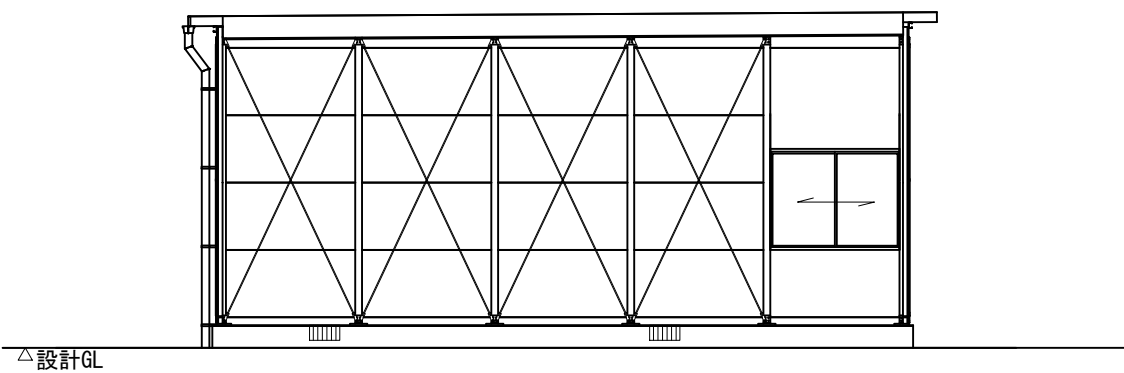
部：界壁（防火上主要な間仕切壁）
軽鉄下地の上 石膏ボード t=15両面貼
（床から天井裏または小屋裏まで）
（準耐火構造 平12建告第1358号第一の一のハの（2）の（ii））
※なお上記を貫通する配管等は建築基準法施工令第112条20項
及び第129条の2の4第1項第7号イの規定に適合するものとするか、
もしくは国土交通大臣の認定を受けた構造方法による防火区画等の貫通処理
を行うこととする。



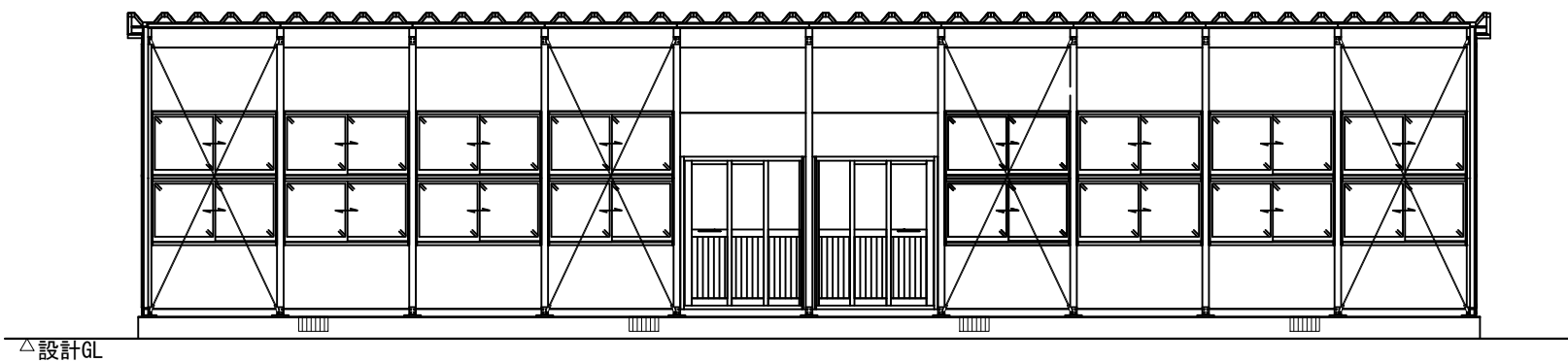
界壁詳細図



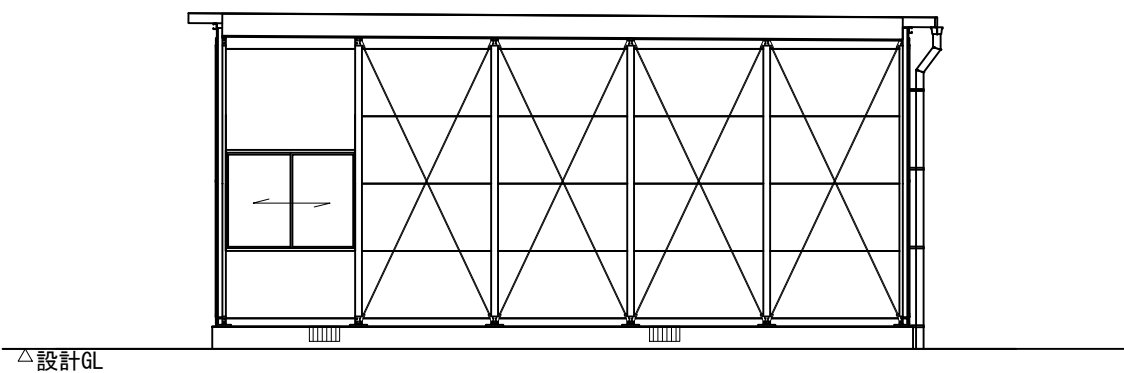
東立面図 S:1/100



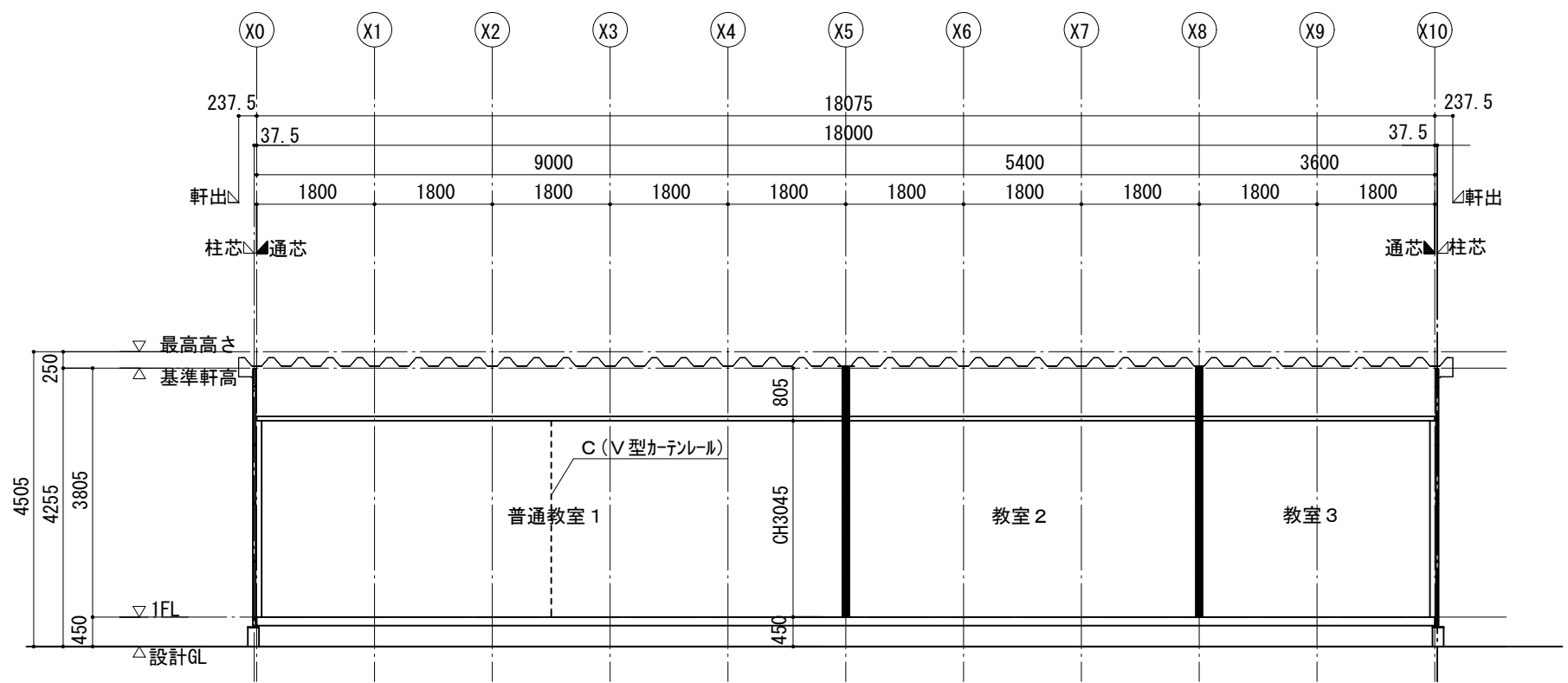
北立面図 S:1/100



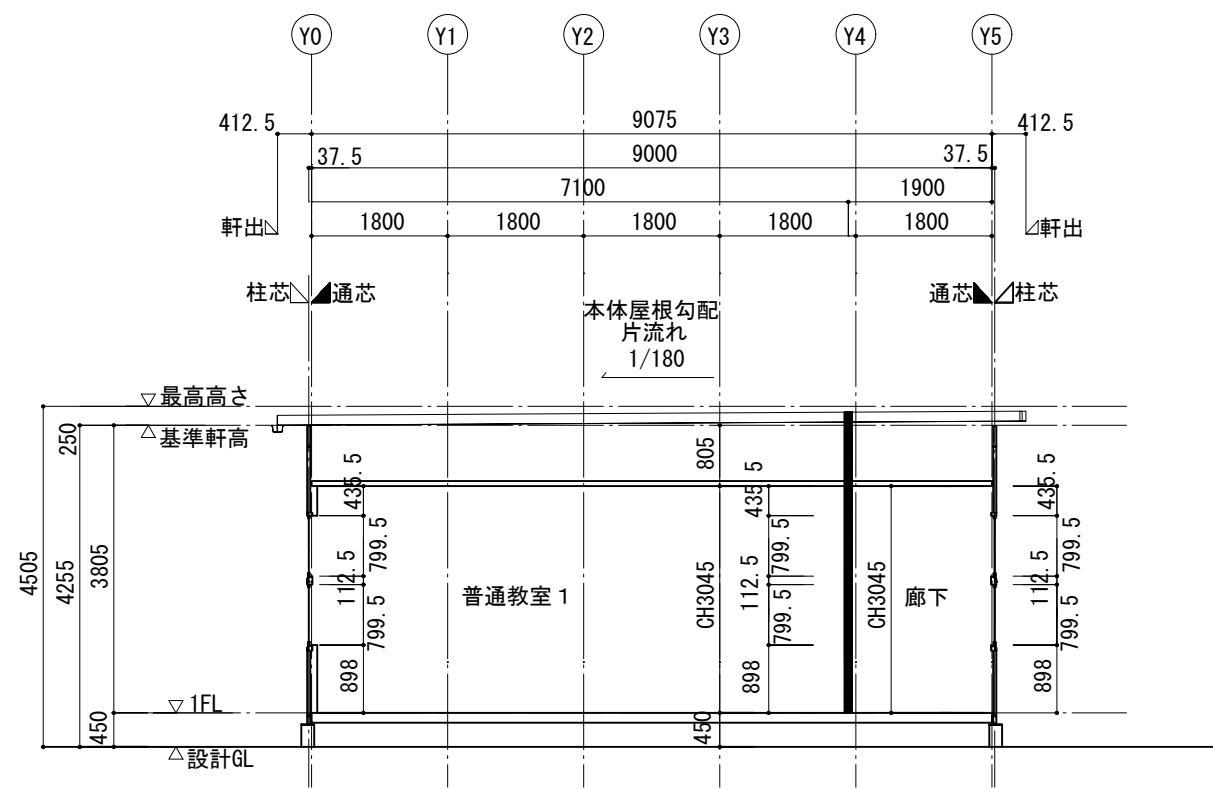
西立面図 S:1/100



南立面図 S:1/100



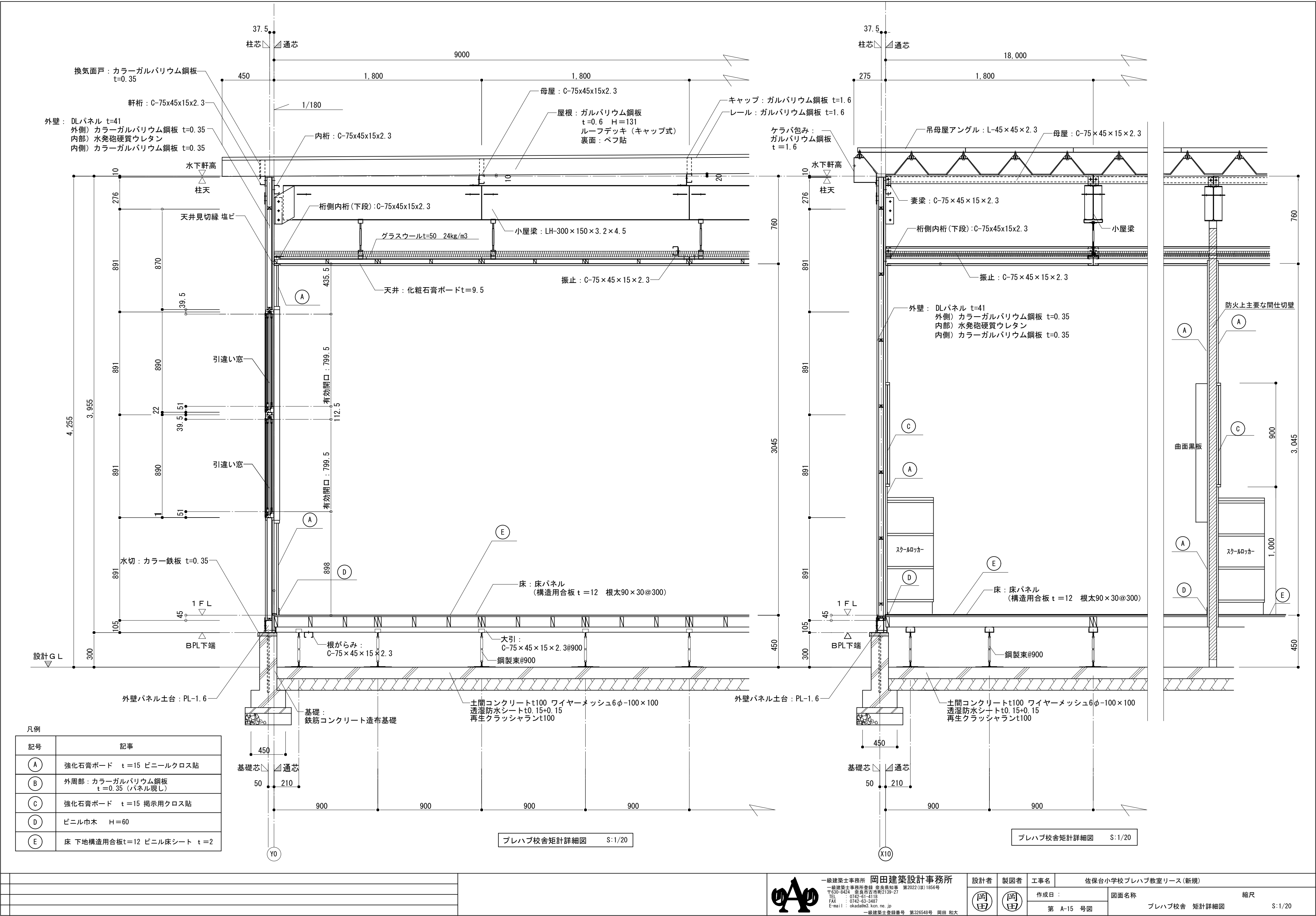
Y断面図 S:1/100 ■部：防火上主要な間仕切壁（建築基準法施工令第114条）



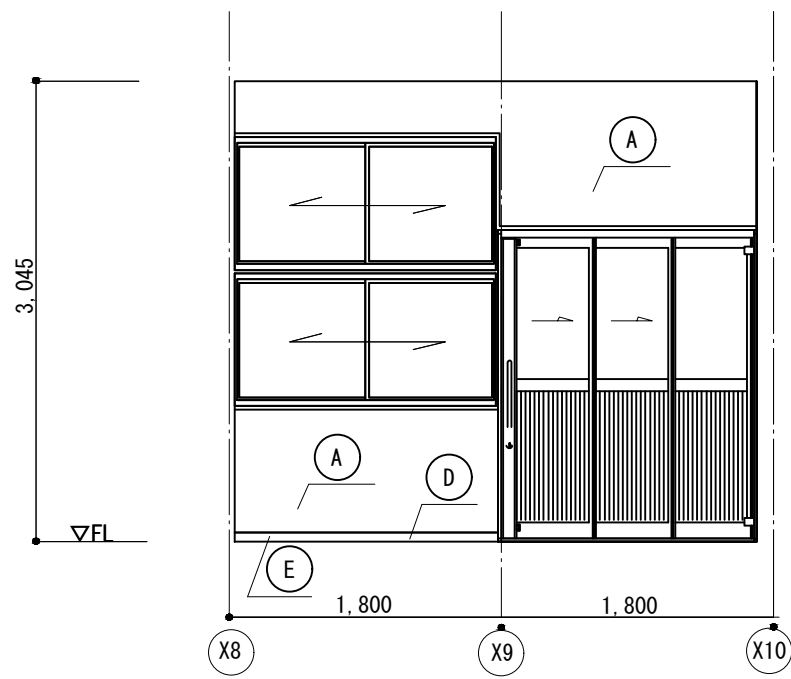
X断面図 S:1/100 ■部：防火上主要な間仕切壁（建築基準法施工令第114条）

	一級建築士事務所 岡田建築設計事務所
	一級建築士事務所登録 奈良県知事 第2022 (注) 1856号
	〒630-8424 奈良市古市町2139-27
	TEL : 0742-61-4118
	FAX : 0742-63-3487
E-mail : okada@okada-ken.ne.jp	
一級建築士登録番号 第326548号 岡田 和夫	

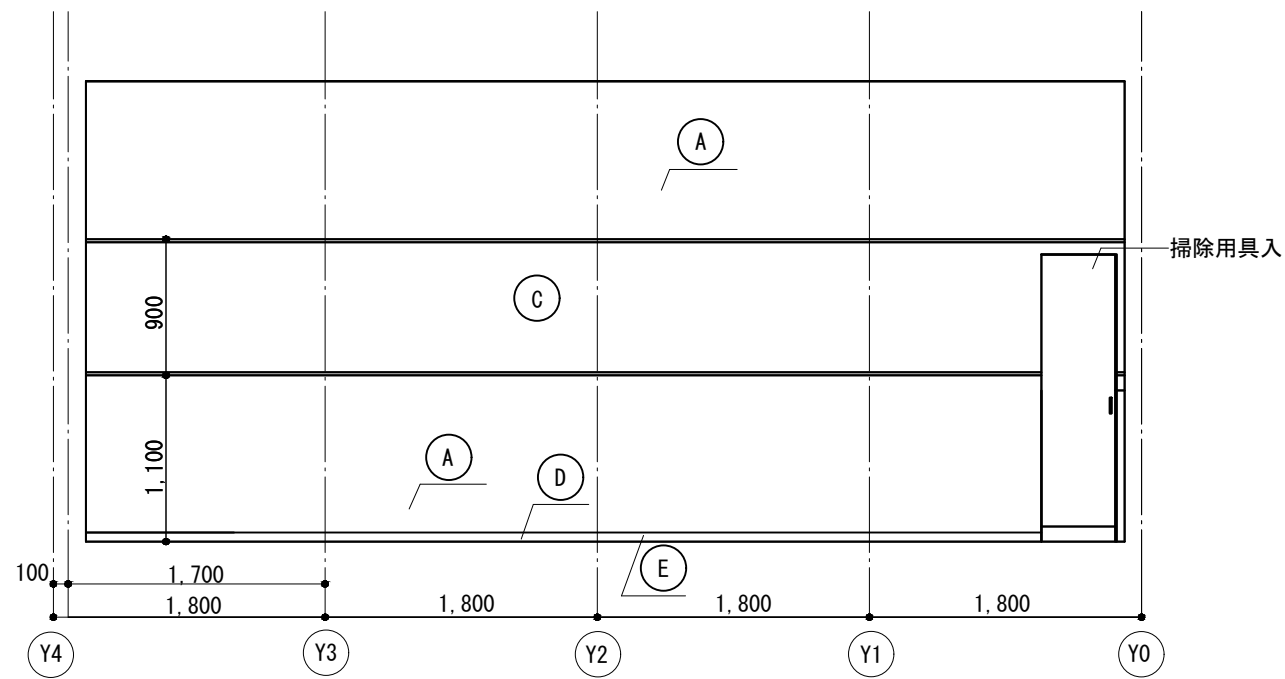
設計者	製図者	工事名	佐保台小学校プレハブ教室リース (新規)	
		作成日：	図面名称	縮尺
		第 A-14 号図	プレハブ校舎 立面図・断面図	S:1/100



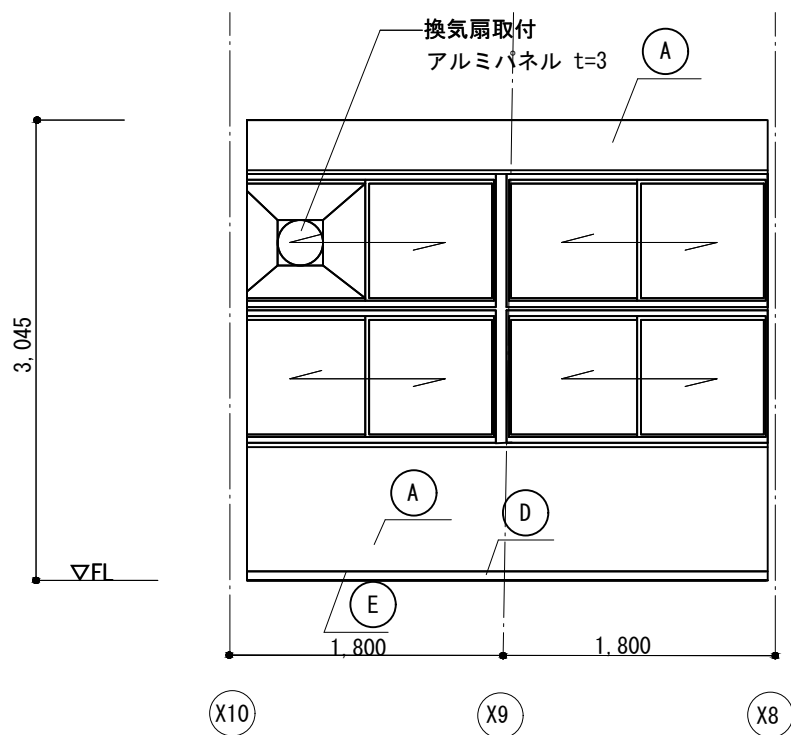




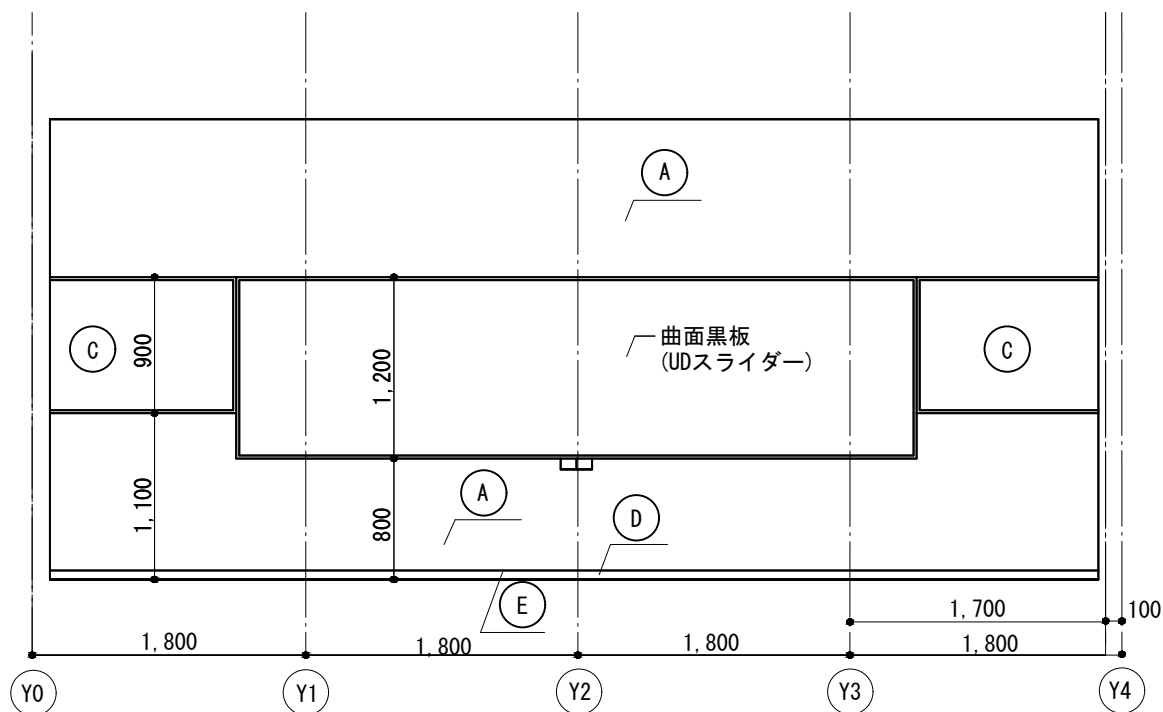
A面



B面



C面



D面

ブレハブ校舎 展開図 教室3 S:1/50

凡例

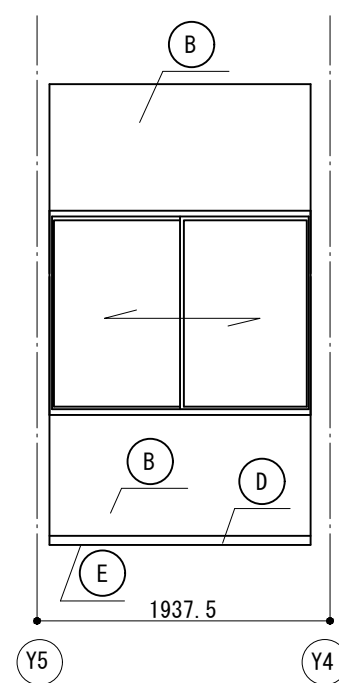
記号	記事
(A)	強化石膏ボード t=15 ビニールクロス貼
(B)	外周部: カラーガルバリウム鋼板 t=0.35 (パネル現し)
(C)	強化石膏ボード t=15 掲示用クロス貼
(D)	ビニル巾木 H=60
(E)	床 下地構造用合板t=12 ビニル床シート t=2

	一級建築士事務所 岡田建築設計事務所
	一級建築士事務所登録 奈良県知事 第2022 (注) 1856号
	〒630-8424 奈良市古市町2139-27
	TEL : 0742-61-4118 FAX : 0742-63-3487 E-mail : okada@n3.kon.ne.jp
一級建築士登録番号 第326548号 岡田 和夫	

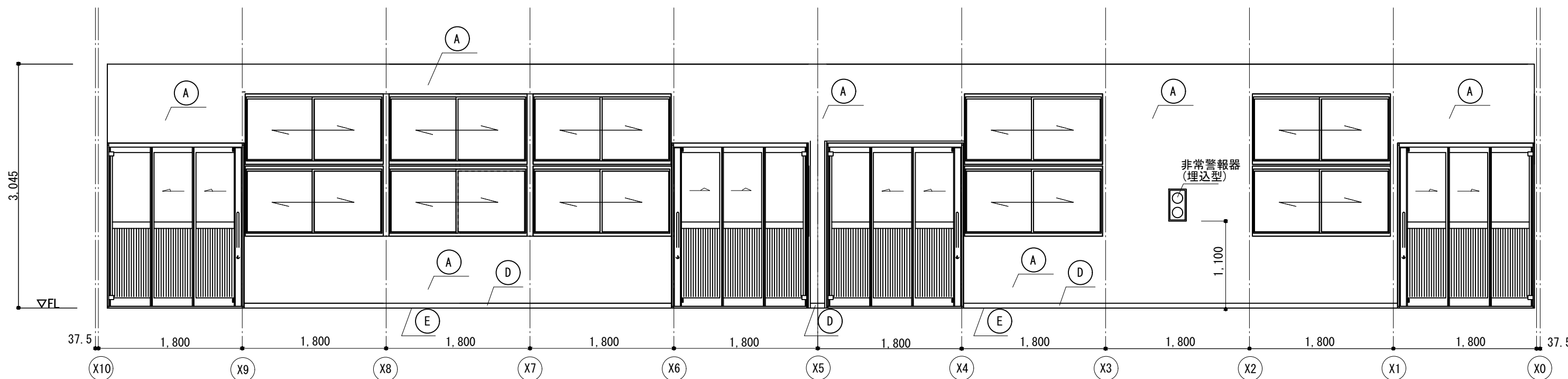
設計者	製図者	工事名	佐保台小学校ブレハブ教室リース (新規)
		作成日 :	図面名称 縮尺
		第 A-19 号図	ブレハブ校舎 展開図 教室3 S:1/50



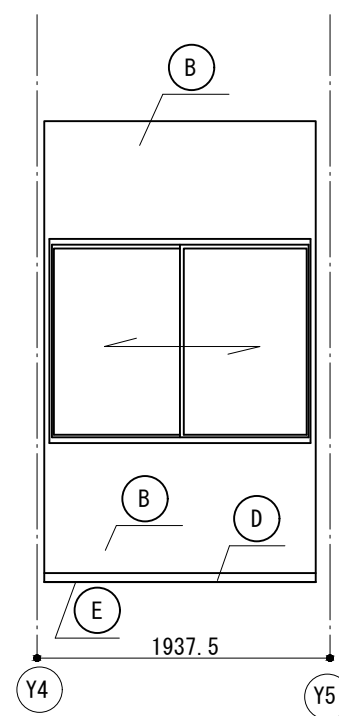
A面



B面



C面



D面

プレハブ校舎 展開図 廊下 S:1/50

凡例	
記号	記事
(A)	強化石膏ボード t=15 ビニールクロス貼
(B)	外周部: カラーガルバリウム鋼板 t=0.35 (パネル現し)
(C)	強化石膏ボード t=15 掲示用クロス貼
(D)	ビニル巾木 H=60
(E)	床 下地構造用合板t=12 ビニル床シート t=2



一級建築士事務所 岡田建築設計事務所

一級建築士事務所登録 奈良県知事 第2022 (ほ) 1856号

〒630-8424 奈良市古市町2139-27

TEL : 0742-61-4118

FAX : 0742-63-3487

E-mail : okada@n3.kon.ne.jp

一級建築士登録番号 第326548号 岡田 和夫

設計者	製図者	工事名	佐保台小学校プレハブ教室リース (新規)		
		作成日 :	図面名称		縮尺
		第 A-20 号図	プレハブ校舎 展開図 廊下		S:1/50

形式	PAD 1	2枚引込み戸（落し込みタイプ）	外部 2ヶ所	PAD 2	2枚引込み戸（落し込みタイプ）	内部 4ヶ所	PAW 1	引違い窓（落し込みタイプ）	外部 8ヶ所	PAW 2	引違い窓（落し込みタイプ）換気扇付	外部 4ヶ所	PAW 3	引違い窓（落し込みタイプ）	外部 6ヶ所	PAW 4	引違い窓（落し込みタイプ）	内部 5ヶ所
姿 図																		
				※内部間仕切部用														
	仕上	アルミ製サッシ（シルバー）		枠見込：104.5	アルミ製サッシ（シルバー）	枠見込：80	アルミ製サッシ（シルバー）	枠見込：70	アルミ製サッシ（シルバー）	枠見込：70	アルミ製サッシ（シルバー）	枠見込：70	アルミ製サッシ（シルバー）	枠見込：70	アルミ製サッシ（シルバー）	枠見込：70		
	硝子	学校用強化ガラス t=4（透明）			学校用強化ガラス t=4（透明）		学校用強化ガラス t=4（透明）		学校用強化ガラス t=4（透明）		学校用強化ガラス t=4（透明）		学校用強化ガラス t=4（透明）		学校用強化ガラス t=4（透明）			
	金物	付属金物一式、指詰防止金物 シリンダー錠、SUS取手			付属金物一式、指詰防止金物		クレセント、付属金物一式、指詰防止金物		クレセント、付属金物一式、指詰防止金物		クレセント、付属金物一式、指詰防止金物		クレセント、付属金物一式、指詰防止金物		クレセント、付属金物一式、指詰防止金物			
備考	腰板：アルミパネル			腰板：アルミパネル														

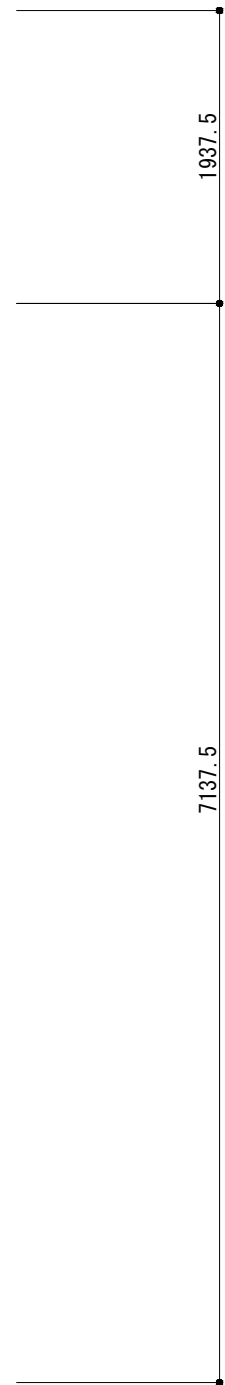
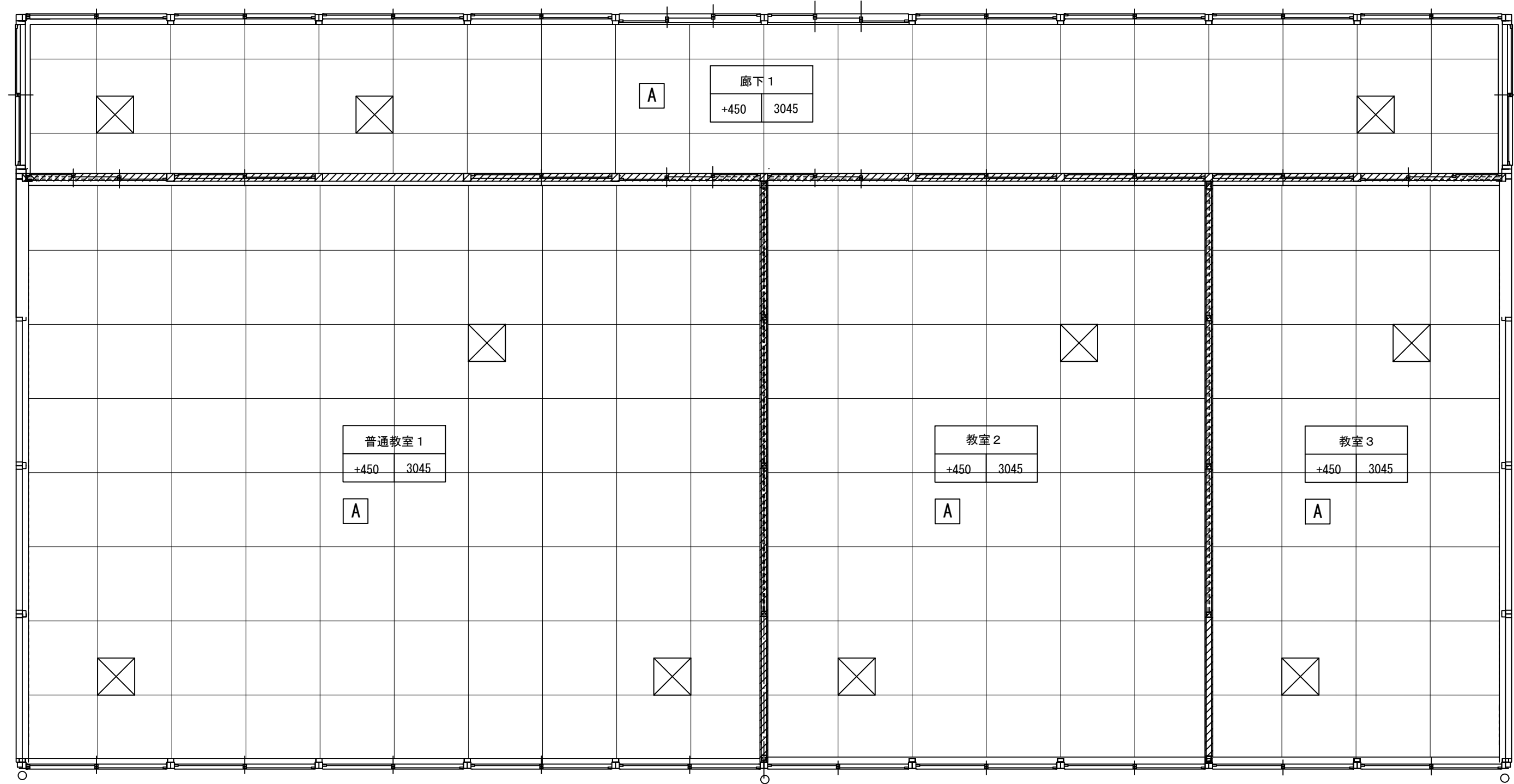
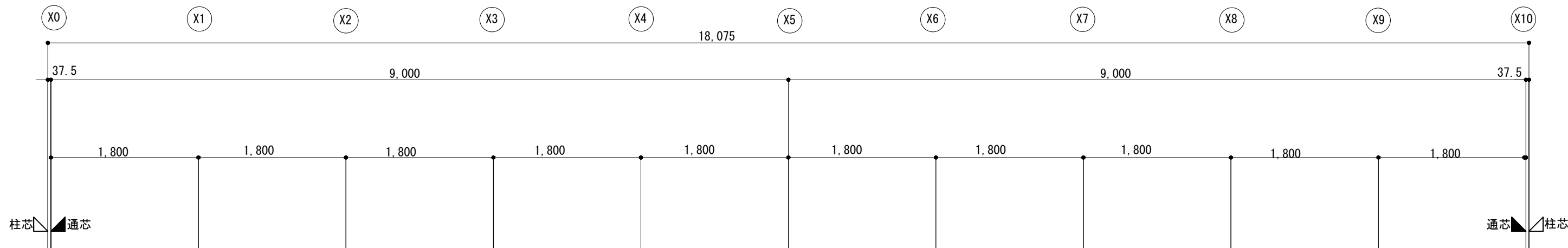
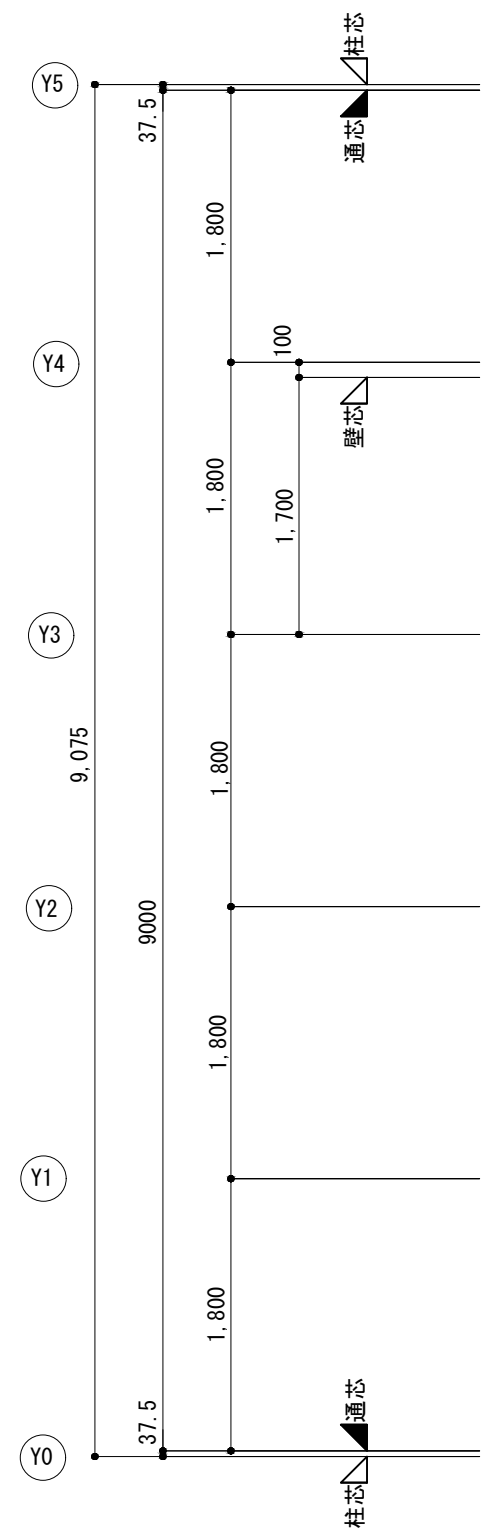
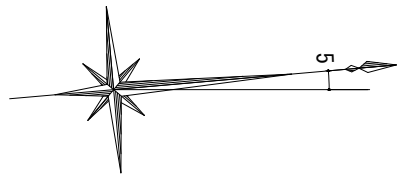
										形式	PAW 5	引違い窓（落し込みタイプ）	外部 2ヶ所	
										姿図				
											仕上	アルミ製サッシ（シルバー） 枠見込：70		
											硝子	学校用強化ガラス t=4（透明）		
											金物	クレセント、付属金物一式、指詰防止金物		
											備考			

一級建築士事務所 岡田建築設計事務所				設計者	製図者	工事名	佐保台小学校プレハブ教室リース（新規）		
 一級建築士事務所登録 奈良県知事 第2022（注）1856号 〒630-0424 奈良市云雀町2189-27 TEL : 0742-61-4118 FAX : 0742-63-3487 E-mail : okada@ia3.kon.ne.jp 一級建築士登録番号 第326548号 岡田 和夫				岡田	岡田	作成日：		図面名称	縮尺
						第 A-21 号図		プレハブ校舎 建具表・建具平面図	S:1/50



一級建築士事務所 岡田建築設計事務所
一級建築士事務所登録 奈良県知事 第2022（注）1856号
〒630-8424 奈良市古市町2139-27
TEL : 0742-61-4118
FAX : 0742-63-3487
E-mail : okada@okada-architects.jp
一級建築士登録番号 第326548号 岡田 和夫

設計者	製図者	工事名	佐保台小学校プレハブ教室リース（新規）		
岡 田	岡 田	作成日：	図面名称 縮尺		
		第 A-21 号図	プレハブ校舎 建具表・建具平面図 S:1/50		



プレハブ校舎 天井伏図 S:1/50

A	軽量鉄骨天井下地19型 化粧石膏ボードt9.5 塩ビ製廻縁
X	アルミ製天井点検口450×450



一級建築士事務所 岡田建築設計事務所

一級建築士事務所登録 奈良県知事 第2022 (注) 1856号

〒630-8424 奈良市古市町2139-27

TEL : 0742-61-4118

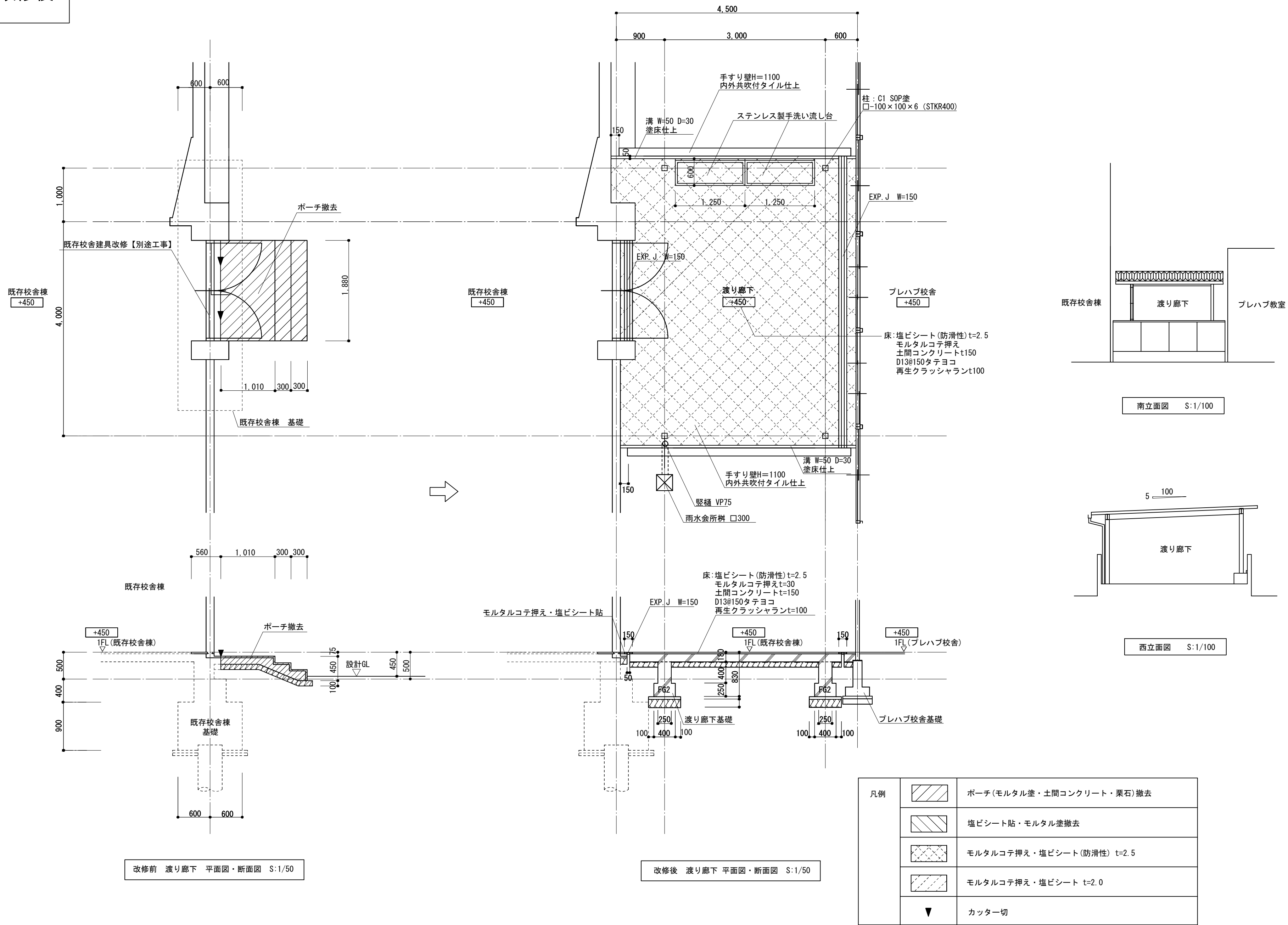
FAX : 0742-63-3487

E-mail : okada@o3.kon.ne.jp

一級建築士登録番号 第326548号 岡田 和夫

設計者	製図者	工事名	佐保台小学校プレハブ教室リース (新規)	
		作成日 :	図面名称	縮尺
		第 A-22 号図	プレハブ校舎 天井伏図	S:1/50

改修前・改修後

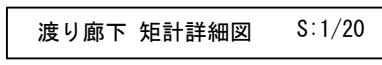




一級建築士事務所 岡田建築設計事務所
一級建築士事務所登録 奈良県知事 第2022 (注) 1856号
〒630-8424 奈良市古市町2139-27
TEL : 0742-63-4118
FAX : 0742-63-3487
E-mail : okada@n3.ocn.ne.jp
一級建築士登録番号 第326548号 岡田 和夫

設計者	製図者	工事名	佐保台小学校プレハブ教室リース(新規)		
		作成日	図面名称		
		第 A-23 号図	(改修前・改修後) 渡り廊下平面図・断面図		

縮尺 S:1/50
S:1/100



 一級建築士事務所 岡田建築設計事務所 〒520-0824 奈良県生駒市雲井町1-19-27 TEL : 0742-61-4118 FAX : 0742-63-3467 E-mail : okada@tds.kori.ne.jp 一級建築士登録番号 第326548号 岡田 和大		設計者		製図者		工事名		佐保台小学校プレハブ教室 リース (新規)	
				作成日 : 2025. 03. 18		図面名称		縮尺 NO SCALE	
				第 S-02 号図		プレハブ校舎 構造特記仕様書 (2)			

鉄筋コンクリート構造配筋標準図（１）

○ 〇
共通事項

(a) 一般事項

(1) 本配筋標準図は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（平成●19年版 ●31年版 令和●4年版）及び、鉄筋コンクリート造配筋指針・同解説2010「日本建築学会」（以下、【配指】）、2020年版 建築物の構造関係技術基準解説書（以下【資本】）を参考とする。

なお、大和リース㈱にて定めたものは【DL】表記とする。

(2) 表示事項に不一致がある場合の優先順位は下記のとおりとする。

1. 特記仕様書 2. 構造図 3. 構造配筋標準図 4. 建築工事標準仕様書（平成31年版）

鉄筋の断面表示は下記の記号による。

丸 鋼	9φ	13φ	16φ	19φ	22φ	25φ	28φ	32φ
異 形	D10	D13	D16	D19	D22	D25	D29	D32
記 号	●	×	●	●	○	●	●	●

○フックの表示

○異形鉄筋の継手表示

○異形鉄筋の余長表示

○圧接継手の表示

○ 1
一般事項

(a) 鉄筋の末端部には、次の場合にフックをつける。

(1) 柱の四隅にある主筋で、重ね継手の場合及び最上階の柱頭にある場合。（図0. 1. 1(a)の●印で示す鉄筋）

(2) 梁主筋の重ね継手が、梁の出隅及び下端の両端にある場合。（図0. 1. 1(b)の●印で示す鉄筋）ただし、基礎梁を除く。

(b) 鉄筋の折り曲げは、表0. 1. 2による。

表0. 1. 2 鉄筋の折曲げ形状及び寸法

折曲げ 角度	折曲げ図	使用箇所		
		SD295A SD295B SD345	SD390	
180°		D16 以下	D19 ～D38	D19 ～D38
135°		3d以上	4d以上	5d以上
90°		3d以上	4d以上	5d以上
135° 及び 90°		4d以上	5d以上	幅止め筋

(注) 1. Dは、曲げ内法直径を示す。
2. dは、呼び名に用いた数値を示す。

(c) 鉄筋の重ね継手は、次による。

なお、径が異なる鉄筋の重ね継手の長さは、細い鉄筋の径による。

(1) 柱および梁の主筋及び耐力壁の鉄筋の重ね継手の長さは、特記による。特記がなければ、40d（軽量コンクリートの場合は50d）と表0. 1. 3の重ね継手長さのうち大きい値とする。

(2) (1) 以外の鉄筋の重ね継手の長さは、表0. 1. 3による。

表0. 1. 3 鉄筋の重ね継手の長さ

鉄筋の種類	コンクリートの 設計基準強度 F _c (N/mm ²)	L ₁ (フックなし)	L _{1h} (フックあり)
SD295	18	45d	35d
	21	40d	30d
	24, 27	35d	25d
	30, 33, 36	35d	25d
SD345	18	50d	35d
	21	45d	30d
	24, 27	40d	30d
	30, 33, 36	35d	25d
SD390	21	50d	35d
	24, 27	45d	30d
	30, 33, 36	40d	30d

(注) 1. L_{1h}、L_{1h}：重ね継手の長さ及びフックあり重ね継手の長さ
2. フックありの場合のL_{1h}は、図0. 1. 4に示すようにフック部分1を含まない。
3. 軽量コンクリートの場合は、表の値に5dを加えたものとする。

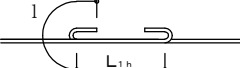


図0. 1. 4 フックありの場合の重ね継手の長さ

(3) 隣り合う継手の位置は、表0. 1. 5による。但し、壁の場合及びスラブ筋でD16以下の場合は除く。

なお、先組工法で、柱、梁の主筋の継手を同一箇所に設ける場合は、特記による。

表0. 1. 5 隣り合う継手の位置

重ね 継手	フックあり の場合		フックなし の場合	
	L _{1h}	L _{1h}	L _{1h}	L _{1h}
圧接 継手	—	—	—	—

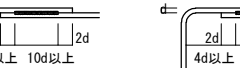
(4) ガス圧接継手



(注) ・鉄筋径の差が7mmを超える場合は圧接を行ってはならない。
・鉄筋突合せ面の隙間が3mm以下で偏心、曲がりのない事を確認する。

(5) 溶接継手（フレアグループ溶接）

(a) 片側溶接



(b) 両側溶接



(d) 鉄筋の定着は、次による。

(1) 鉄筋の定着長さは、特記による。特記がなければ、表0. 1. 6による。

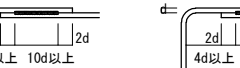
表0. 1. 6 鉄筋の定着の長さ

鉄筋の種類	コンクリートの 設計基準 強度 F _c (N/mm ²)	フックなし		フックあり	
		L ₁	L ₂	L _{1h}	L _{2h}
SD295	18	45d	40d	—	—
	21	40d	35d	—	—
	24, 27	35d	30d	—	—
	30, 33, 36	35d	30d	—	—
SD345	18	50d	40d	—	—
	21	45d	35d	—	—
	24, 27	40d	35d	—	—
	30, 33, 36	35d	30d	—	—
SD390	21	50d	40d	—	—
	24, 27	45d	40d	—	—
	30, 33, 36	40d	35d	—	—

(注) ・鉄筋径の差が7mmを超える場合は圧接を行ってはならない。
・鉄筋突合せ面の隙間が3mm以下で偏心、曲がりのない事を確認する。

(5) 溶接継手（フレアグループ溶接）

(a) 片側溶接



(b) 両側溶接



(d) 鉄筋の定着は、次による。

(1) 鉄筋の定着長さは、特記による。特記がなければ、表0. 1. 6による。

表0. 1. 6 鉄筋の定着の長さ

鉄筋の種類	コンクリートの 設計基準 強度 F _c (N/mm ²)	フックなし		フックあり	
		L ₁	L ₂	L _{1h}	L _{2h}
SD295	18	45d	40d	—	—
	21	40d	35d	—	—
	24, 27	35d	30d	—	—
	30, 33, 36	35d	30d	—	—
SD345	18	50d	40d	—	—
	21	45d	35d	—	—
	24, 27	40d	35d	—	—
	30, 33, 36	35d	30d	—	—
SD390	21	50d	40d	—	—
	24, 27	45d	40d	—	—
	30, 33, 36	40d	35d	—	—

(注) 1. L_{1h}、L_{1h}：重ね継手の長さ及びフックあり重ね継手の長さ
2. フックありの場合のL_{1h}は、図0. 1. 4に示すようにフック部分1を含まない。
3. 軽量コンクリートの場合は、表の値に5dを加えたものとする。

(2) 定着の方法

表0. 1. 8 投影定着長さ

鉄筋の種類	コンクリートの 設計基準強度 F _c (N/mm ²)	L ₁	L ₂
SD295	18	20d	15d
	21	15d	15d
	24, 27	15d	15d
	30, 33, 36	15d	15d
SD345	18	20d	20d
	21	20d	20d
	24, 27	20d	15d
	30, 33, 36	15d	15d
SD390	21	20d	20d
	24, 27	20d	20d
	30, 33, 36	20d	15d

(注) 1. L_{1h}、L_{1h}：重ね継手の長さ及びフックあり重ね継手の長さ
2. フックありの場合のL_{1h}は、図0. 1. 4に示すようにフック部分1を含まない。
3. 軽量コンクリートの場合は、表の値に5dを加えたものとする。

(3) 溶接金網の継手及び定着は、図0. 1. 9による。

なお、L₁は表0. 1. 3に、L₂及びL_{2h}は表0. 1. 6による。

表0. 1. 9 溶接金網の継手及び定着

鉄筋の種類	コンクリートの 設計基準 強度 F _c (N/mm ²)	フックなし		フックあり	
		L ₁	L ₂	L _{1h}	L _{2h}
SD295	18	35d	30d	—	—
	21	30d	25d	—	—
	24, 27	25d	20d	—	—
	30, 33, 36	25d	20d	—	—
SD345	18	35d	30d	—	—
	21	30d	25d	—	—
	24, 27	30d	25d	—	—
	30, 33, 36	25d	20d	—	—
SD390	21	35d	30d	—	—
	24, 27	35d	30d	—	—
	30, 33, 36	30d	25d	—	—

(注) 1. L_{1h}、L_{1h}：重ね継手の長さ及びフックあり重ね継手の長さ
2. フックありの場合のL_{1h}は、図0. 1. 4に示すようにフック部分1を含まない。
3. 軽量コンクリートの場合は、表の値に5dを加えたものとする。

(3) 溶接金網の継手及び定着は、図0. 1. 9による。

なお、L₁は表0. 1. 3に、L₂及びL_{2h}は表0. 1. 6による。

表0. 1. 9 溶接金網の継手及び定着

鉄筋の種類	コンクリートの 設計基準 強度 F _c (N/mm ²)	フックなし		フックあり	
		L ₁	L ₂	L _{1h}	L _{2h}
SD295	18	35d	30d	—	—
	21	30d	25d	—	—
	24, 27	25d	20d	—	—
	30, 33, 36	25d	20d	—	—
SD345	18	35d	30d	—	—
	21	30d	25d	—	—
	24, 27	30d	25d	—	—
	30, 33, 36	25d	20d	—	—
SD390	21	35d	30d	—	—
	24, 27	35d	30d	—	—
	30, 33, 36	30d	25d	—	—

(注) 1. L_{1h}、L_{1h}：重ね継手の長さ及びフックあり重ね継手の長さ
2. フックありの場合のL_{1h}は、図0. 1. 4に示すようにフック部分1を含まない。
3. 軽量コンクリートの場合は、表の値に5dを加えたものとする。

(3) 溶接金網の継手及び定着は、図0. 1. 9による。

なお、L₁は表0. 1. 3に、L₂及びL_{2h}は表0. 1. 6による。

表0. 1. 9 溶接金網の継手及び定着

鉄筋の種類	コンクリートの 設計基準 強度 F _c (N/mm ²)	フックなし		フックあり	
		L ₁	L ₂	L _{1h}	L _{2h}
SD295	18	35d	30d	—	—
	21	30d	25d	—	—
	24, 27	25d	20d	—	—
	30, 33, 36	25d	20d	—	—
SD345	18	35d	30d	—	—
	21	30d	25d	—	—
	24, 27	30d	25d	—	—
	30, 33, 36	25d	20d	—	—
SD390	21	35d	30d	—	—
	24, 27	35d	30d	—	—
	30, 33, 36	30d	25d	—	—

(注) 1. L_{1h}、L_{1h}：重ね継手の長さ及びフックあり重ね継手の長さ
2. フックありの場合のL_{1h}は、図0. 1. 4に示すようにフック部分1を含まない。
3. 軽量コンクリートの場合は、表の値に5dを加えたものとする。

(3) 溶接金網の継手及び定着は、図0. 1. 9による。

なお、L₁は表0. 1. 3に、L₂及びL_{2h}は表0. 1. 6による。

表0. 1. 9 溶接金網の継手及び定着

鉄筋の種類	コンクリートの 設計基準 強度 F _c (N/mm ²)	フックなし		フックあり	
		L ₁	L ₂	L _{1h}	L _{2h}
SD295	18	35d	30d	—	—
	21	30d	25d	—	—
	24, 27	25d	20d	—	—
	30, 33, 36	25d	20d	—	—
SD345	18	35d	30d	—	—
	21	30d	25d	—	—
	24, 27	30d	25d	—	—
	30, 33, 36	25d	20d	—	—
SD390	21	35d	30d	—	—
	24, 27	35d	30d	—	—
	30, 33, 36	30d	25d	—	—

(注) 1. L_{1h}、L_{1h}：重ね継手の長さ及びフックあり重ね継手の長さ
2. フックありの場合のL_{1h}は、図0. 1. 4に示すようにフック部分1を含まない。
3. 軽量コンクリートの場合は、表の値に5dを加えたものとする。

(2) 定着の方法

表0. 1. 8 投影定着長さ

鉄筋の種類	コンクリートの 設計基準強度 F _c (N/mm ²)	L ₁	L ₂
SD295	18	20d	15d
	21	15d	15d
	24, 27	15d	15d
	30, 33, 36	15d	15d
SD345	18	20d	20d
	21	20d	20d
	24, 27	20d	15d
	30, 33, 36	15d	15d
SD390	21	20d	20d
	24, 27	20d	20d
	30, 33, 36	20d	15d

(注) 1. L_{1h}、L_{1h}：重ね継手の長さ及びフックあり重ね継手の長さ
2. フックありの場合のL_{1h}は、図0. 1. 4に示すようにフック部分1を含まない。
3. 軽量コンクリートの場合は、表の値に5dを加えたものとする。

(2) 定着の方法

表0. 1. 8 投影定着長さ

鉄筋の種類	コンクリートの 設計基準強度 F _c (N/mm ²)	L ₁	L ₂
SD295	18	20d	15d
	21	15d	15d
	24, 27	15d	15d
	30, 33, 36	15d	15d
SD345	18	20d	20d
	21	20d	20d
	24, 27	20d	15d
	30, 33, 36	15d	15d
SD390	21	20d	20d
	24, 27	20d	20d
	30, 33, 36	20d	15d

(注) 1. L_{1h}、L_{1h}：重ね継手の長さ及びフックあり重ね継手の長さ
2. フックありの場合のL_{1h}は、図0. 1. 4に示すようにフック部分1を含まない。
3. 軽量コンクリートの場合は、表の値に5dを加えたものとする。

(2) 定着の方法

表0. 1. 8 投影定着長さ

鉄筋の種類	コンクリートの 設計基準強度 F _c (N/mm ²)	L ₁	L ₂
SD295	18	20d	15d
	21	15d	15d
	24, 27	15d	15d
	30, 33, 36	15d	15d
SD345	18	20d	20d
	21	20d	20d
	24, 27	20d	15d
	30, 33, 36	15d	15d
SD390	21	20d	20d
	24, 27	20d	20d
	30, 33, 36	20d	15d

(注) 1. L_{1h}、L_{1h}：重ね継手の長さ及びフックあり重ね継手の長さ
2. フックありの場合のL_{1h}は、図0. 1. 4に示すようにフック部分1を含まない。
3. 軽量コンクリートの場合は、表の値に5dを加えたものとする。

(2) 定着の方法

表0. 1. 8 投影定着長さ

鉄筋の種類	コンクリートの 設計基準強度 F _c (N/mm ²)	L ₁	L ₂
SD295	18	20d	15d
	21	15d	15d
	24, 27	15d	15d
	30, 33, 36	15d	15d
SD345	18	20d	20d
	21	20d	20d
	24, 27	20d	15d
	30, 33, 36	15d	15d
SD390	21	20d	20d
	24, 27	20d	20d
	30, 33, 36	20d	15d

(注) 1. L_{1h}、L_{1h}：重ね継手の長さ及びフックあり重ね継手の長さ
2. フックありの場合のL_{1h}は、図0. 1. 4に示すようにフック部分1を含まない。
3. 軽量コンクリートの場合は、表の値に5dを加えたものとする。

(2) 定着の方法

表0. 1. 8 投影定着長さ

鉄筋の種類	コンクリートの 設計基準強度 F _c (N/mm ²)	L ₁	L ₂
SD295	18	20d	15d
	21	15d	15d
	24, 27	15d	15d
	30, 33, 36	15d	15d
SD345	18	20d	20d
	21	20d	20d
	24, 27	20d	15d
	30, 33, 36	15d	15d
SD390	21	20d	20d
	24, 27	20d	20d
	30, 33, 36	20d	15d

(注) 1. L_{1h}、L_{1h}：重ね継手の長さ及びフックあり重ね継手の長さ
2. フックありの場合のL_{1h}は、図0. 1. 4に示すようにフック部分1を含まない。
3. 軽量コンクリートの場合は、表の値に5dを加えたものとする。

(2) 定着の方法

表0. 1. 8 投影定着長さ

鉄筋の種類	コンクリートの 設計基準強度 F _c (N/mm ²)	L ₁	L ₂
SD295	18	20d	15d
	21	15d	15d
	24, 27	15d	15d
	30, 33, 36	15d	15d
SD345	18	20d	20d
	21	20d	20d
	24, 27	20d	15d
	30, 33, 36	15d	15d
SD390	21	20d	20d
	24, 27	20d	20d
	30, 33, 36	20d	15d

(注) 1. L_{1h}、L_{1h}：重ね継手の長さ及びフックあり重ね継手の長さ
2. フックありの場合のL_{1h}は、図0. 1. 4に示すようにフック部分1を含まない。
3. 軽量コンクリートの場合は、表の値に5dを加えたものとする。

(2) 定着の方法

表0. 1. 8 投影定着長さ

鉄筋の種類	コンクリートの 設計基準強度 F _c (N/mm ²)	L ₁	L ₂
SD295	18	20d	15d
	21	15d	15d
	24, 27	15d	15d
	30, 33, 36	15d	15d
SD345	18	20d	20d
	21	20d	20d
	24, 27	20d	15d
	30, 33, 36	15d	15d
SD390	21	20d	20d
	24, 27	20d	20d
	30, 33, 36	20d	15d

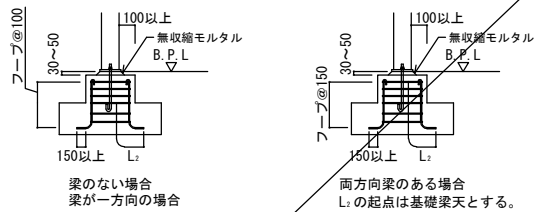
(注) 1. L_{1h}、L_{1h}：重ね継手の長さ及びフックあり重ね継手の長さ
2. フックありの場合のL_{1h}は、図0. 1. 4に示すようにフック部分1を含まない。
3.

鉄筋コンクリート構造配筋標準図（２）

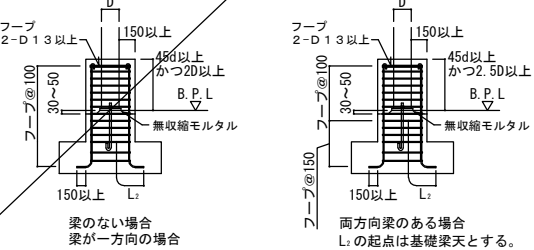
注記ある場合以外●印の項目を適用する。

1. 2
柱脚部

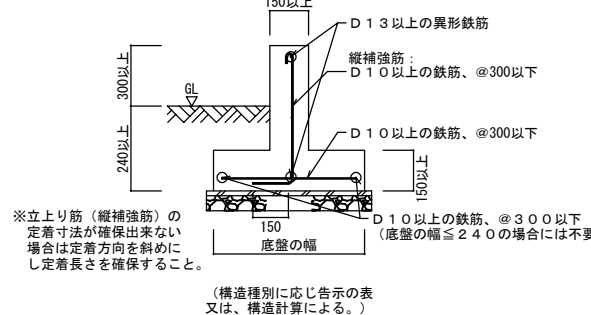
(a) 柱脚ビンの場合



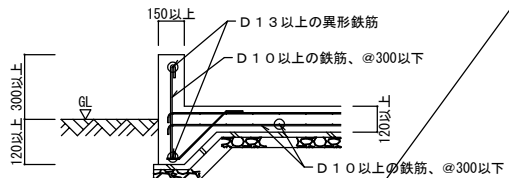
(b) 柱脚固定の場合

1. 3
基礎

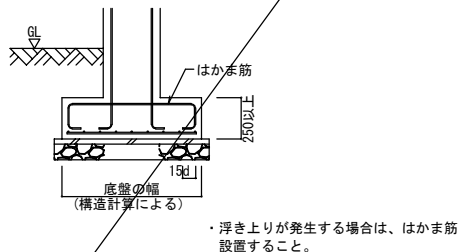
●(a) 布基礎 【DL】



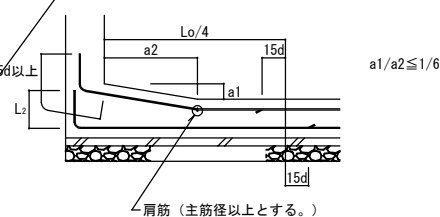
○(b) ベタ基礎



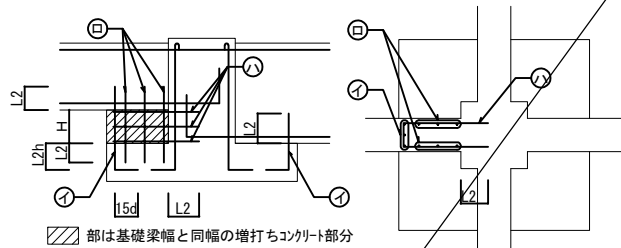
○(c) 独立基礎



○(d) ベタ基礎継手及び定着



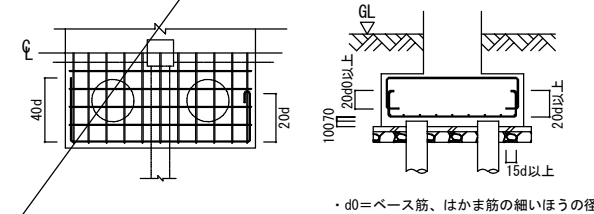
(e) 基礎と地中梁の接合



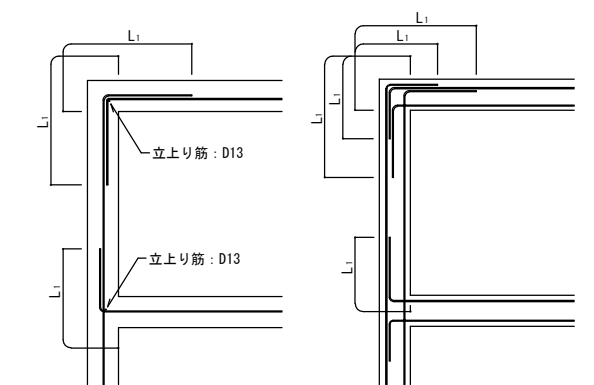
- 0 ≤ H < 200 の場合
① 鉄筋は基礎梁主筋と同本数、径D16とする。
② 鉄筋は、基礎梁スターラップと同径・同ピッチとする。
③ 鉄筋は、不要とする。
- H ≥ 200 の場合
① 鉄筋は、基礎梁主筋と同本数、径D16とする。
② 鉄筋は、基礎梁スターラップと同径・同ピッチとする。
③ 鉄筋は、D13@200とする。

(f) 既成杭基礎

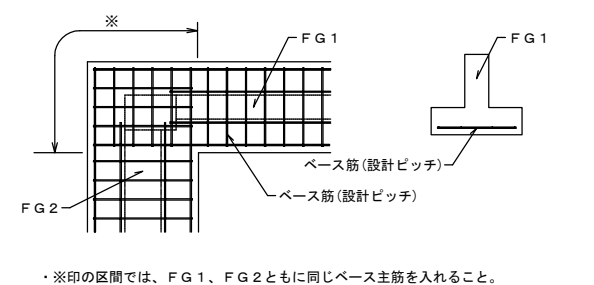
(1) ベース筋



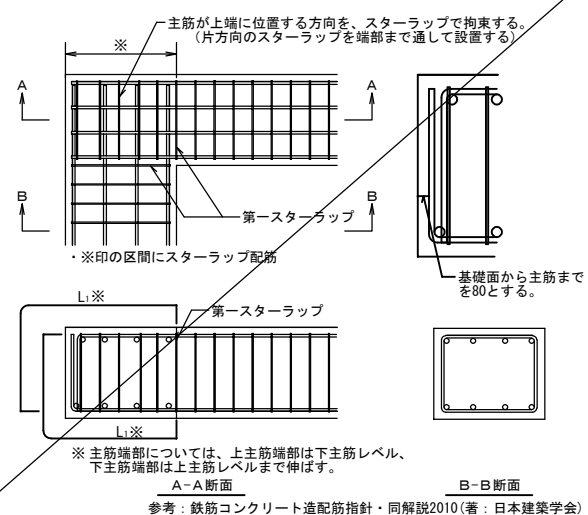
(g) 布基礎・地中梁の主筋の定着 【DL】



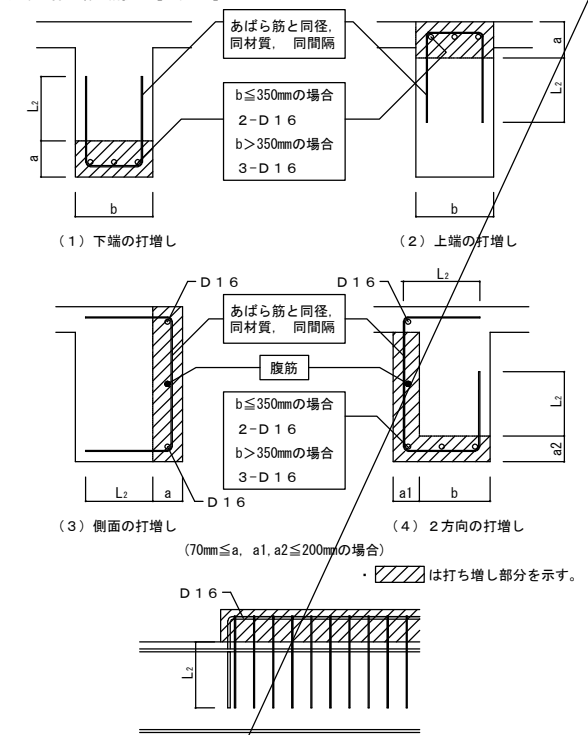
(h) 布基礎コーナー部のベース筋



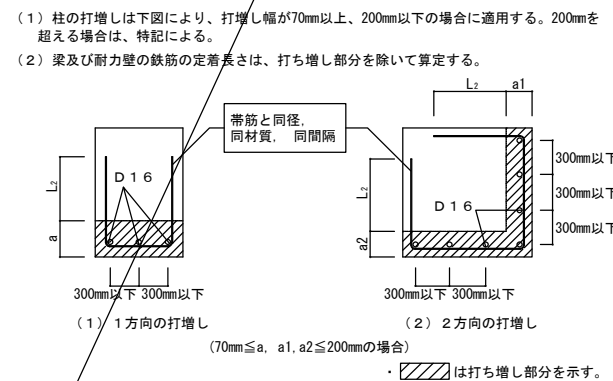
(i) 布基礎コーナー部の配筋 【DL】

1. 4
その他

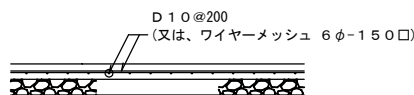
(a) 梁の打ち増し補強 【共仕H19】



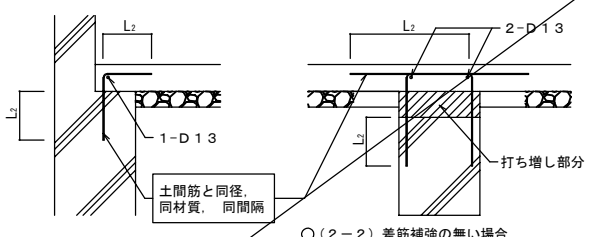
(b) 柱の打ち増し補強



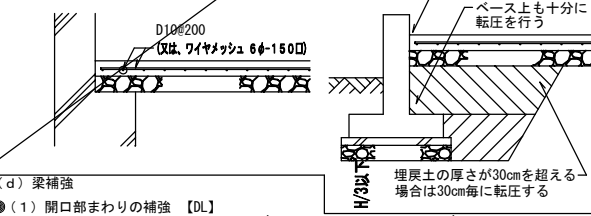
○(c) 土間コンクリート



○(1) 差筋補強の場合

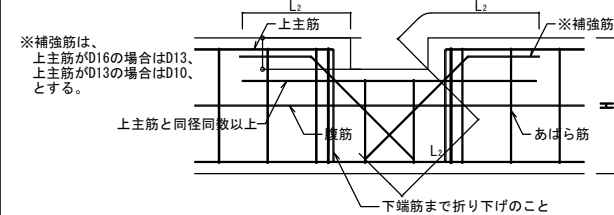


○(2) 差筋補強の無い場合

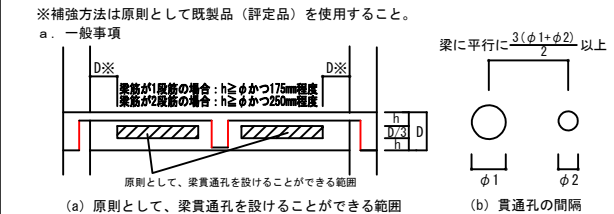


(d) 梁補強

●(1) 開口部まわりの補強 【DL】



(2) 梁貫通孔補強 【配指】、【共仕】



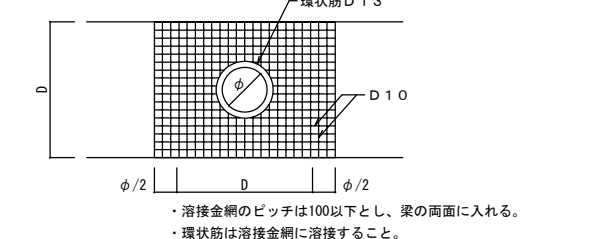
- D※：柱バットが極端に短い軽量鉄骨のみ、鉄骨柱面から柱径の2倍以上離すこと。【DL】
(鉄骨柱径100mmの場合、上図D※は鉄骨柱面よりD=200mm)
- 孔の径は、梁せいの1/3以下とし、孔が円形でない場合はこれの外接円とする。
 - 孔の径が梁せいの1/10以下、かつ、150mm未満のものは、鉄筋を緩やかに曲げる
ことにより、開口部を避けて配筋できる場合は、補強を省略することができる。
 - 既成金物による場合は、各メーカーの設計要綱を確認すること。

○b. 鉄筋による補強

採用	貫通孔径	補強筋	配筋図
○	60 ≤ φ ≤ 100	折筋 2-D13 縦筋 ST 2-D13	
○	100 < φ ≤ 150	折筋 2-D13 縦筋 ST 2-D13 横筋 2-D13	
○	150 < φ ≤ 250	斜筋 4-D13 縦筋 ST 2-D13 横筋 2-D13 縦筋上下 3-D13@100	

* 必要に応じて鉄筋は別途計算にて決定のこと。

○c. 溶接金網による補強



- d. 既成金物による梁貫通孔補強
梁貫通孔補強に既製品金物を使用する場合は、金物メーカーの設計要綱による。
(使用にあたっては、設計者又は、工事監理者と打ち合わせのこと。)

※既成品金物参考

製品名	コンクリートの適用範囲	スターラップの適用範囲
・ウエブレ (ティエム技研)	Fc=21N/mm ² 以上	単筋
・ダイヤレンNS (コーヨー建版)	Fc=21N/mm ² 以上	複筋
・リンブレ (丸井産業)	Fc=18N/mm ² 以上	複筋
・スパーハリー (栗本鉄工所)	Fc=21N/mm ² 以上	複筋



一級建築士事務所 岡田建築設計事務所
一級建築士事務所登録 奈良県知事 第2022 (第) 1856号
〒630-8424 奈良市古市町219-27
TEL : 0742-61-4118
FAX : 0742-63-3487
E-mail : okada@okada-ne.jp
一級建築士登録番号 第326548号 岡田 和太

設計者 製図者 工事名 佐保台小学校プレハブ教室リース (新規)

作成日 : 2025. 03. 18
第 S-04 号図図面名称 縮尺 NO SCALE
プレハブ校舎 鉄筋コンクリート構造配筋詳細図 (2)

鉄 骨 標 準 詳 細 要 領

溶接接合

1. 溶接工法

溶接工法の種類は、手溶接（アーク手溶接）・半自動溶接（ガスシールドアーク半自動溶接・セルフシールドアーク半自動溶接）とする。

2. 溶接継手

溶接継手の種類は、隅肉溶接及びフレア溶接とし、継手形状の種類は、T形継手及びかど継手とする。

3. 溶接の補助記号

溶接記号及び溶接の補助記号は、表 1. 1 による。

表 1. 1 溶接の補助記号	
区 分	補助記号
現場溶接	▲
全周溶接	○
全周現場溶接	○▲

4. 溶接の種類別開先形状

a) 隅肉溶接

隅肉溶接の開先標準は、図 1. 1 による。又、隅肉溶接のサイズ (S) は、表 1. 2 による。

図 1. 1 隅肉溶接の開先標準

アーク手溶接・ガスシールドアーク半自動溶接及びセルフシールドアーク半自動溶接		
1 (片面溶接)	2 (両面溶接)	
$t \leq 16$	$t \leq 16$	$16 < t \leq 32$

表 1. 2 隅肉溶接のサイズ

板厚 (t)	2.3	3.2	4	4.5	6	9	12
隅肉溶接のサイズ (S)	(注) 1)				5	7	9

- (注) 1) 板厚 (t) 4.5 以下の隅肉溶接サイズ (S) は、板厚と同サイズとする。
2) 板厚が異なる場合、t は板厚の薄いほうとする。
3) 設計図書（図面及び仕様書）に示す断続隅肉溶接の長さは、図 1. 2 の有効長さ (L) とし、隅肉のサイズ (S) の 1.0 倍 かつ 2.5mm 以上 かつ 構造設計値以上とする。
ただし、有効長さは、ビードの始点 (La) 及びクレーター (Lb) を除いた部分とする。

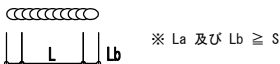


図 1. 2 断続隅肉溶接の長さ

- 4) 組立て溶接は、組立て・運搬・本溶接作業において組立て部材の形状を保持し、かつ組立て溶接が割れないように、必要で十分な長さ 4mm 以上の脚長をもつビードを適切な間隔で配置しなければならない。組立て溶接の溶接長さは、ショートビードとならないよう板厚 $t \leq 6$ mm の場合、3.0mm 以上、板厚 $t > 6$ mm の場合、4.0mm 以上とする。

b) フレア溶接

フレア溶接の開先標準は、図 1. 3 による。

図 1. 3 フレア溶接の開先標準

アーク手溶接・ガスシールドアーク半自動溶接及びセルフシールドアーク半自動溶接			
1 (丸鋼等片面溶接)	2 (丸鋼等両面溶接)	3 (軽量形鋼 V 形溶接)	3 (軽量形鋼 V 形溶接)
$d/2$ $d/2$ d d	$d/2$ $d/2$ $d/2$ $d/2$ d d $d/2$ $d/2$	$t \geq 3$ のとき $S=t$ $t < 3$ のとき $S=3$	$t \geq 3$ のとき $S=t$ $t < 3$ のとき $S=3$

5. 溶接施工

a) 余盛り

隅肉溶接及びフレア溶接の溶接部は、余盛りを行う。余盛り高さの上限は、表 1. 3 による。

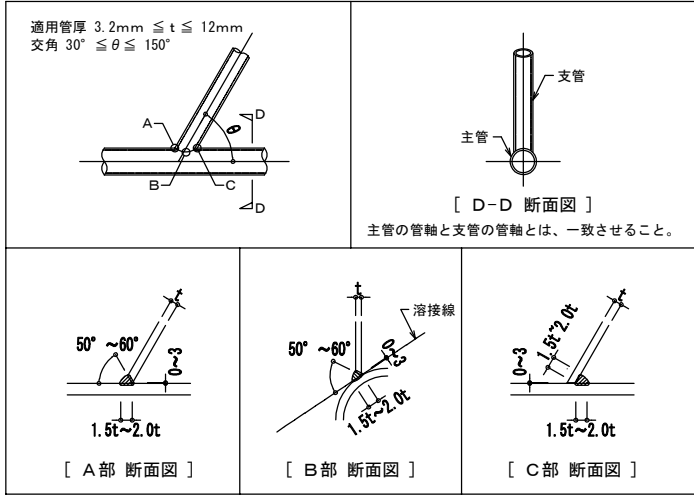
表 1. 3 余盛り高さの限度

溶接継手	溶接工法	余盛り高さの限度
隅肉溶接	手溶接	3
フレア溶接	半自動溶接	

b) 鋼管分岐継手

鋼管分岐継手における支管は、主管外形より細径のものを使用し、その開先標準は図 1. 4 による。ただし、自動機械により開先加工を行う場合は、これ以外の形状をとることができる。

図 1. 4 鋼管分岐継手開先標準

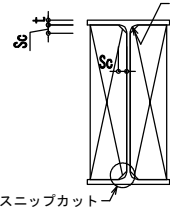


c) スニップカット

溶接の交差部をスニップカット (Sc) で処理する場合の標準寸法は、鋼材の板厚に応じて表 1. 4 によるものとする。ただし、既成形鋼のスニップカットは、 $S_c = r + 2$ により求めるものとする。

表 1. 4 スニップカットの標準寸法

板厚 (t)	スニップカット寸法 (Sc)
3.2 ~ 6	10
9	12
12	14
16 以上	15

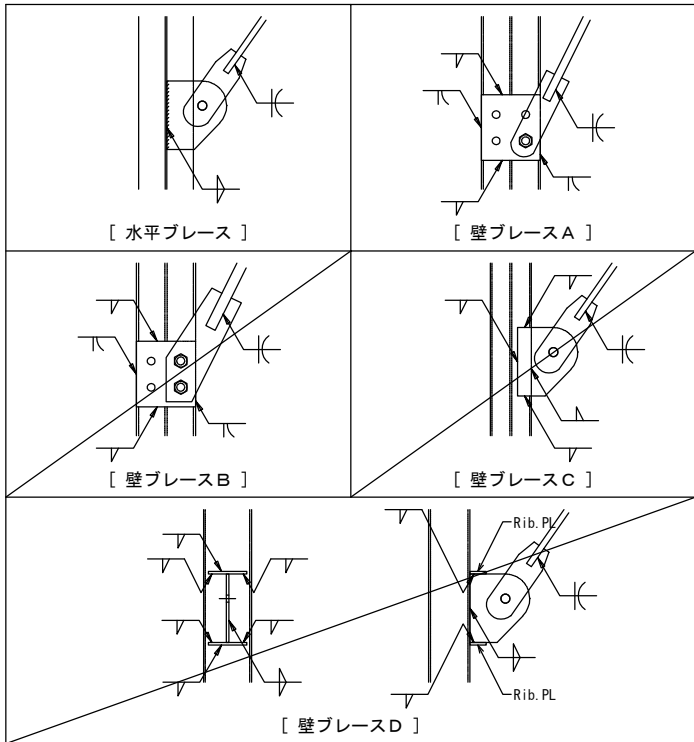


6. 溶接部詳細図

a) プレース

プレース端部の溶接取付標準は、図 1. 5 による。

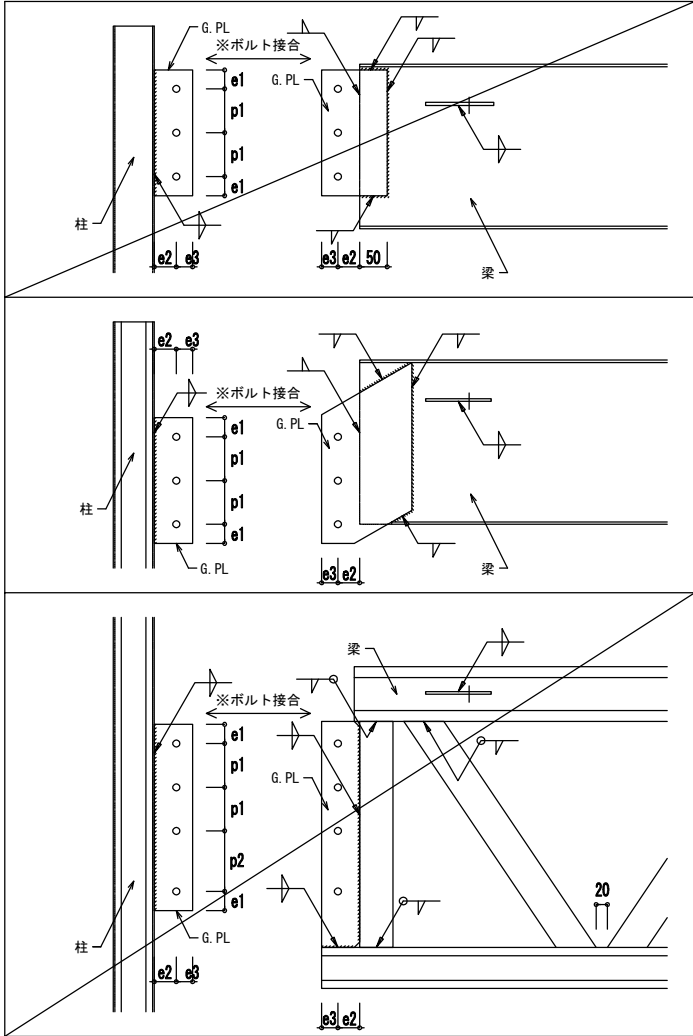
図 1. 5 プレース端部の溶接取付標準



b) 柱・梁

柱・梁の溶接取付標準は、図 1. 6 による。

図 1. 6 柱及び梁の溶接取付標準



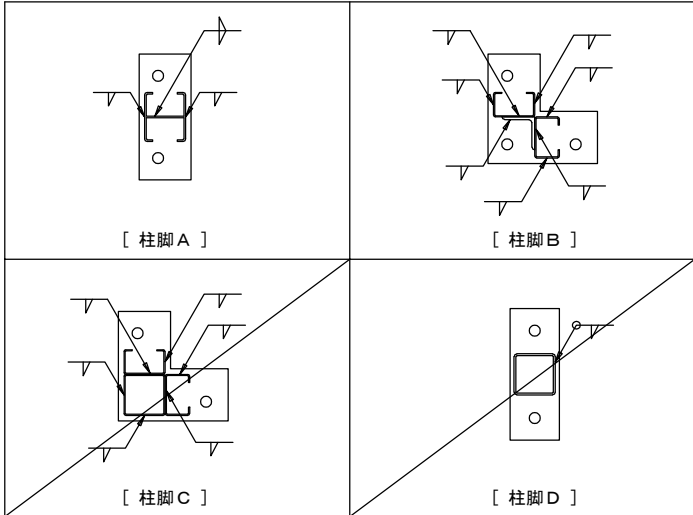
c) 図 1.6 ボルトピッチ

記 号	e1	e2	e3	p1	p2
ピッチ	40	40	30	50~80	110

d) ベースプレート

ベースプレートの溶接取付標準は、図 1. 7 による。

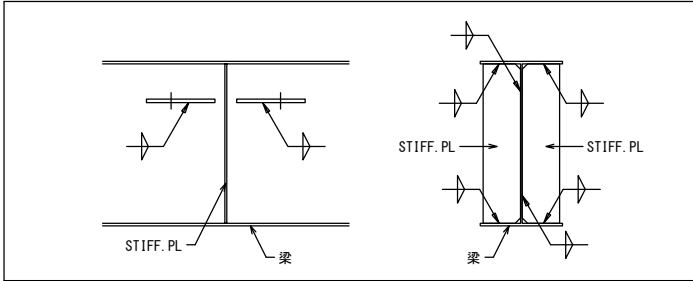
図 1. 7 ベースプレートの溶接取付標準（柱の板厚 $t < 6$ mm の場合に適用する。）



e) スチフナープレート

スチフナープレートの溶接取付標準は、図 1. 8 による。

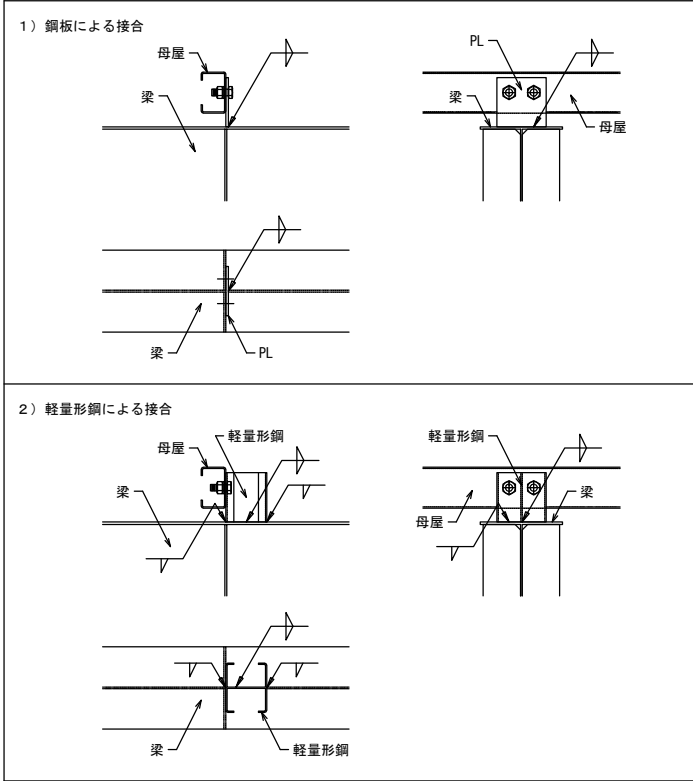
図 1. 8 スチフナープレートの溶接取付標準



f) 母屋

母屋の溶接取付標準は、図 1. 9 による。

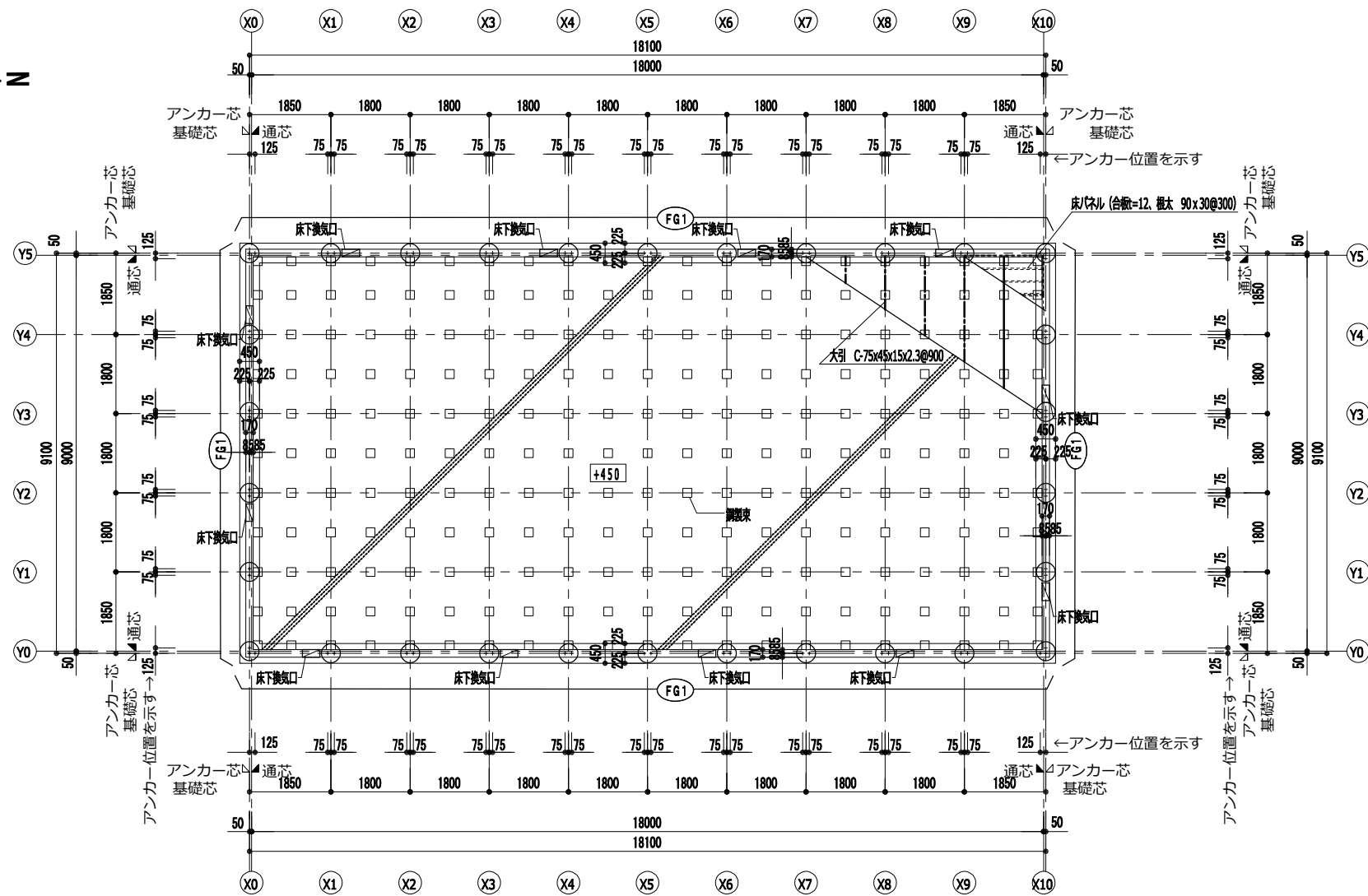
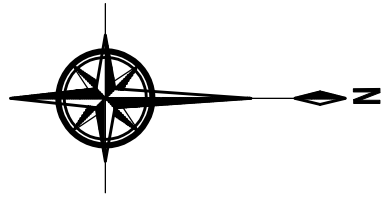
図 1. 9 母屋の溶接取付標準



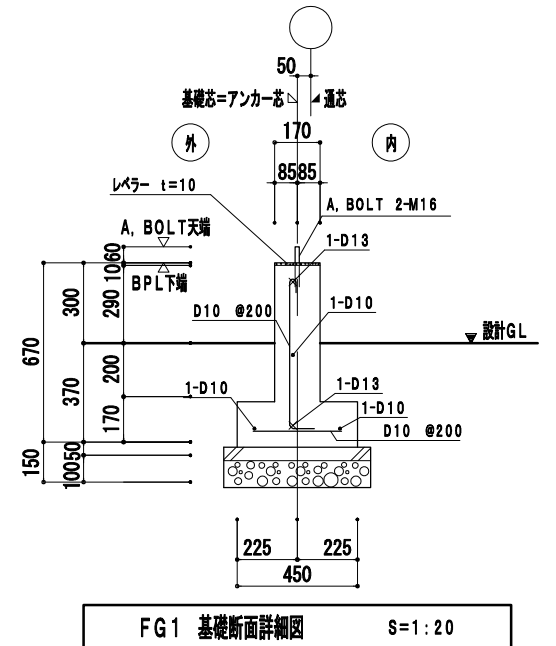


一級建築士事務所 岡田建設設計事務所
一級建築士事務所登録 奈良県知事 第2022 (建) 1856号
〒630-8424 奈良市古市町2139-27
TEL : 0742-61-4118
FAX : 0742-63-3487
E-mail : okada@okada-ne.jp
一級建築士登録番号 第326548号 岡田 和太

設計者	製図者	工事名 佐保台小学校プレハブ教室リース (新規)		
		作成日 : 2025. 03. 18	図面名称 プレハブ校舎 鉄骨標準詳細要領	縮尺 NO SCALE
		第 S-05 号図		



基礎伏図 1 : 100



設計地耐力 長期 40 kN/m²
短期 80 kN/m²
使用材料 ・普通コンクリート [JIS A 5308]
(基礎)
普通ポルトランドセメント [JIS R 5210]
設計基準強度 : F_c= 21N/mm²
耐久設計基準強度 : F_d= 18N/mm²
構造体強度補正係数 : S=3又は6N/mm²
割合管理強度 : F_m=(F_c, F_d) max+S
単位水量 : 185kg/m³以下
単位セメント量 : 270kg/m³以上
水セメント比 : 65%以下
スランプ : 15cm以下
・異形鉄筋 SD 295 (D16以下) [JIS G 3112]
特記なき限り、鉄筋は重ね継手とする。
・F_mの適用は基礎部のみ。
※ 備考 ・捨てコンクリートは、F_c=18N/mm²とする。

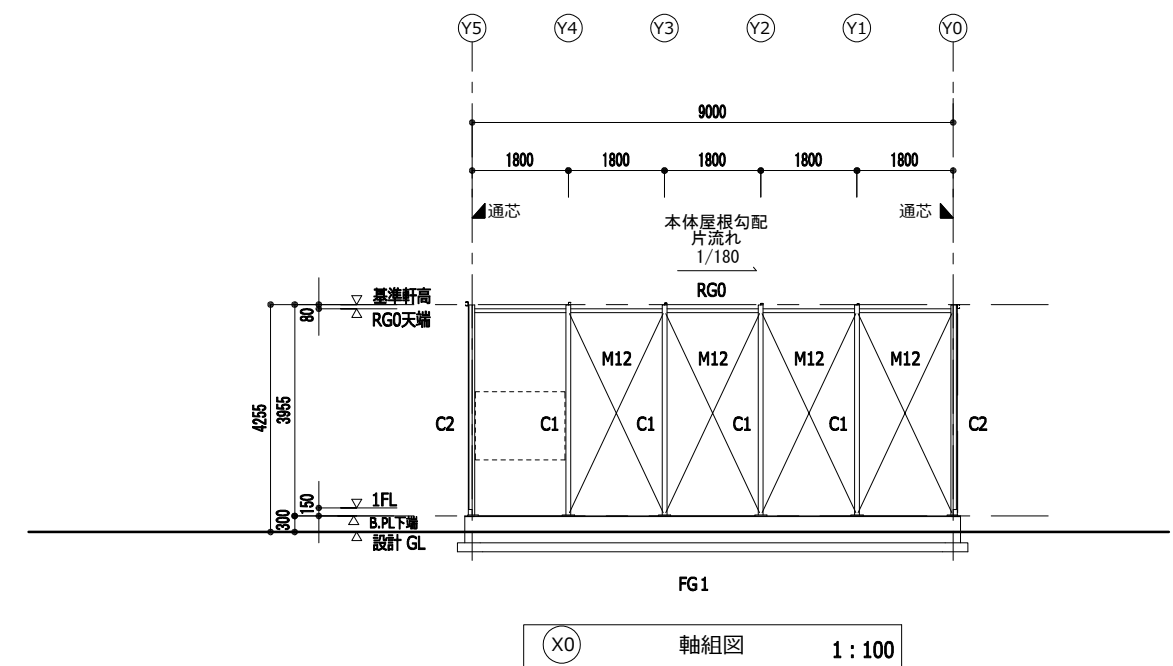
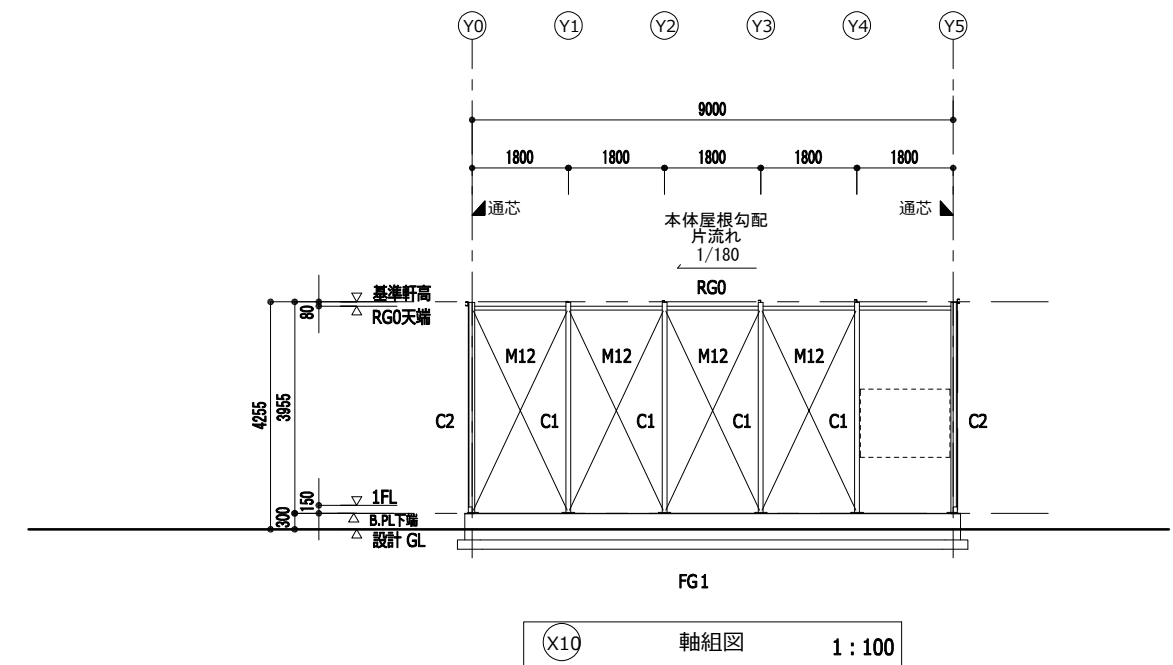
アンカーボルト詳細図		アンカーボルト寸法表					
	セルフレベリング t=10 (圧縮強度≧21N/mm ²)	適用	径	L (全長)	L _a (定着長さ) (引出寸法)	※	丸型定着板
			M16	400 (250)	240 (150)	60	外径48 x 内径18 x 厚10
			M16	290	180	60	外径48 x 内径18 x 厚10
			M20	500 (250)	300 (150)	70	外径60 x 内径22 x 厚12
			M20	600 (300)	400 (200)	70	外径60 x 内径22 x 厚12
			M22	550 (250)	330 (150)	90	外径66 x 内径24 x 厚12
			M22	660 (300)	440 (200)	90	外径66 x 内径24 x 厚12

※ アンカーボルト: 定着板タイプ ABR490 [JIS B 1220]
またはSNR490B [JIS G 3138]
※ アンカーボルトの戻り止め: 二重ナット締め (ねじ余長: 3山以上)

土間の仕様
土間コンクリート t=100
・溶接金網 6φ-150x150
・再生クラッシュラン t=100



凡例
※1 「通芯」は外周鉄骨柱の内面を示す
※2 □ 内の数字は設計GLからFL仕上りまでのレベルを示す
※3 □ は鋼製束を示す
※4 ⊙ ⊙ BOLT 2-M16 ... ABR490またはSNR490B



記号	C1	C2							
断面									
部材	⊞-75×90×15×3. 2	2C-75×45×15×2. 3 □P-60×60×1. 6							
プレート	B. PL-19 (SS400)	B. PL-19 (SS400)							
ボルト	A. BOLT 2-M16 (SNR490B)	A. BOLT 2-M16 (SNR490B)							
記号	RG1								
断面									
部材	LH-300×150×3. 2×4. 5								
プレート	G. PL-4. 5 (SS400)								
ボルト	3-M12 (4. 8)								
記号	RG0							大引	木製床/パネル
断面									
部材	SSC400 C-75×45×15×2. 3							SSC400 C-75×45×15×2. 3 (横使い) @900	あかまつ無等級以上 合板 t=12 根太: 30×90@300
プレート	-								
ボルト	1-M12 (4. 8)								
記号	WG	M							
断面									
部材	SSC400 C-75×45×15×2. 3	SSC400 C-75×45×15×2. 3							
プレート	水上側: G. PL-3. 2 水下側・下段: -	G. PL-3. 2							
ボルト	1-M12 (4. 8)	1-M12 (4. 8)							
記号	1階壁ブレース (外ブレース)	水平ブレース						使用材料	
断面	大臣認定: MTRN-0019 	大臣認定: MTRN-0019 						鋼材	・一般構造用軽量形鋼 :SSC 400 [JIS G 3350] ・一般構造用角形鋼管 :STKR 400 [JIS G 3466] ・一般構造用溶接軽量H形鋼 :SWH 400 [JIS G 3353] ・一般構造用溶接軽量リップH形鋼:SWH 400L [JIS G 3353]
部材	M12	M12							ボルト
プレート	B. S-6. 0	B. S-4. 5						錆止塗装	
ボルト	10. 9 1-M12	10. 9 1-M12							



一級建築士事務所 岡田建築設計事務所
一級建築士事務所登録 奈良県知事 第2022 (第) 1856号
〒630-8424 奈良市吉市町2139-27
TEL : 0742-61-4118
FAX : 0742-63-3487
E-mail : okada@okada-ken.ne.jp
一級建築士登録番号 第326548号 岡田 和夫

設計者	製図者	工事名	佐保台小学校プレハブ教室リース (新規)		
		作成日 : 2025. 03. 18	図面名称	プレハブ校舎 部材リスト	縮尺 1:30 (A3) 1:20 (A2)
		第 S-10 号図			

[illegible]

鉄筋コンクリート構造配筋標準図（２） ２０２４年度版			
4-4 補 助 筋		4-7 梁の貫通補強	1. 補強筋は原則として工場製品（認定品）を使用する。 2. 認定品を使用しない場合は下図によるが、補強筋は設計図による。 あばら筋と同等、同数で引当とする。 ○ 貫通孔は梁成の1/3以下とする。 ○ 孔が複数の場合は中心間隔を径(φ)の3倍以上とする。 ○ また位置は原則として柱面から梁成D以上はなし、梁成の中央D/2の範囲内とする。 ○ φが100mm未満、かつD/10以下の場合は補強を省略することができるが、孔際の両側にかぶり厚さを確保してあばら筋を追加する。 ○ ※縦筋はあばら筋加工とする。
4-5 小 梁 及 び 片 持 梁		5-1 鉄筋の折り曲げ及び定着	
a) 小 梁 継 手		5-2 継 手	
定 着		5-3 片 持 ち ス ラ ブ	
b) 片 持 梁 継 手		5-4 補 強 筋	
4-6 基 礎 梁 及 び 基 礎 小 梁		6-2 壁 配 筋	
a) 基礎梁の継手及び定着		6-3 補 強 筋	
b) 基礎小梁の継手及び定着		7-1 独 立 基 礎	
		7-2 杭 基 礎	
		7-3 べた基礎継手及び定着	
		7-4 基礎と基礎梁	
		8-1 階 段	
		8-2 土間コンクリート	
		8-3 打増し補強	
		8-4 増築予定	
		§ 8 その他	

鉄 骨 工 作 標 準 図 (1) 2024年度版

§ 1 一般事項

- 1-1 基本事項
- 1: 使用材料、工法等は構造特許仕様書による。
 - 2: 設計図書に記載なき場合は本標準図に従うものとする。また本標準図に明記なき場合は、構造特記仕様書 1-2-4、5 に指定した共通仕様書および検準仕様書による。
 - 3: 製作精度等に関しては、JASSG の付則 G「鉄骨精度検査基準」による。
 - 4: 本標準図に示す単位は特記なき限りすべて mm とする。

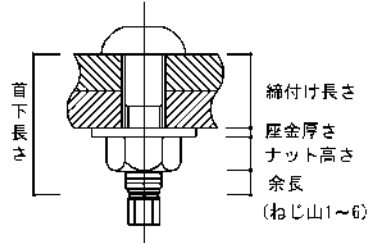
§ 2 共通事項

- 2-1 略 号
- | | | | |
|--------|-----------|--------|----------------|
| ○ AB | アンカーボルト | ○ BH | 組立て H 形鋼 |
| ○ BPL | ベースプレート | ○ GHPL | チエッカープレート |
| ○ DFPL | ダイヤフラム | ○ FB | フラットバー |
| ○ FPL | フランジプレート | ○ GPL | ガヤットプレート |
| ○ HTB | 高力ボルト | ○ RPL | リブプレート |
| ○ SPL | スプライスプレート | ○ TB | ターンバックル |
| ○ WPL | ウェブプレート | ○ WPL | 溶接記号 (§ 4 参照) |

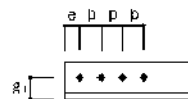
§ 3 ボルト接合

ボルトの長さ

ねじの呼び	締付け長さに加える長さ	
F8T, F10T	S10T	
M16	30	25
M20	35	30
M22	40	35
M24	45	40

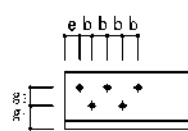


1. 特記以外はすべて S10T (トルシア形高力ボルト、上図) 又は F10T とする。
2. 本標めに使用するボルトと、仮締めボルトの兼用はしてはならない。
3. ボルトの接合面の増しは、締付け締付面を平グラインド等を行い、黒皮を除去して一様に赤さびを自然発生させる。ただし、ショットブラスト等を行った場合はこの限りでない。締付けは 1 次締付け後、マーキングを入れてから本締めをする。
4. 亜鉛メッキボルトの場合は、すべて F8T とする。

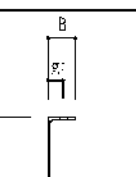
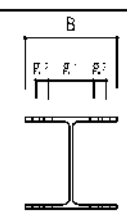
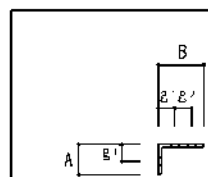


呼び径	M16	M20	M22	M24
孔 径	18	22	24	26
ピッチ	標準 最小	60 40	60 50	70 55
はしあき	6	40 (50)	40 (55)	45 (60)
最小締結距離	せん断線、手動ガス切断線 圧着線、自動ガス切断線等	28 22	34 26	38 28

() 内はボルトが応力方向に 3 本以上並ばない場合を示す。



ゲージ	千鳥打ちのピッチ b
R ₀	M16, 20, 22 M24
35	50 65
40	45 60
55	25 45



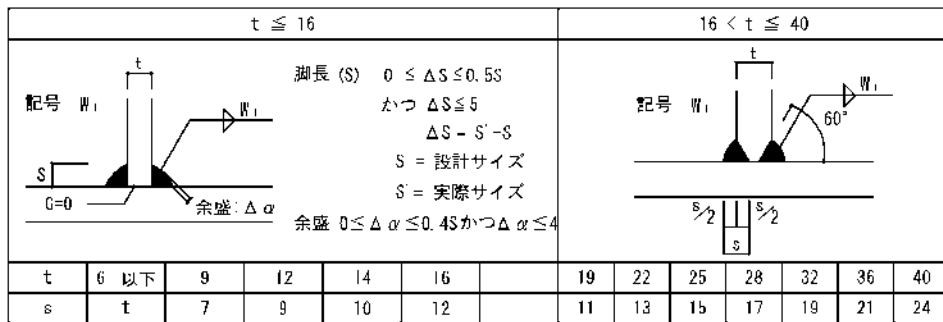
A or B	g ₁	g ₂	最大軸径	B	g ₁	g ₂	最大軸径	B	g ₁	g ₂	最大軸径
**50	30		16	**100	60		16	**50	30		16
60	35		16	125	75		16	65	35		20
65	35		20	150	90		22	70	40		20
70	40		20	175	105		22	75	40		22
75	40		22	200	120		24	80	45		22
80	45		22	250	150		24	90	50		24
90	50		24	**300	150	40	24	100	55		24
100	55		24	350	140	70	24				
125	50	35	24	400	140	90	24				
130	50	40	24								
150	55	55	24								
175	60	70	24								
200	60	80	24								

* B = 300 は千鳥打ちとする。

** 印の欄の B 及び最大軸径の値は強度上支障がないとき
最小締結距離の規定にかかわらず用いることができる。

§ 4 溶接接合

4-1 隅肉溶接

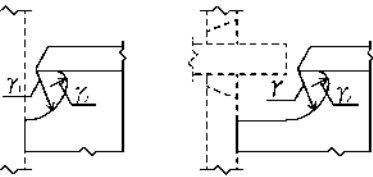


断続隅肉溶接の長さ L

L ≥ 10S かつ 40 以上

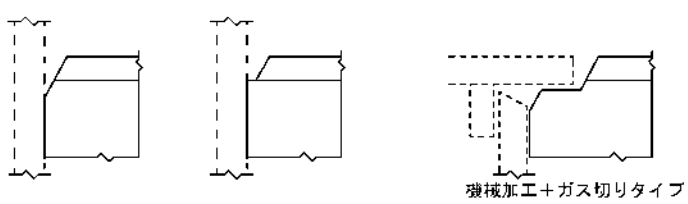
- 1) 板厚の異なる場合 (通しダイヤフラムは除く):
- 2) エンドタブ
- 3) 開先加工 (下図は参考とする。)
- 4) 開先形状

a) スカッフ工法



- スカッフの円弧の曲率は、フランジに滑らかに接するように加工する。Y は 35 程度、γ は 10 以上とする。なお複合円は滑らかに仕上げること。
- 完全溶込み溶接部以外のスカッフは Y=25 程度とする。

b) ノンスカッフ工法



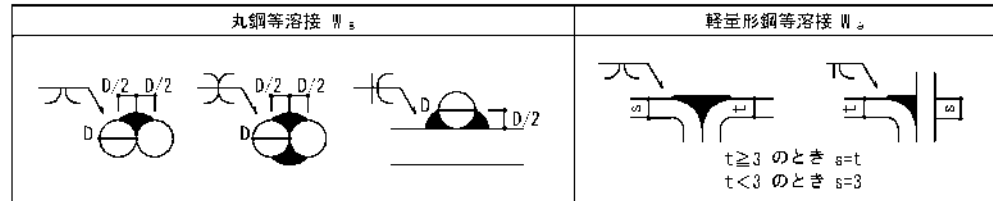
4) 開先形状 小文字は管理許容差 () は限界許容差を示す ※十分な品質管理を行う

記 号	形 状	適用板厚	寸 法
W ₂		6~	
MC-BL-1B			
GC-BL-1B			
W ₂		6~	
MC-BL-2			
GC-BL-2			
W ₁		16~	
MC-BK-2			
GC-BK-2			
W ₃		3~6	
MC-B1-1B			
GC-B1-1B			

MC ... はアーク手溶接 GC ... はガスシールドアーク溶接・セルフシールドアーク溶接の記号を示す。

片 面 溶 接 W ₁	両 面 溶 接 W ₂
12 ≤ t ≤ 40	16 ≤ t ≤ 40
t	12 16 19 22 25 28 32 36 40
D	10 11 12 13 13 14 15 15 16
	t/4 ≤ S ≤ 10

4-4 フレア溶接

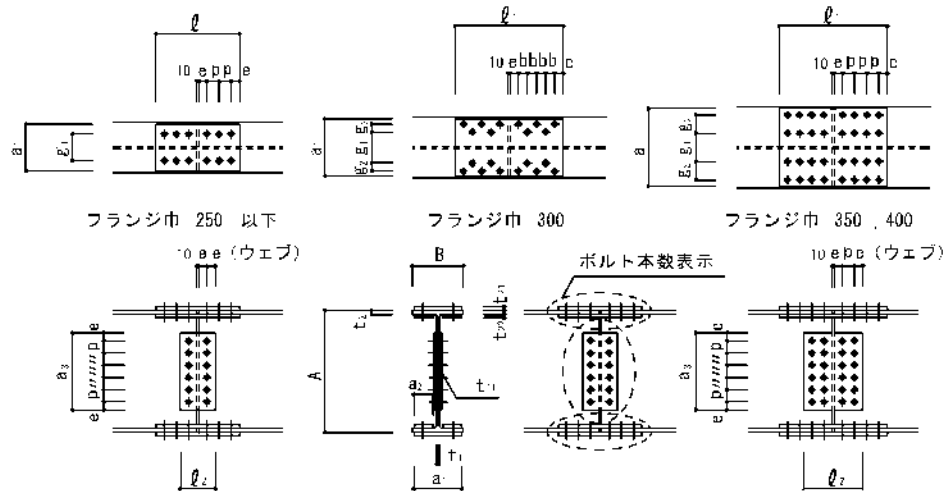


4-5 その他

加工工程中及び現場建方後においてもアークストライク、ショートビードをしてはならない。

§ 5 継 手

5-1 継手リスト

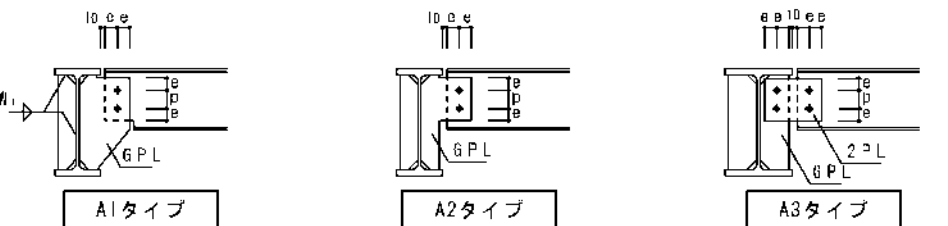


材 種	主 材	高力ボルト径	フ ラ ン ジ	ウ ェ ブ
	H-A × B × t ₁ × t ₂ BH-A × B × t ₁ × t ₂	ボルト 総 本数	外側添板 2PL- t ₀₁ × a × ℓ ₁ 内側添板 4PL- t ₀₂ × a ₂ × ℓ ₂	ボルト 総 本数 添板 2PL- t ₁ × a ₁ × ℓ ₁ ピッチ
	H- × × × ×		× × × ×	× ×
	H- × × × ×		× × × ×	× ×
	H- × × × ×		× × × ×	× ×
	H- × × × ×		× × × ×	× ×
	H- × × × ×		× × × ×	× ×
	H- × × × ×		× × × ×	× ×
	H- × × × ×		× × × ×	× ×
	H- × × × ×		× × × ×	× ×
	H- × × × ×		× × × ×	× ×
	H- × × × ×		× × × ×	× ×
	H- × × × ×		× × × ×	× ×
	H- × × × ×		× × × ×	× ×
	H- × × × ×		× × × ×	× ×
	H- × × × ×		× × × ×	× ×

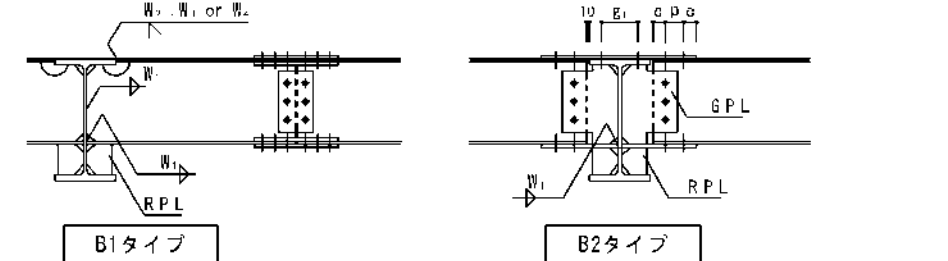
1. フランジPL面もしくはウェブPL面で、段差 1mm を超える場合は、フィラーPLを入れて調整すること。
2. a₂ は原則として梁成の 2/3 以上確保すること。

5-2 小梁仕口

ピン接合 A タイプ



測 接 合 B タイプ



1. GPL, RPL は材種、阪厚とも小梁の WPL と同等以上とする。
2. 継手プレート及び高力ボルトはリストによる。

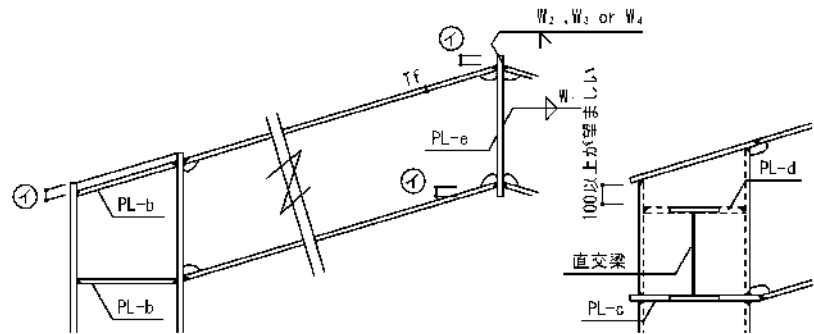
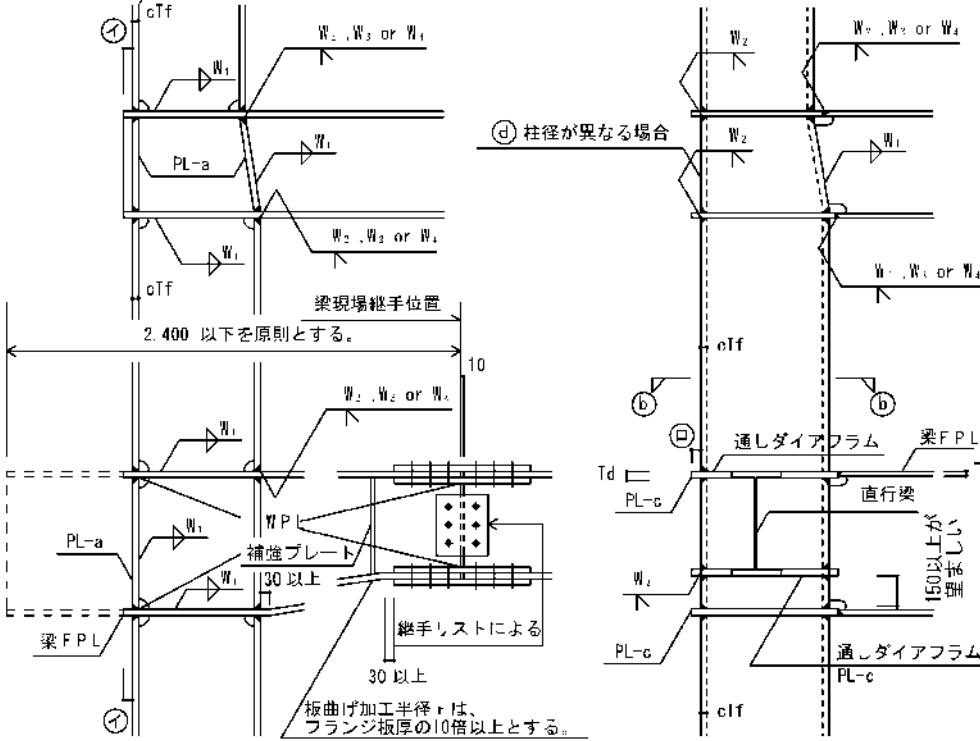
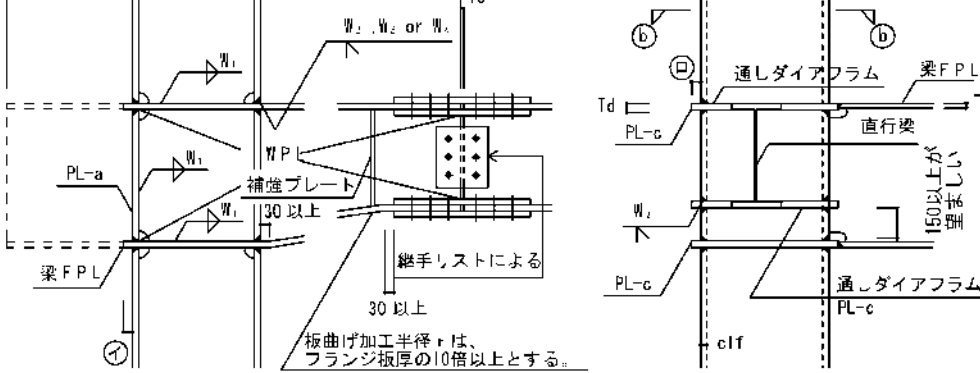
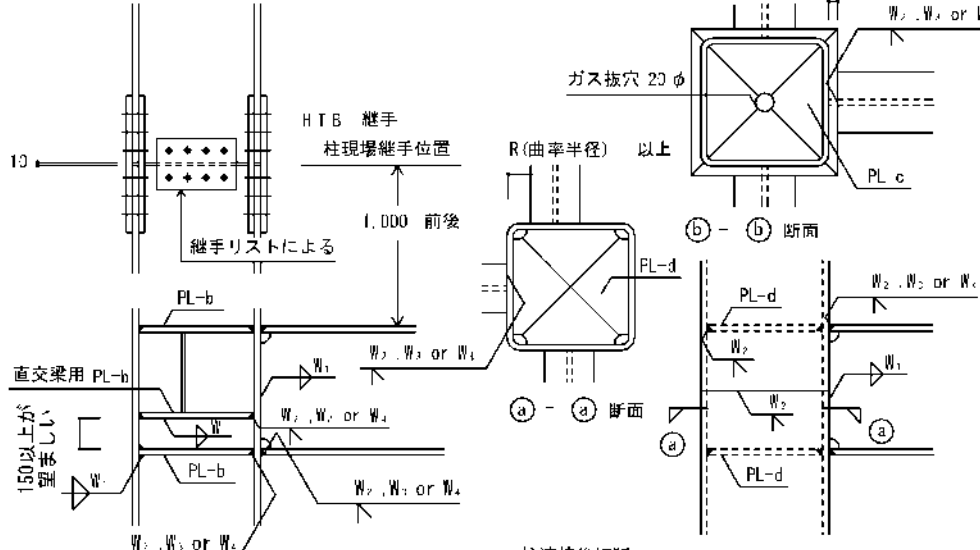
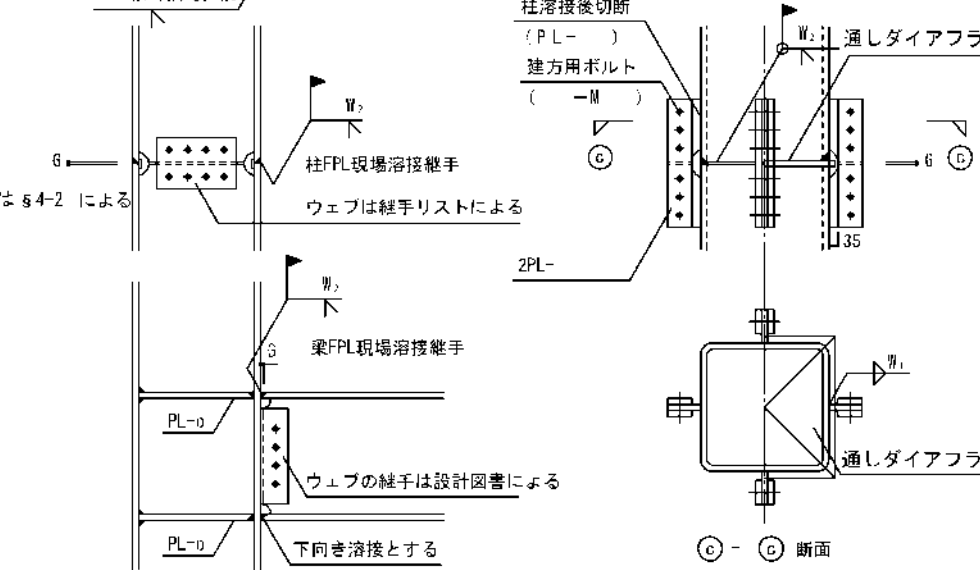


一般建築士事務所 岡田建築設計事務所
一般建築士事務所登録 奈良県知事 第2022(建)1856号
〒630-8424 奈良市古市町2139-27
TEL : 0742-61-4118
FAX : 0742-63-3487
E-mail : okada@n3.kcn.ne.jp
一般建築士登録番号 第320548号 岡田 和夫

設計者	製図者	工事名	佐保小学校プレハブ教室リース (新規)
		作成日 :	図面名称 縮尺
		第 S-14 号図	渡り廊下 鉄骨工作標準図 (1)

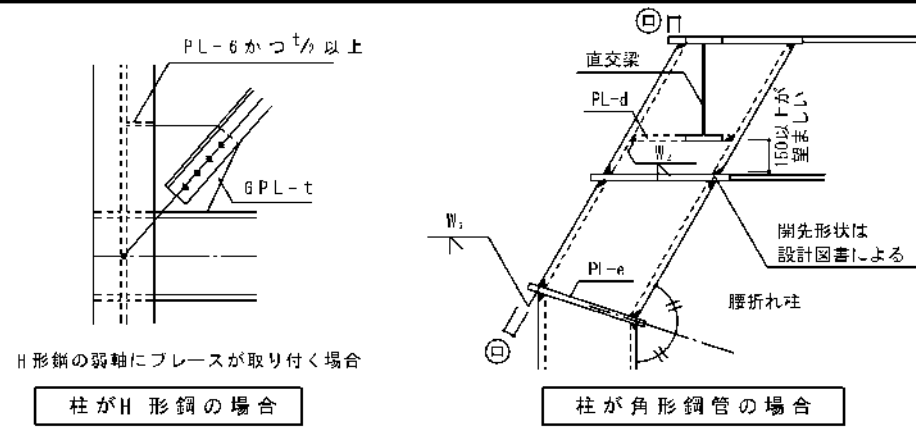
鉄骨工作標準図 (2) 2024年度版

§ 6 柱梁接合部及び継手

6-1
勾配屋根6-2
梁通し6-3
仕口と継手6-4
柱通し6-5
現場溶接継手

柱がH形鋼の場合

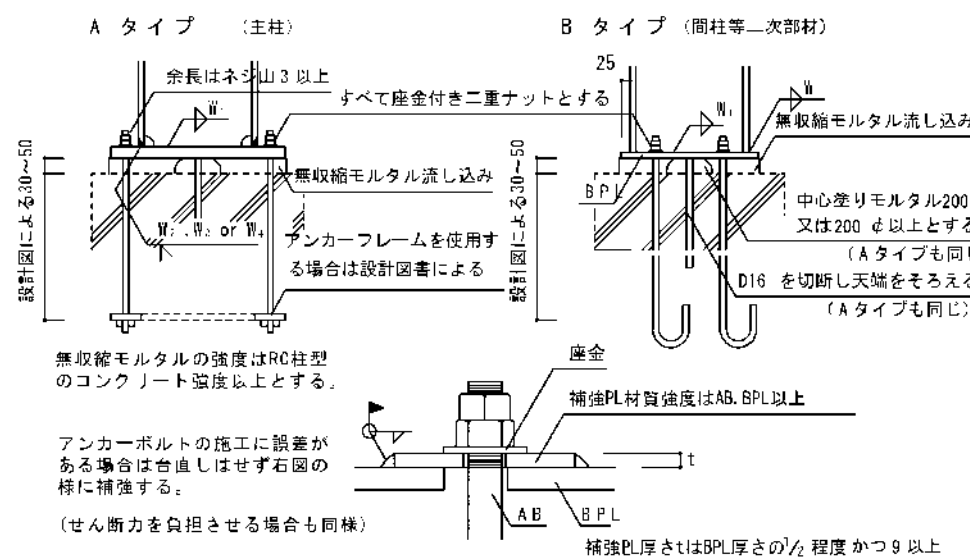
柱が角形鋼管の場合

6-6
その他

- 1) パネルゾーンのPLの厚さ
- PL-a (鉛直スチフナ) 上下柱のFPLの厚い方より1サイズUP以上
 - PL-b (水平スチフナ) 仕口部に集結する梁の最大FPLより1サイズUP以上
 - PL-c (通しダイヤフラム) 仕口部に集結する梁の最大FPLより2サイズUP以上かつ柱のFPL以上
 - PL-d (内ダイヤフラム) 仕口部に集結する梁の最大FPLより1~2サイズUP以上
 - PL-e (折れ曲がり部) 梁(柱)のFPLより1サイズUP以上
- 2) 出寸法
- ① 25mm かつcTf以上
- ② cTf≦25の場合 25
- ③ cTf≧25の場合 30
- 3) 注記
- ダイヤフラムの材質は特記仕様書による。特記なき場合は、接続する柱及び梁の1ランク上質とする。また接続する柱及び梁の強度及び材質の異なる場合は、強度は大きい方に同じとし、材質は上の方の1ランク上質とする。
 - ④ (6-2項) 上下階で柱径が異なる場合の板厚は上下階柱の厚い方、材質は上下階柱と同じとし、折り曲げ加工又は溶接加工とする。
 - ハンチングでFPLを折曲げる場合はR≧10Tとし補強プレートを入れる。ただし、勾配のゆるい場合(1/6程度)は不要。
 - ダイヤフラムと梁フランジの溶接部は、梁フランジはダイヤフラムの厚みの内部で溶接すること。(告示1464)
 - 現場溶接を行う場合は工事監理者の承諾を得、養生に十分配慮して行うこと。

7-1
一般柱脚

§ 7 柱脚

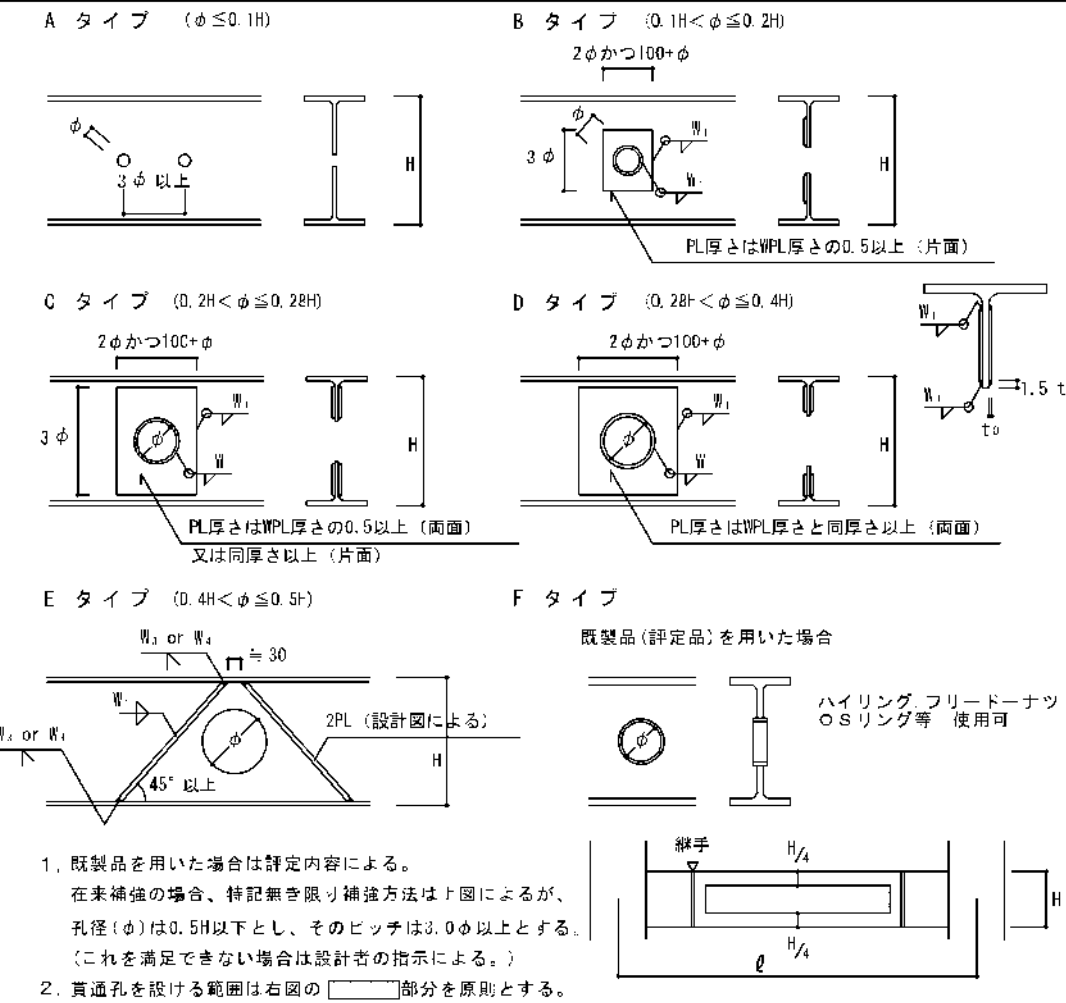
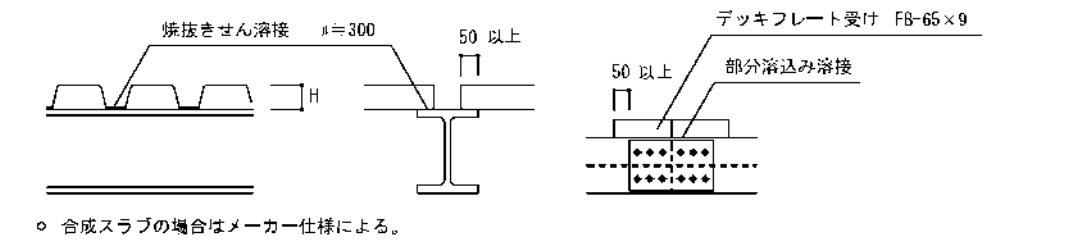
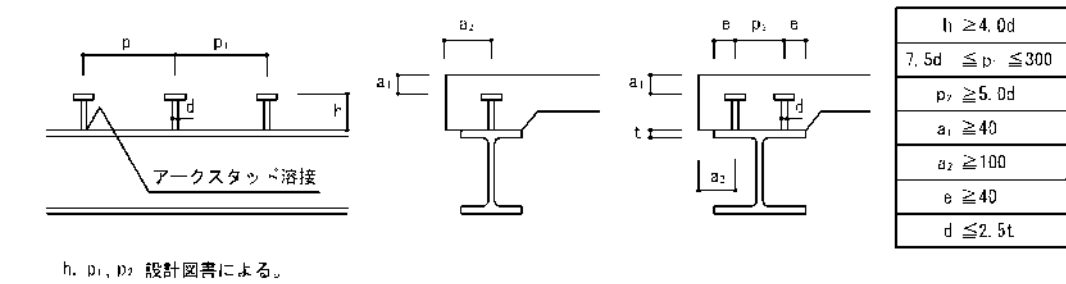
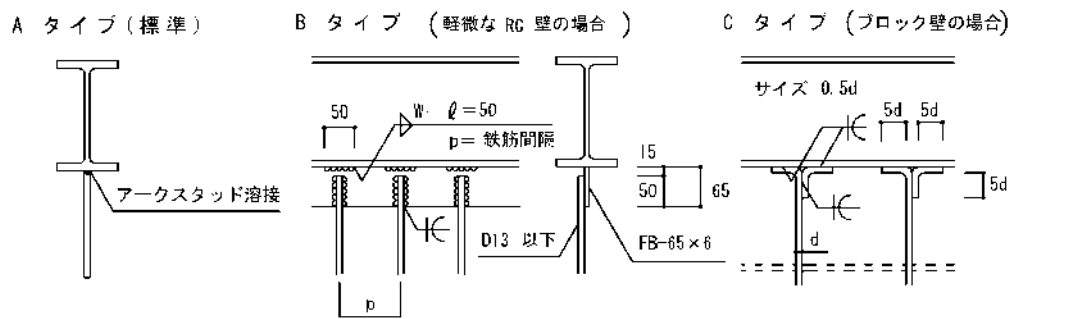
8-1
ブレースリスト

§ 8 壁面ブレース



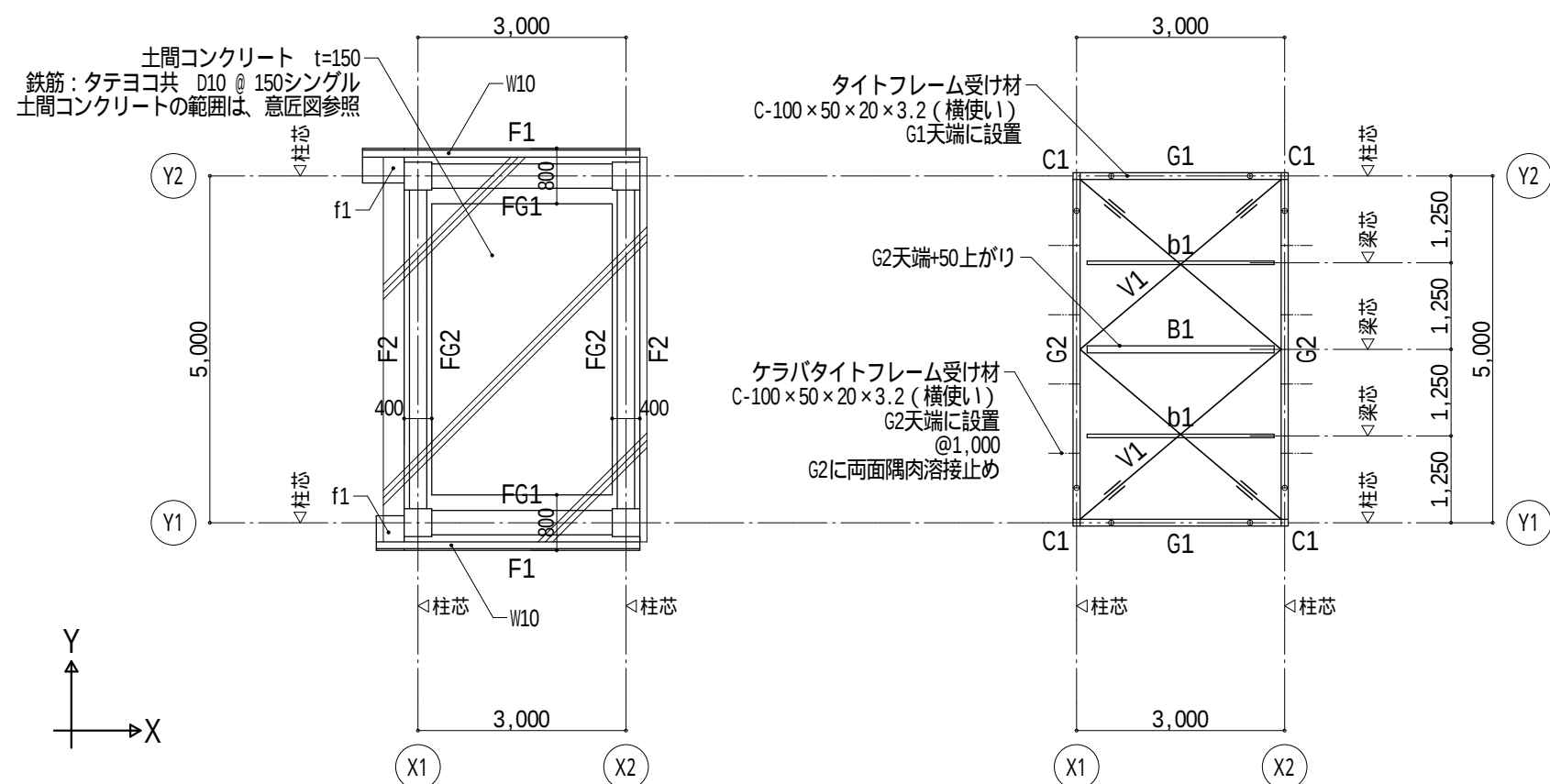
1. GPLの最小幅 ℓ_a が確保できない場合は、設計者の指示により板厚を変更する。
2. 丸鋼を使用する場合は、丸鋼、ターンバックル共JIS規格適合品を使用する。
3. 灰置ブレースは設計図書に明記なき場合は壁面に準ずる。

§ 9 その他

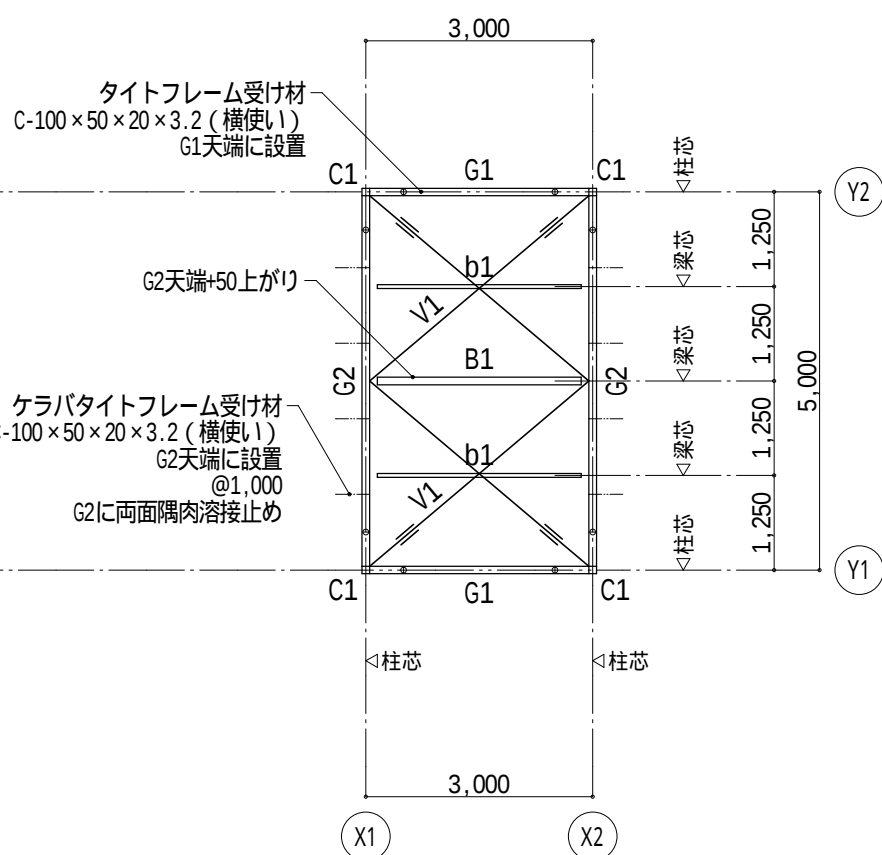
9-1
貫通補強9-2
デッキプレート9-3
スタッドジベル9-4
壁筋の溶接

一級建築士事務所 岡田建築設計事務所
一級建築士事務所登録 奈良県知事 第2022(建)1856号
〒630-8424 奈良市古市町2139-27
TEL : 0742-61-4118
FAX : 0742-63-3487
E-mail : okada@n3.kcn.ne.jp
一級建築士登録番号 第320548号 岡田 和夫

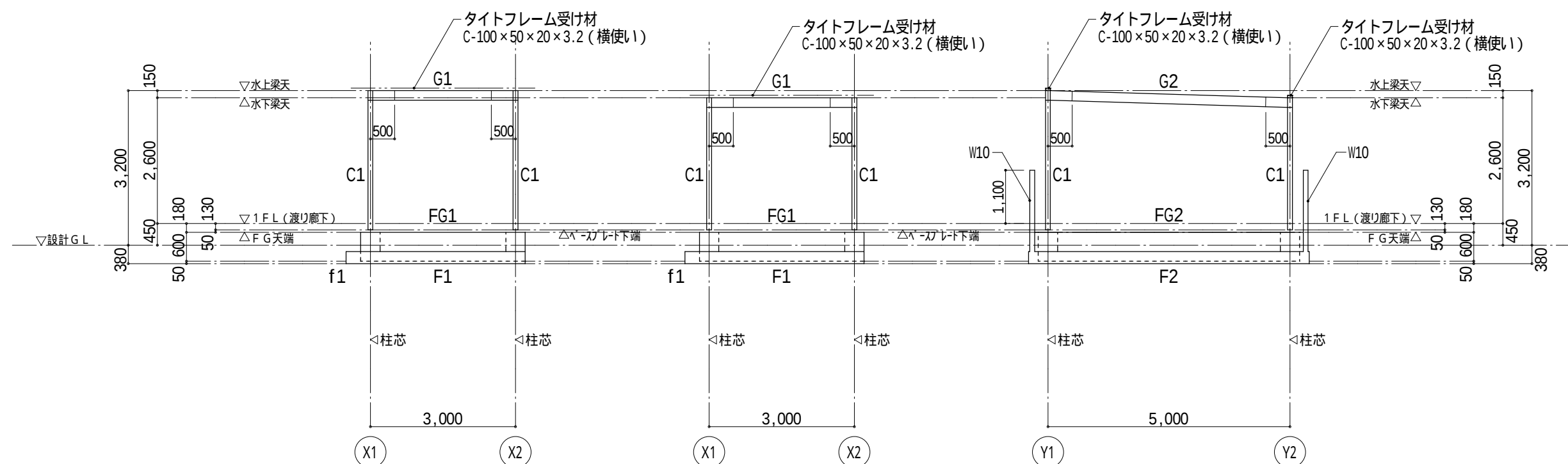
設計者	製図者	工事名	佐保台小学校プレハブ教室リース (新規)
作成日 :		図面名称	縮尺
第 S-15 号図		渡り廊下 鉄骨工作標準図 (2)	



基礎伏図 1:100



小屋梁伏図 1:100



Y1通 軸組図 1:100

Y2通 軸組図 1:100

X1・2通 軸組図 1:100

柱リスト

符 号	部 材	材 質	圧縮材の有効細長比	備 考
C1	□-100×100×6	STKR400	$\lambda = 86.6 \quad 200$	

大梁リスト

符 号	部 材	材 質	備 考
G1・2	H-200×100×5.5×8	SN400B	

小梁リスト

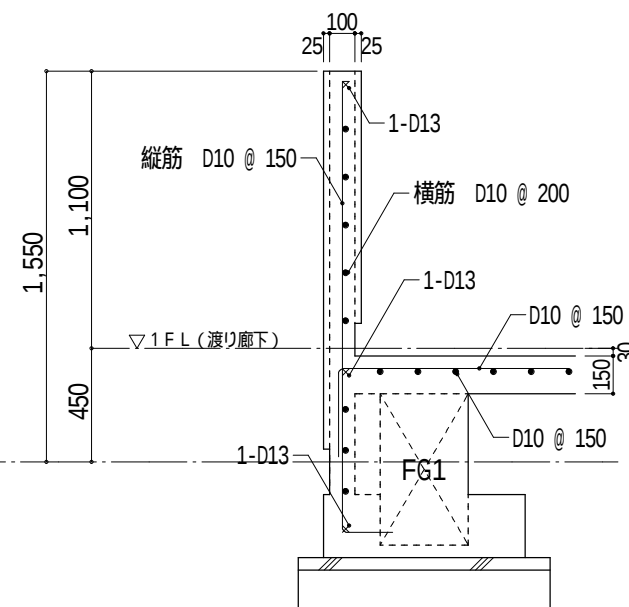
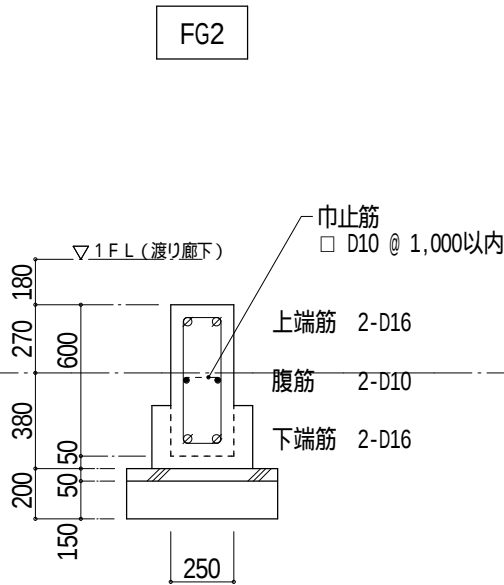
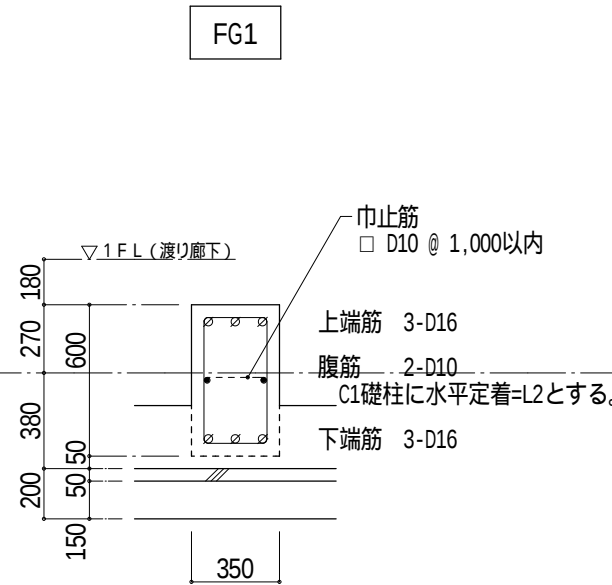
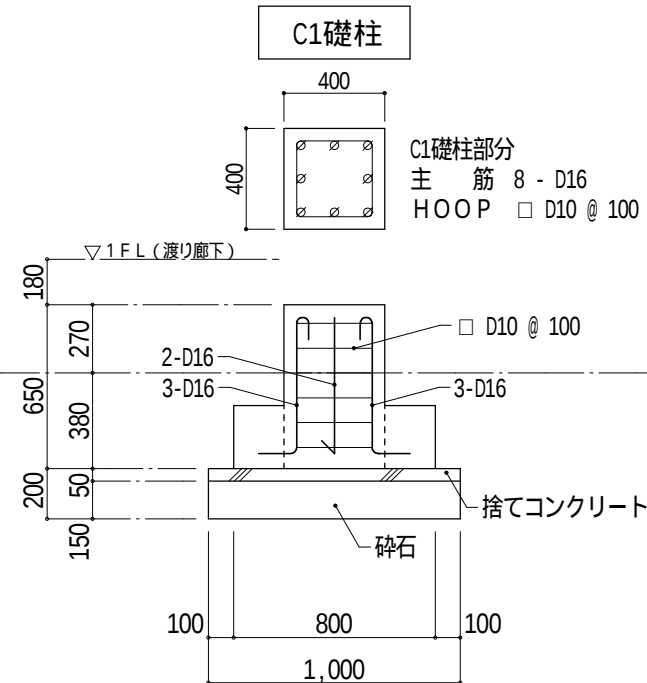
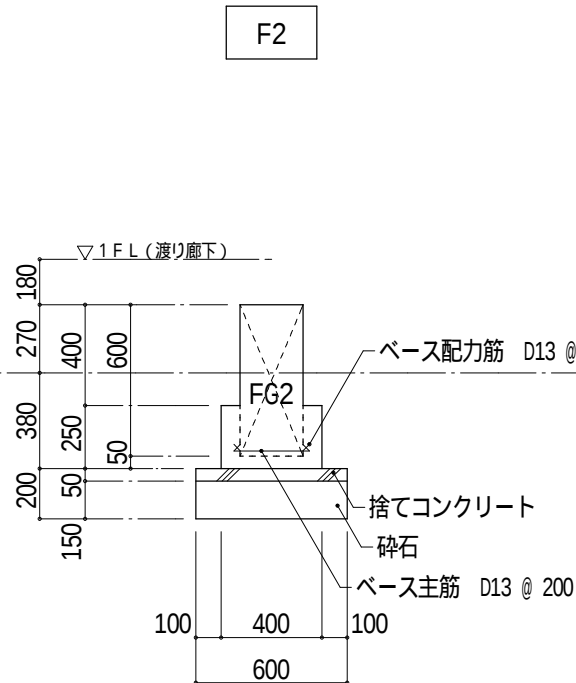
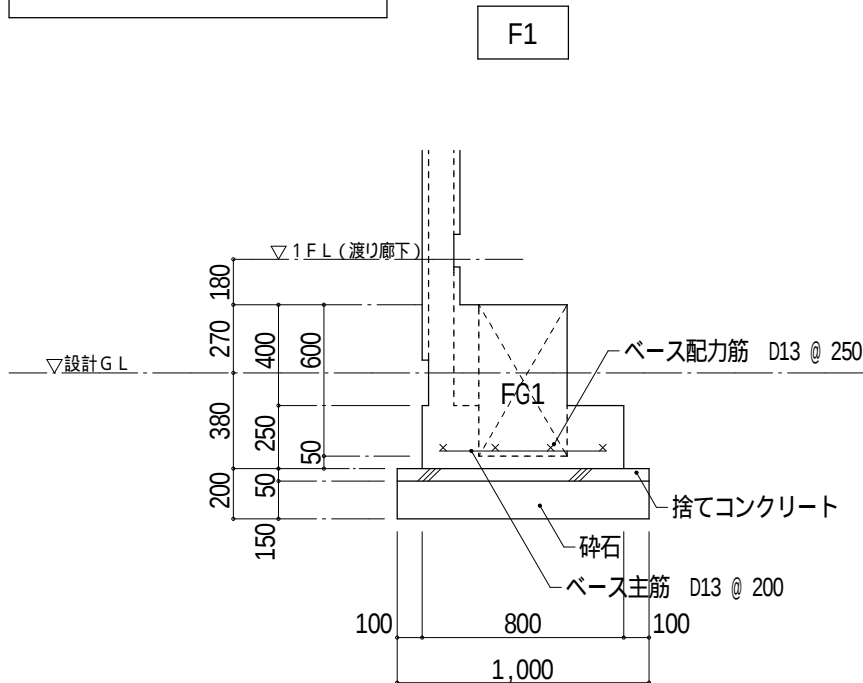
符 号	部 材	材 質	備 考
B1	H -150 × 75 × 5 × 7	SS400	GPL-6、HTB 2-M16
b1	[-100 × 50 × 5 × 7.5	SS400	GPL-6、HTB 2-M16

その他

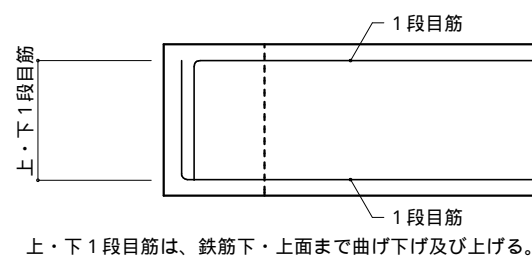
—≡— 水平ブレース V1 1-M14ターンバックル付(JIS規格品) SNR400
(GPL-6、HTB 1-M16)

継手位置 () は、軸組図参照

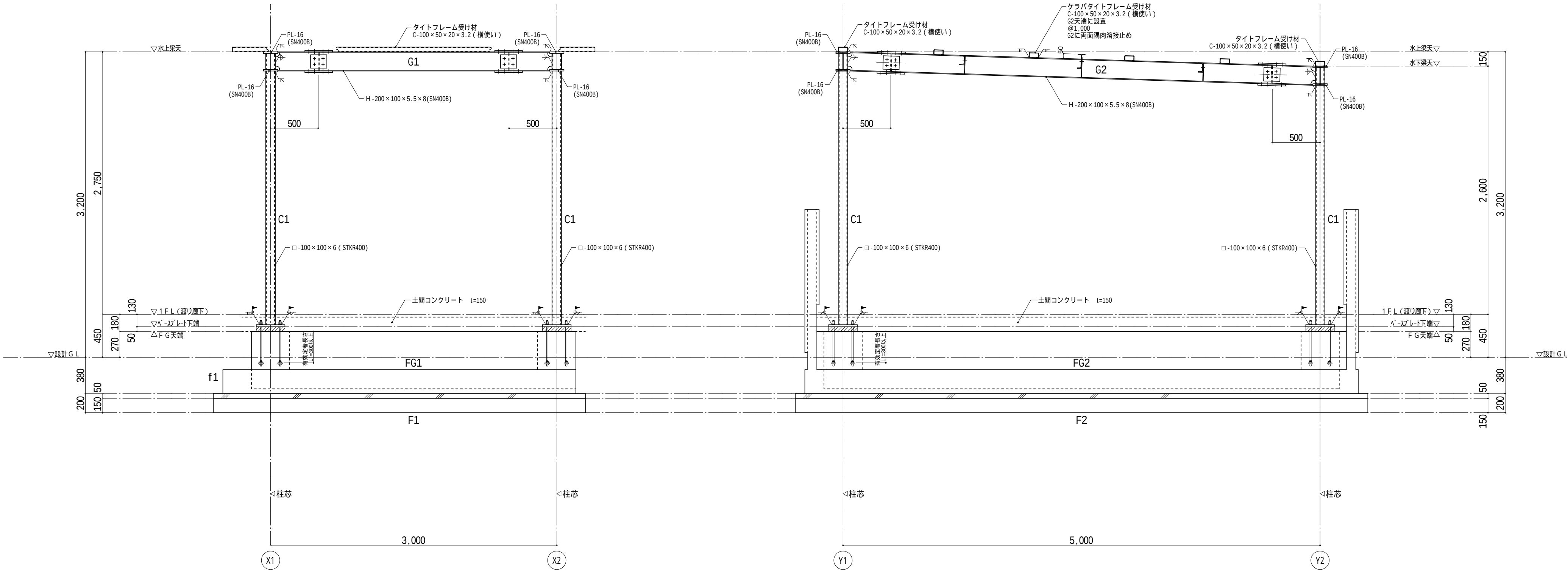
基礎詳細図 1:30



基礎梁の外端部定着要領図 1:30

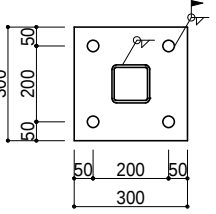


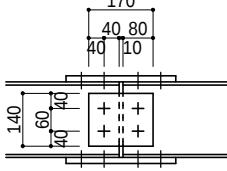
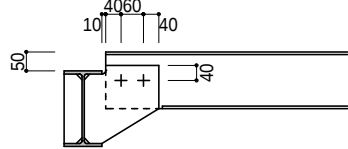
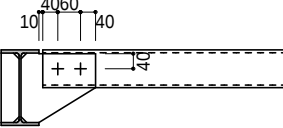
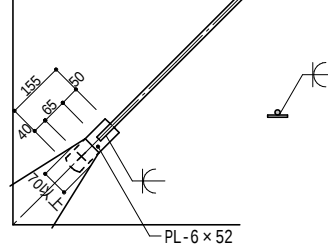
 一級建築士事務所 岡田建築設計事務所 一級建築士事務所登録 奈良県知事 第2022(ほ)1856号 〒630-8424 奈良市古市町2239-27 TEL : 0742-61-4118 FAX : 0742-63-3487 E-mail : okada@o3.kcn.ne.jp 一級建築士登録番号 第326548号 岡田 和大		設計者	製図者	工事名	佐保台小学校プレハブ教室 リース（新規）	
					作成日：	図面名称
					第 S-16 号図	渡り廊下 基礎伏図、梁伏図、軸組図、基礎詳細図



Y1通 架構詳細図 1:30

X1通 架構詳細図 1:30

鉄骨柱リスト 1:20		
符 合	C1	
部 材	□ -100×100×6 (STKR400)	
有効細長比	λ=86.6 200	
1 階		
柱 脚	 座金はベースプレートに現場全周隅肉溶接とする。	
ベースプレート	22×300×300	
アンカーボルト	4-M16 (SNR400), 全長L=480 ダブルナット (直型)	
備 考	有効定着長さ L'=300以上、定着板 φ48, t=10	

鉄骨梁リスト 1:20												
主 材	G1・2	H -200×100×5.5×8 (SN400B)	B1	H -150×75×5×7	b1	[-100×50×5×7.5						水平ブレース V1 1-M14 ターンバックル付 (JIS規格品)
形状	   SPL--->SN400B										 PL-6×52	
フランジ	SPL 2PL - 12×250×410 HTB 24 - M22	4PL - 12×100×410	SPL HTB		SPL HTB		SPL HTB		SPL HTB		SPL HTB	
ウェブ	SPL 2PL - 9×200×170 HTB 6 - M22		GPL HTB	PL-6 2-M16	GPL HTB	PL-6 2-M16		GPL HTB		GPL HTB	PL-6 1-M16	

[illegible]

[illegible]

章

項

目

特

記

事

項

① 工事範囲

・ 配管 ・ 配線 ・ 機器取付 ○ 機器移設・改設 ・ 取り外し再取付

② 受電電圧

○ 高圧受電 (6.6kV) ・ 特別高圧受電(kV)

③ 配電盤形式

○ P F ・ S 形 (変圧器容量300kVA未満)
・ C B 形

4 認定キュービクル

消防法に基づく登録認定機関による「キュービクル式非常電源専用受電設備」の認定を受けたものを使用する。

⑤ 設備容量

○ 変圧器総容量 80 + 150 kVA ・ 高圧電動機総容量 kW

6 変圧器

・ 「トップランナー変圧器2014」適用品を使用すること
・ 油入 ・ モールド ・ ガス入
・ 防振ゴム付 ・ ダイアル温度計付 ・ 移動車輪付

7 進相コンデンサ

・ 高圧側設置
・ 低圧側設置
・ A P F C (自動力率調整器) ・ 設ける ・ 設けない

8 直列リアクトル

・ 6% ・ 13%

9 基礎

・ 別途工事 ・ 本工事 ・ 既設

10 接地の共用

A種接地、C種接地及びD種接地の接地極は共用し、接地抵抗値は10Ω以下とする。

11 室内換気扇

公称羽根径は300mmφ(鋼製)とし、電源100Vは配電盤内より供給する。
サーモスタット(25℃～40℃可変形とし、30℃にセット)及び切替スイッチ(手動/自動/切)を設ける。
・ 屋内用配電盤の場合、外部換気扇運転(・ 端子 ・ スイッチ)を設ける。

12 室内ヒータ

室内ヒータ及び同用スイッチを設ける

13 付属品等

予備限流ヒューズを収納ケースに入れ、室内に収納する。

⑭ その他

・ 配電盤内部照明用はLED照明器具とし、壁前後の扉ごとに設ける。
・ 低圧配電盤の配線用遮断器は取付け板組込形で埋込形とする。
・ 低圧配電盤の表面に負荷側引出し用端子を設ける。
・ 低圧配電盤に内部点検空間を設ける。
・ 主遮断装置、変圧器、低圧主回路導体にそれぞれヒートラベルを貼付する。
・ 接地線用の銅帯母線を設け、接地線の取出しが一ヶ所に集中するのを避ける。
・ 接地抵抗値測定用端子を測定しやすい位置に設ける。
・ キャビネットはステンレス製とする。
・ 据え付け用架台は溶融亜鉛めっきとする。
・ キュービクルの内部から回路名称がわかるように表示する。
・ 屋外キュービクルのネットフェンス ※本工事 ○別途工事
・ 内部の点検用スペースは三方をアクリル板で囲む。
○ 停電作業に伴い、電気主任技術者を立ち合わせること。

電力貯蔵設備

1 工事範囲

・ 配管 ・ 配線 ・ 機器取付 ・ 機器移設・改設 ・ 取り外し再取付

2 工事種類

・ 直流電源装置 ・ 交流無停電電源装置 (UPS)

3 その他

直流電源装置の過放電防止保護装置 (直流不足電圧継電器) の設定電圧は90Vとする。

発電設備

1 工事範囲

・ 配管 ・ 配線 ・ 機器取付 ・ 機器移設・改設 ・ 取り外し再取付

2 工事種類

・ ディーゼル発電装置
・ ガスエンジン発電装置
・ ガスタービン発電装置
・ マイクロガスタービン発電装置
・ 燃料電池発電装置
・ 熱併供給発電装置 (コージェネレーション装置)
・ 太陽光発電装置
・ 低圧用SPDの性能 ※標準仕様書による ○ (図面番号) (5.1.7.4)
・ 風力発電装置
・ 小出力発電装置

3 用途

・ 非常用発電設備
・ 常用発電設備 (※系統連機型 ○独立型)

4 騒音低減性能

・ 超低騒音型 ・ 低騒音型 ・ 通常型

5 基礎

・ 別途工事 ・ 本工事 ・ 既設

6 主燃料槽等

・ 磁わい式液面検出装置
・ 液面指示計器は磁わい式とする。(5.1.1.6)

構内通信網設備

① 工事範囲

○ 配管 ○ 配線 ・ 機器取付 ・ 機器移設・改設 ・ 取り外し再取付

2 UTM

機能は別図による (図面番号) (6.1.5.6)

構内交換設備

1 工事範囲

・ 配管 ・ 配線 ・ 機器取付 ・ 機器移設・改設 ・ 取り外し再取付

2 形式

・ ボタン電話装置 ・ 交換装置

3 フロアコンセント

・ 外部固定形 ・ 内部固定形 ・ 回転形または上下動形

4 保安器用接地工事

・ 本工事 ・ 別途工事

情報表示

1 工事範囲

・ 配管 ・ 配線 ・ 機器取付 ・ 機器移設・改設 ・ 取り外し再取付

2 工事種類

・ マルチサイン装置 ・ 出退表示設備 ・ 時刻表示設備 ・ 時刻同期装置

映像・音響

1 工事範囲

・ 配管 ・ 配線 ・ 機器取付 ・ 機器移設・改設 ・ 取り外し再取付

拡声設備

① 工事範囲

○ 配管 ○ 配線 ○ 機器取付 ・ 機器移設・改設 ・ 取り外し再取付

② 工事種類

○ 非常放送設備 ・ 一般放送設備

③ 放送設備の兼用

非常放送設備を一般放送設備と兼用する。

4 増幅器

自動放送はアッテネータを経由した回路とする。

誘導支援設備

① 工事範囲

○ 配管 ○ 配線 ○ 機器取付 ・ 機器移設・改設 ・ 取り外し再取付

② 工事種類

・ 音声誘導装置 (6.1.10.2)
○ インターホン (6.1.10.3)
・ トイレ等呼出装置 (呼出し鉤に点字説明付き) (6.1.10.7)
・ 通話機能
・ 受付呼出装置 (6.1.10.8)
3 テレビインターホン 親機には、子機カメラ角度調整機能付とする。(6.1.10.4)

テレビ共同受信設備

① 工事範囲

○ 配管 ○ 配線 ○ 機器取付 ・ 機器移設・改設 ・ 取り外し再取付

2 アンテナ

・ UHF (全帯域用) ・ BS/110° ・ CS (6.1.11.3)

3 アンテナマスト

・ 壁面取付形 ・ 自立形 (6.1.11.3)
・ 溶融亜鉛めっき ・ ステンレス

4 電界強度等

電界強度及び面質は、最上階が打上がったときに、アンテナ取付け予定位置、またその周辺で測定する。(測定チャンネルは別図による (図面番号)) (6.2.19.3)<6.2.21.3>

監視カメラ設備

1 工事範囲

・ 配管 ・ 配線 ・ 機器取付 ・ 機器移設・改設 ・ 取り外し再取付

2 カラーモニター

解像度は別図による (図面番号) (6.1.13.3)

3 時刻同期装置

設置する (6.1.13.5)

駐管車制場設備

1 工事範囲

・ 配管 ・ 配線 ・ 機器取付 ・ 機器移設・改設 ・ 取り外し再取付

防犯管理設備

1 工事範囲

・ 配管 ・ 配線 ・ 機器取付 ・ 機器移設・改設 ・ 取り外し再取付

2 工事種類

・ 機械警備用配管 ・ 防犯設備 ・ 入退室管理制御装置

火災報知設備

① 工事範囲

○ 配管 ○ 配線 ○ 機器取付 ・ 機器移設・改設 ・ 取り外し再取付

② 工事種類

○ 自動火災報知設備 ・ 自動閉鎖設備 ・ 非常警報設備 ・ ガス漏れ火災警報設備

3 運動制御器

・ 単独 ・ 自動火災報知装置受信機と一体 (6.1.17.2)
・ ダンパ等 (全数) 復帰用の予備電源容量をもつこと。

4 自動閉鎖装置

・ 防火戸用 (DC24V 0.6A以下 電磁式またはラッチ式)
・ 防煙ダンパ用 (別途工事 瞬時通電式または電動式DC24V 0.6A以下、遠方復帰機構 (電動式)DC24V 0.7A以下)
・ 防火シャッター用 (別途工事 DC24V 0.6A以下) (6.1.17.3)
5 非常警報装置 ・ 非常放送装置 ・ 非常ベル (自動式サイレンを含む。) (6.1.18.1)
6 ガス漏れ火災警報装置 ・ 単独形 ・ 自動火災報知装置受信機と一体 (6.1.19.2)
・ 都市ガス用 ・ LPガス用
7 R型受信機 ・ 感知器等の増設や変更に伴う設定は監督員の指示による <6.2.1.16>

8 消火ポンプの始動

・ 開閉弁開放 (易操作性1号消火栓及び2号消火栓)
・ 消火栓箱内押ボタン (1号消火栓)
・ 発信機と運動 (総合室に始動表示灯を設ける)

中央制御監視設備

1 工事範囲

・ 配管 ・ 配線 ・ 機器取付 ・ 機器移設・改設 ・ 取り外し再取付

2 機器

・ 警報型 ・ 簡易型監視制御装置 ・ 監視制御装置

1 工事範囲

・ 配管 ・ 配線 ・ 機器取付 ・ 機器移設・改設 ・ 取り外し再取付

2 非接地電源用分電盤

キャビネット (・ 鋼板製 ・ SUS製) (8.2.1.2)

3 ナースコール設備

・ 基本形ナースコール装置
・ 携帯形ナースコール装置
・ 情報表示形ナースコール装置
・ 病床ユニット (8.3.1.2)
(8.3.1.3)
(8.3.1.4)
(8.3.1.5)

構内配電線路

① 工事範囲

○ 配管 ○ 配線 ・ 機器取付 ・ 機器移設・改設 ・ 取り外し再取付

② ふ設方法

○ 地中埋設式 ・ 架空線式
埋設深さ:図面に記載なき場合は、GL(舗装がある場合は、舗装下面)-600mm以下とする

3 区分閉閉器

用途 ・ 架空引込用 ・ 地中引込用
構造 ・ ステンレス製鋼板
内蔵機器 ・ 避雷器 ・ 制御電源用変圧器
SOG制御装置 ・ 屋外形 (ステンレス鋼板性収納箱・鍵付き) (3.1.9.8)
・ 引外し装置なし

4 自立閉閉器 基礎

・ 別途工事 ・ 本工事 ・ 既設

5 マンホール及びハンドホール

構造、寸法は ・ 標準図による。 ・ 別図による。(図面番号)
蓋の用途表示は ・ 奈良市高圧 ・ 奈良市電気 ・ とする。
ケーブルが直接接触しない場合の金物は接地を省略してもよい。
・ ハンドホールにおいてケーブル支持材を設けない ・ 強電 ・ 弱電用セパレート

6 余長

高圧ケーブルは、マンホール、ハンドホールまたはキュービクル内等の1ヶ所で約3mの余長をとる。

7 高圧ケーブル、がいし、端末処理

・ 一般用 ・ 耐塩用 ・ 重耐塩用

8 避雷器

・ 屋外形 ・ 耐塩形

装柱材

・ 一般用 ・ 耐塩形

⑨ 外灯

・ 一般用 ○ 景観照明用 基礎 ○ 本工事 ・ 別途
○ 鋼製屋外灯ポールは溶融亜鉛めっきとし、指定色塗装とする。
○ 接地は各ポール毎に施す。
照明用ポールに ・ 配線用遮断器 (引き外し装置なし) を内蔵する。
・ カットアウトスイッチ (素通しヒューズ) (2.1.4.2)

構内通信線路

1 工事範囲

・ 配管 ・ 配線 ・ 機器取付 ・ 機器移設・改設 ・ 取り外し再取付

2 ふ設方法

・ 地中埋設式 ・ 架空線式
埋設深さ:図面に記載なき場合は、GL(舗装がある場合は、舗装下面)-600mm以下とする

3 マンホール及びハンドホール

構造、寸法は ・ 標準図による。 ・ 別図による。(図面番号)

防犯設備

1 工事範囲

・ 配管 ・ 配線 ・ 機器取付 ・ 機器移設・改設 ・ 取り外し再取付

2 事前調査

調査箇所数 箇所
調査チャンネルは別図による。(図面番号) (6.2.20.2)

雷保護設備

1 工事範囲

・ 配管 ・ 配線 ・ 機器取付 ・ 機器移設・改設 ・ 取り外し再取付

2 適用 J I S

・ JIS A 4201-2003 ・ JIS A 4201-1997

3 雷保護

・ 外部雷保護
・ 内部雷保護 ※C種又はD種接地工事の接地線の太さは8mm以上とする (2.2.13.9)

4 保護レベル

・ I ・ II ・ III ・ IV

5 接地

・ A型接地極
・ B型接地極
・ 構造体利用接地極 (大地抵抗率測定用接地補助極を構造体下部に設ける。) (2.2.13.2) (2.2.17.4)

6 鋼製突針支持管

・ 一段目の長さは ※4000mm以上 ○ mm以上

7 鉄骨及び鉄筋との接続

・ 圧着、ねじ締め、ボルト締め ・ 溶接 (2.2.17.3)

機器取付高さ

※取付高さは標準であり、監督職員の承諾を受けて変更してもよい。

名称	取付高 (mm)
電灯動力共通	地上～意中心 1,800～2,000 引込開閉器 床下～中心 1,800～2,200
電 灯	分電盤 (埋込) 床下～中心 1,500
	分電盤 (壁掛露出) 天井下～上端 0
	スイッチ (一般) 床下～中心 1,300
	スイッチ (身障者用) 床下～中心 1,000
	スイッチ (自動扉用) 床下～中心 1,700
	コンセント (一般) 床下～中心 300
	コンセント (和室) 床下～中心 150
	コンセント (台上) 床下～中心 150～300
	コンセント (車椅子用) 床下～中心 300
	コンセント (機置室・車庫) 床下～中心 500
ブラケット (一般) 床下～中心 2,100～2,300	
ブラケット (踊場) 床下～中心 2,000～2,500	
ブラケット (壁上) 壁上端～下端 50	
動 力	壁掛形制御盤 床下～中心 1,500
	手元開閉器 床下～中心 1,500
	操作スイッチ 床下～中心 1,300
構内情報通信網	壁付アウトレット (一般) 床下～中心 300
	壁付アウトレット (和室) 床下～中心 150
構 内 交 換	端子盤 (埋込) 床下～下端 300
	端子盤 (壁掛露出) 天井下～上端 0
情 報 表 示	集合保安装置 天井下～上端 200
	壁付アウトレット (一般) 床下～中心 1,300
	壁付アウトレット (和室) 床下～中心 150
	壁掛電話機 床下～中心 1,300
	表示盤 床下～中心 2,300
	壁付発信機 床下～中心 1,300
	ベル・ブザー・チャイム 床下～中心 2,300
	壁掛形時計計 床下～中心 1,500
	子時計 床下～中心 2,300
	壁掛形スピーカ 床下～中心 2,300
誘 導 支 援	壁付アッテネータ 床下～中心 1,300
	テレビインターホン (親機) 床下～下端 1,300
テレビ共同受信	テレビインターホン (子機) 床下～引出 1,300
	外部受付用インターホン (親機) 床下～下端 1,300
	外部受付用インターホン (子機) 床下～中心 1,300
	外部受付用インターホン (呼出ボタン) 床下～中心 600以下
	壁付押しボタン (ひも付) 便器座面～中心 400～550
	(トイレ等呼出) 床下～中心 400
	壁付押しボタン (トイレ等呼出) 床下～中心 1,000以下
	壁付呼出表示灯 (トイレ等呼出) 床下～中心 (天井高) × 0.9
	壁付復帰ボタン (トイレ等呼出) 床下～中心 1,300
	壁付インターホン (一般) 床下～中心 1,300
壁付アウトレット (一般) 床下～中心 1,300	
壁付アウトレット (和室) 床下～中心 150	
火 災 報 知	機器収容箱 天井下～上端 200
	直列ユニット (一般) 床下～中心 300
	直列ユニット (和室) 床下～中心 150
	受信機・副受信機 床下～中心 800～1,500
	機器収容箱 床下～中心 800～1,500
発信機 床下～中心 800～1,500	
表示灯 床下～中心 2,300	
液化石油ガス用検知器 床下～上端 300	

工事名

佐保台小学校プレハブ教室リース(新規)

図面名称

電気設備工事特記仕様書(3)

作成日

2025/3

第

E-03

号図

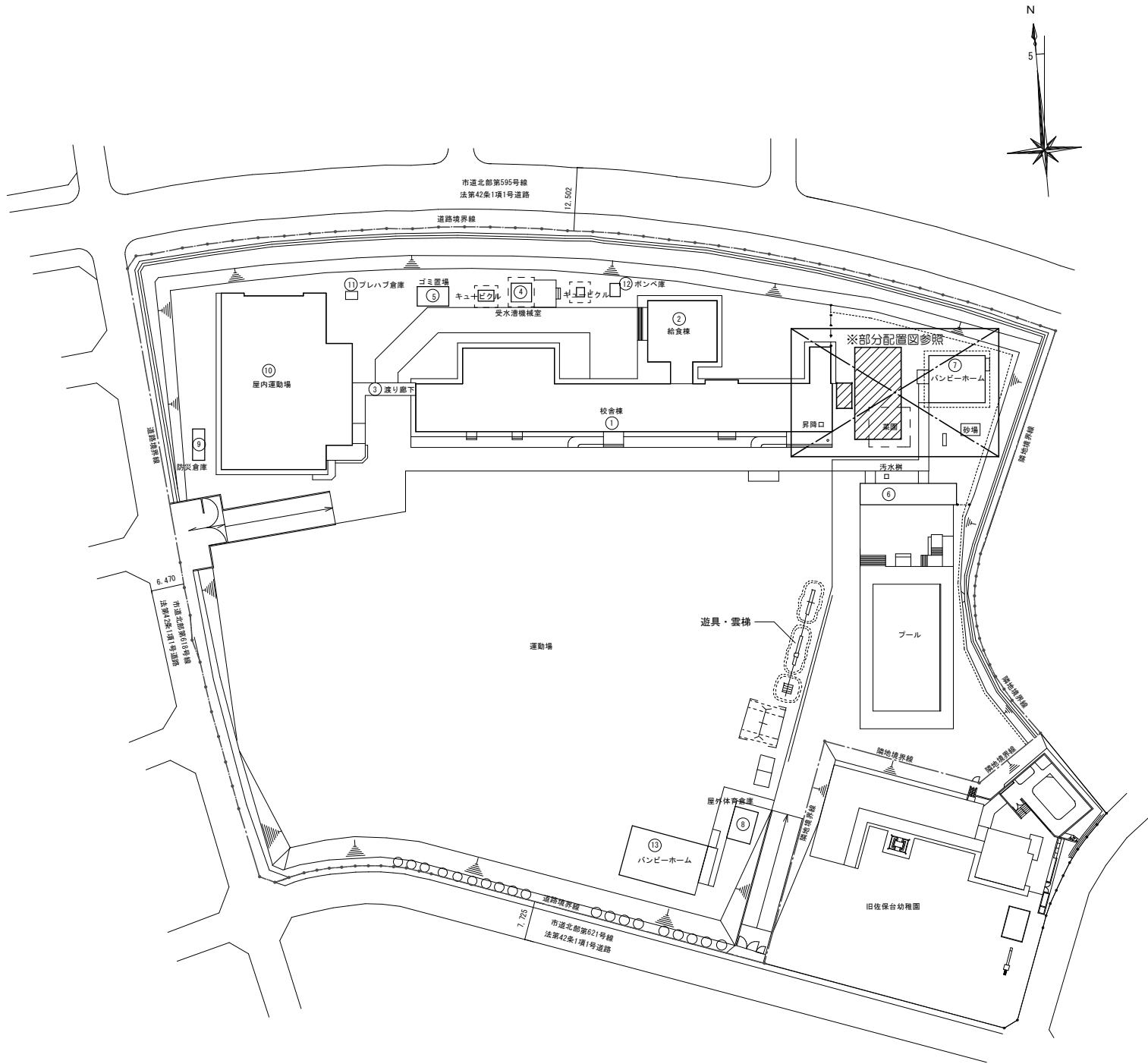
縮尺

1:NON

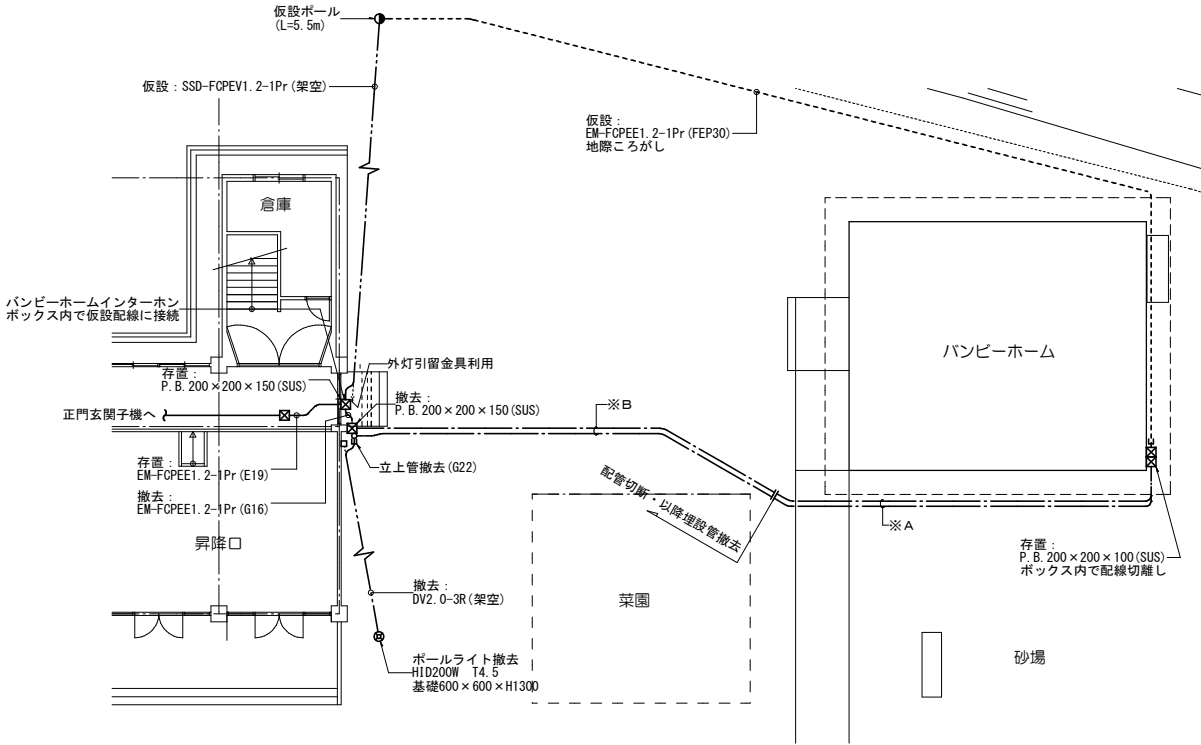
岡田

建築設計事務所

一級建築士事務所 岡田建築設計事務所
一級建築士事務所登録 奈良県知事 第2022(第)1856号
〒630-8424 奈良市吉野町2139-27
TEL : 0742-61-4118
FAX : 0742-63-3487
E-mail : okada@ok3.kon.ne.jp
一級建築士登録番号 第326548号 岡田 和夫

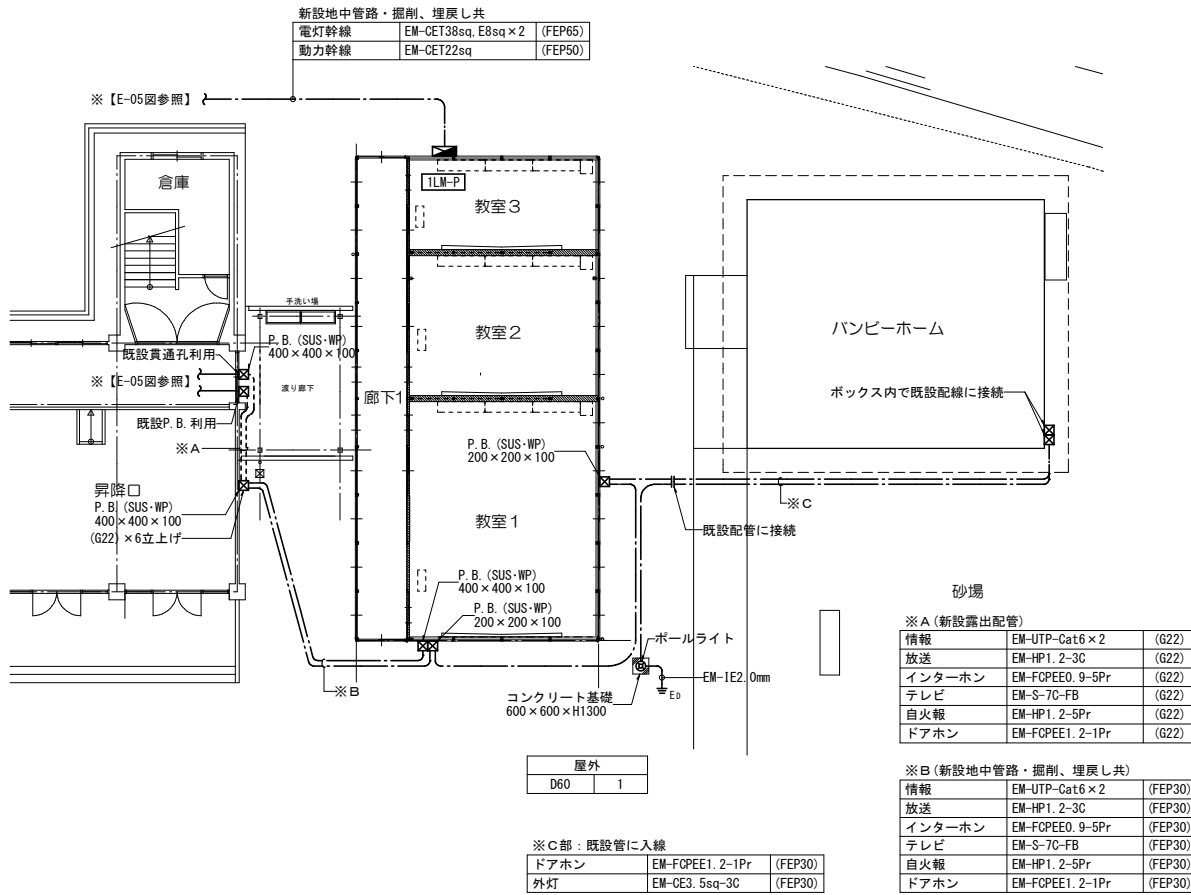


凡 例	
	本線部 : 新設・改修部分を示す
	細点線部 : 現況のままとする
	電灯動力分電盤
	防犯灯
	外灯
	ブルボックス



※A部: 配線引抜・配管存置(一部再利用)		
インターホン	EM-FCPEE1. 2-1Pr	(FEP30)
外灯	EM-CE3. 5sq-2C	(FEP30)
※B部: 配管配線撤去		
インターホン	EM-FCPEE1. 2-1Pr	(FEP30)
外灯	EM-CE3. 5sq-2C	(FEP30)

【注 記】
・バンビーホーム用インターホン迂回工事、外灯移設工事においては施設運営に支障が無いよう計画を行い、施工すること。





一級建築士事務所 岡田建築設計事務所
一級建築士事務所登録 奈良県知事 第2022(第)1856号
〒630-8424 奈良市古市町2139-27
TEL : 0742-61-4118
FAX : 0742-63-3487
E-mail : okada@qad.kcn.ne.jp
一級建築士登録番号 第326548号 岡田 和夫

設計者	製図者	工事名	佐保台小学校プレハブ教室リース(新規)	
		作成日: 2025/3	図面名称	縮尺
		第 E-04 号図	電気設備 配置図	1/800・1/200



※ケーブル新設、既設管に入線		
EM-CET22sq	(FEP50)	M5
EM-CET38sq、E8sq×2	(FEP80)	L6

※ケーブル新設、既設管に入線		
EM-CET22sq	(FEP50)	M5
EM-CET38sq、E8sq×2	(FEP80)	L6

※ケーブル新設、既設管に入線		
EM-CET22sq	(FEP50)	M5
EM-CET38sq、E8sq×2	(FEP80)	L6

※ケーブル新設、既設管に入線		
EM-CET22sq	(FEP50)	M5
EM-CET38sq、E8sq×2	(FEP80)	L6

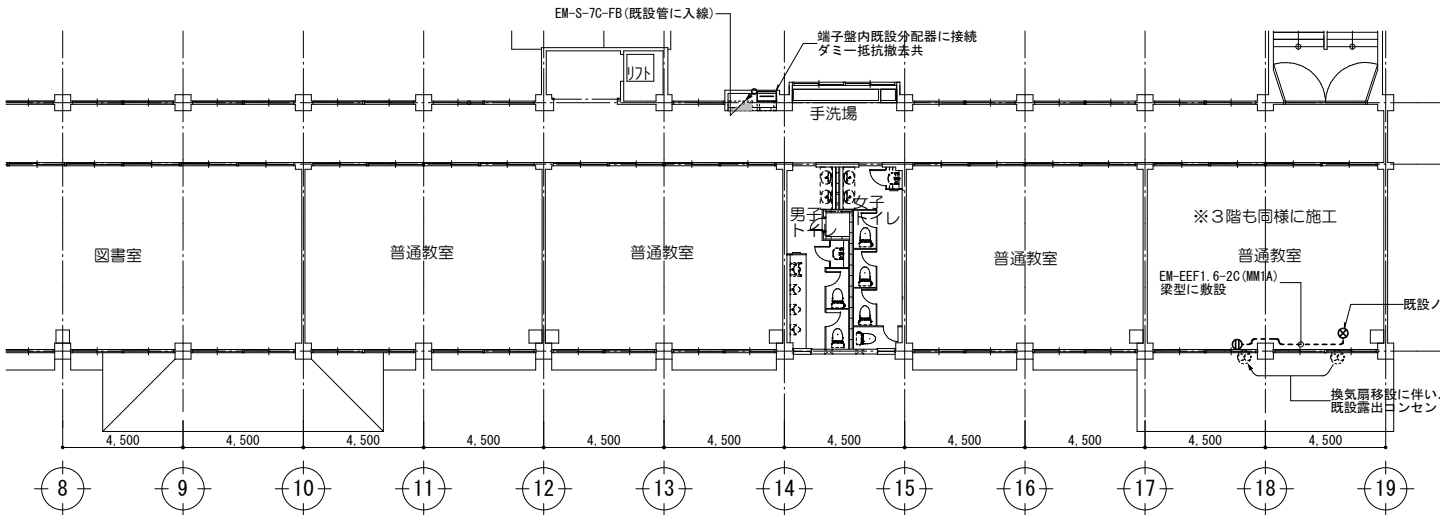
※配管配線新設(撤消、埋戻し共)		
EM-CET22sq	(FEP50)	M5
EM-CET38sq、E8sq×2	(FEP80)	L6

※天井内配線		
EM-HP1. 2-3C		放送
EM-UTP-Cat6×2	(ころがし)	情報
EM-FCPEE0. 9-5Pr		インターホン
EM-S-7C-FB		テレビ
EM-HP1. 2-5Pr		自火報

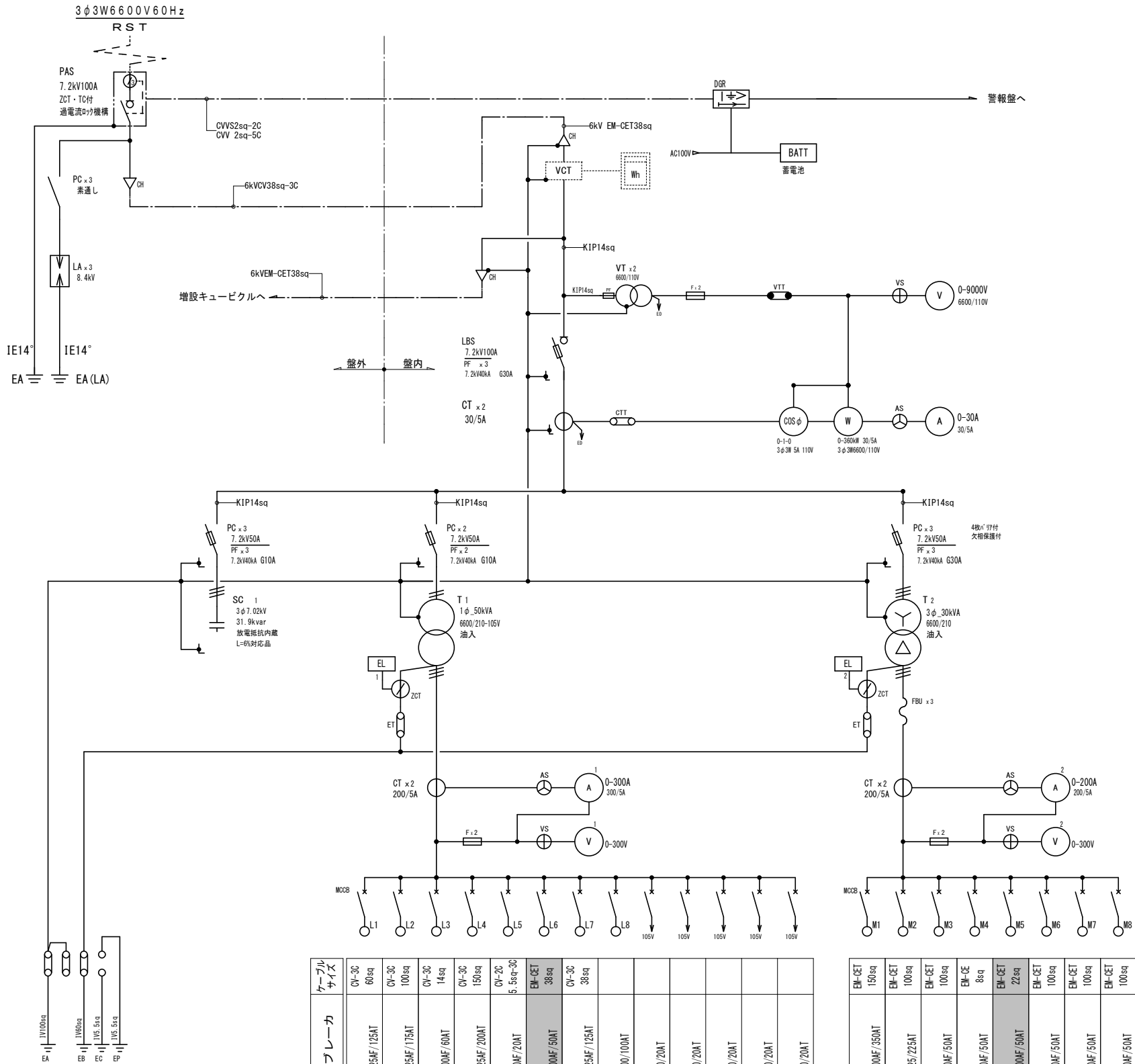
※ケーブル新設、既設管に入線(一部共入れ)		
EM-HP1. 2-3C	(E25)	放送
EM-S-7C-FB	(E25)	テレビ
EM-HP1. 2-5Pr	(E25)	自火報

※ケーブル新設、既設管に入線(一部共入れ)		
EM-HP1. 2-3C	(E25)	放送
EM-UTP-Cat6×2	(E25)	情報
EM-S-7C-FB	(E25)	テレビ
EM-HP1. 2-5Pr	(E31)	自火報

1階平面図 S=1/200



2階平面図 S=1/200

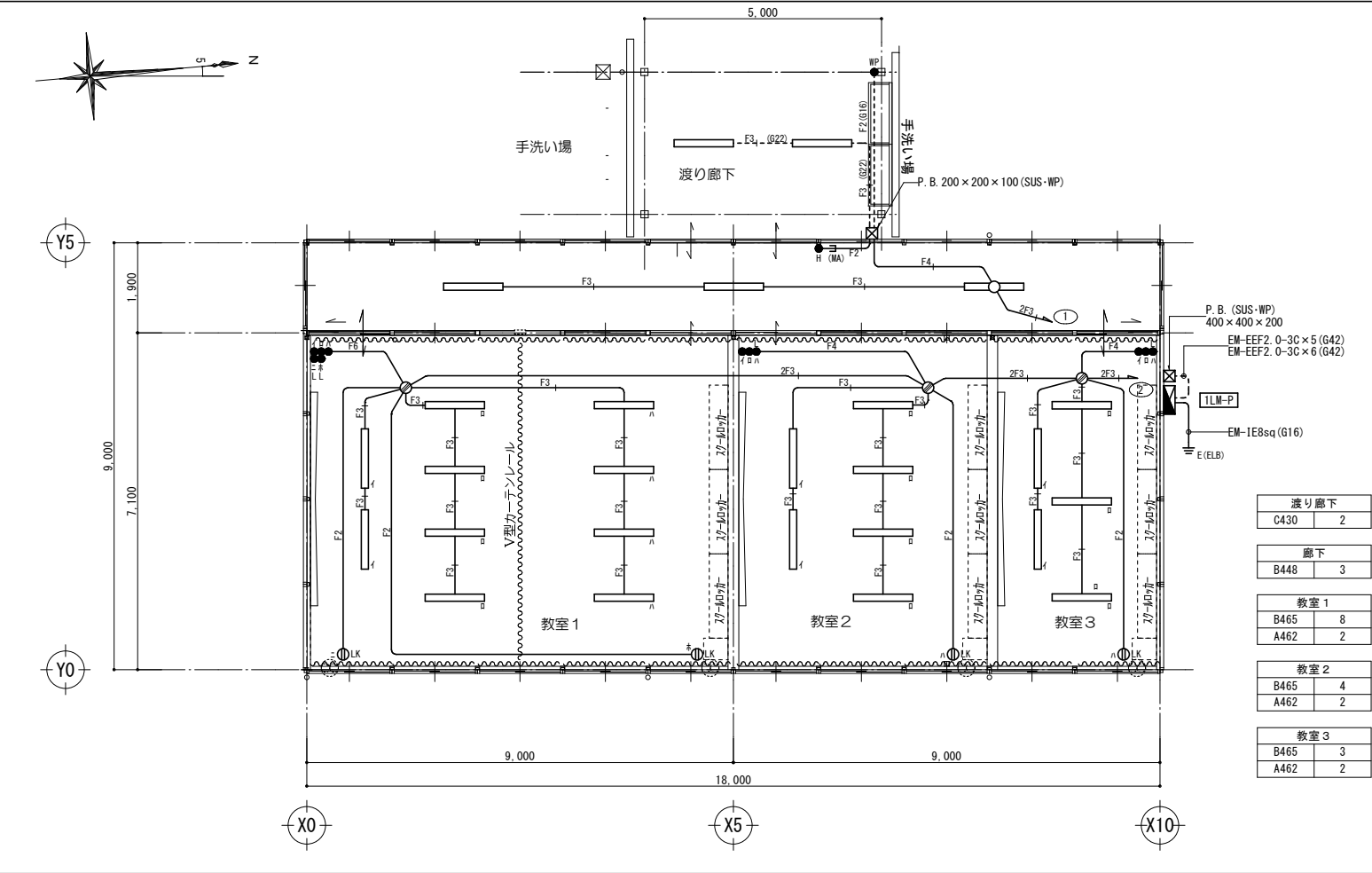


記号	負荷名称	容量	ブレーカ	ケーブル サイズ
L1	1 L-1	20.9 kVA	MCB 3P_25AF/12AT	CV-3C 60sq
L2	2 L-1・3 L-1	29.5 kVA	MCB 3P_25AF/15AT	CV-3C 100sq
L3	1 LM-1	8.3 kVA	MCB 3P_100AF/60AT	CV-3C 14sq
L4	1 L-2・2 L-2 3 L-2	35.0 kVA	MCB 3P_25AF/20AT	CV-3C 150sq
L5	1 M-P	0.2 kVA	MCB 2P_50AF/20AT	CV-2C 5.5sq-3C
L6	1 LM-P (プレハブ校舎)	7.4 kVA	MCB 3P_100AF/50AT	EM-GET 38sq
L7	体育館	23.9 kVA	MCB 3P_25AF/12AT	CV-3C 38sq
L8	予備	- kVA	MCB 3P_100/100AT	
1	HGR		MCB 2P_50/20AT	
2	LGR		MCB 2P_50/20AT	
3	所内電源		MCB 2P_50/20AT	
4	屋外作業用コンセント		MCB 2P_50/20AT	
5	増設キュービクル		MCB 2P_50/20AT	

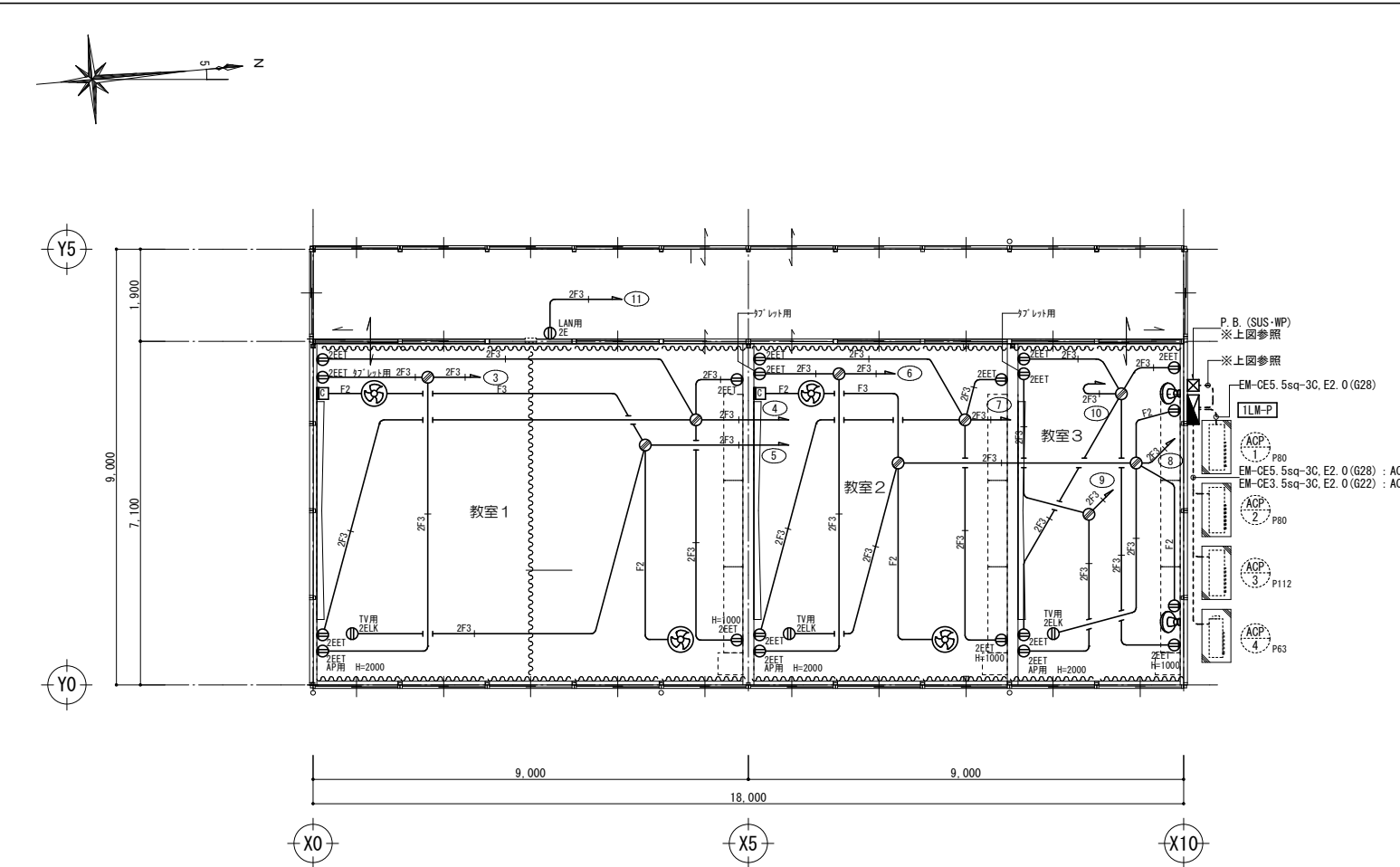
M1	LM-1	17.6 kW	MCB 3P_400AF/50AT	EM-GET 150sq
M2	3 L-1	10.0 kW	MCB 3P_25/225AT	EM-GET 100sq
M3	1 M-P (揚水ポンプ)	7.4 kW	MCB 3P_50AF/50AT	EM-GET 100sq
M4	1 M-P (消火ポンプ) 受変電設備内断絶分電盤	7.5 kW	MCB 3P_50AF/50AT	EM-GE 8sq
M5	1 LM-P (プレハブ校舎)	9.8 kW	MCB 3P_100AF/50AT	EM-GET 22sq
M6	体育館	0.4 kW	MCB 3P_50AF/50AT	EM-GET 100sq
M7	予備	- kW	MCB 3P_50AF/50AT	EM-GET 100sq
M8	プール	7.0 kW	MCB 3P_50AF/50AT	EM-GET 100sq

- 【注 記】
- 低圧電灯盤「L6」既設遮断器MCB3P100AF/100ATを撤去の上、新設遮断器MCB3P100AF/50ATを取付け、新設幹線に接続
 - 低圧動力盤「M5」既設遮断器MCB3P100AF/100ATを撤去の上、新設遮断器MCB3P100AF/50ATを取付け、新設幹線に接続
 - 停電作業は電気主任技術者の立会のもと、作業を行うこと

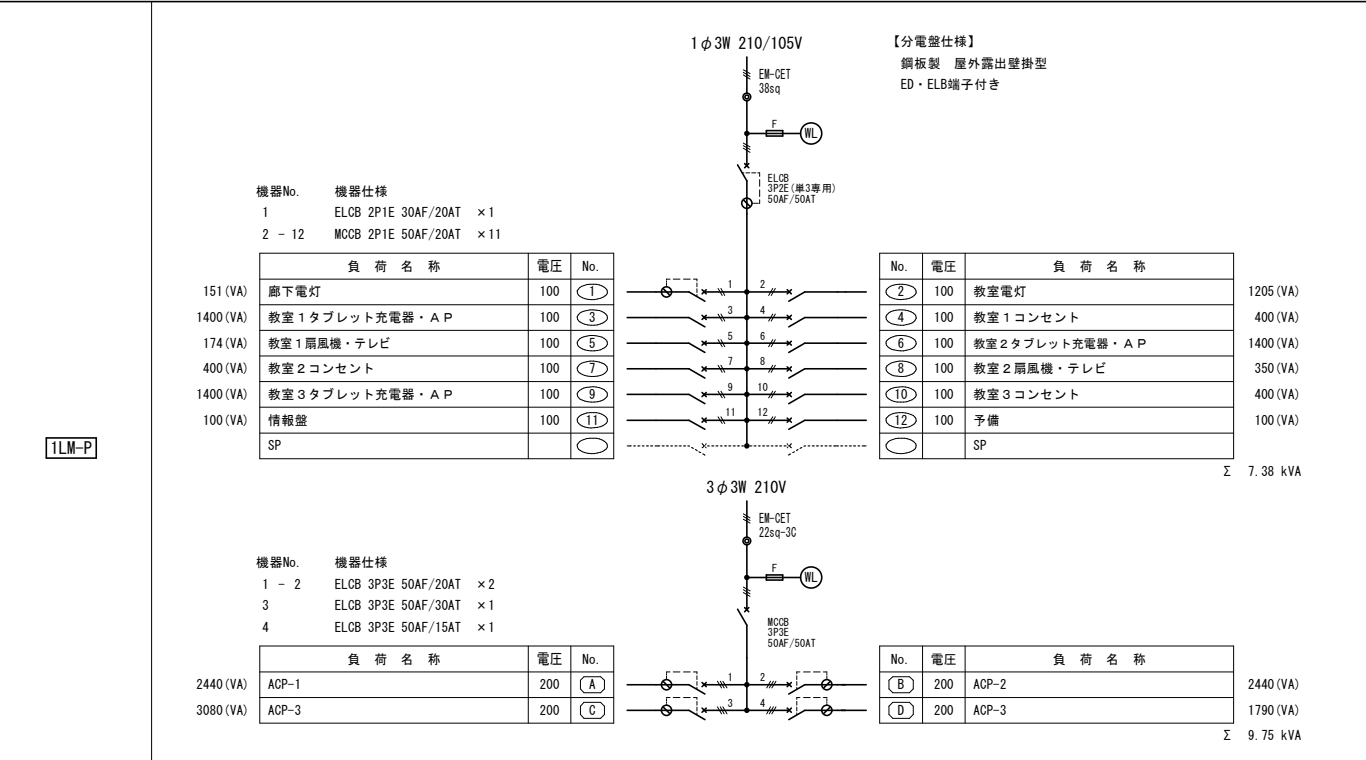
電灯設備 1階平面図 S=1／100



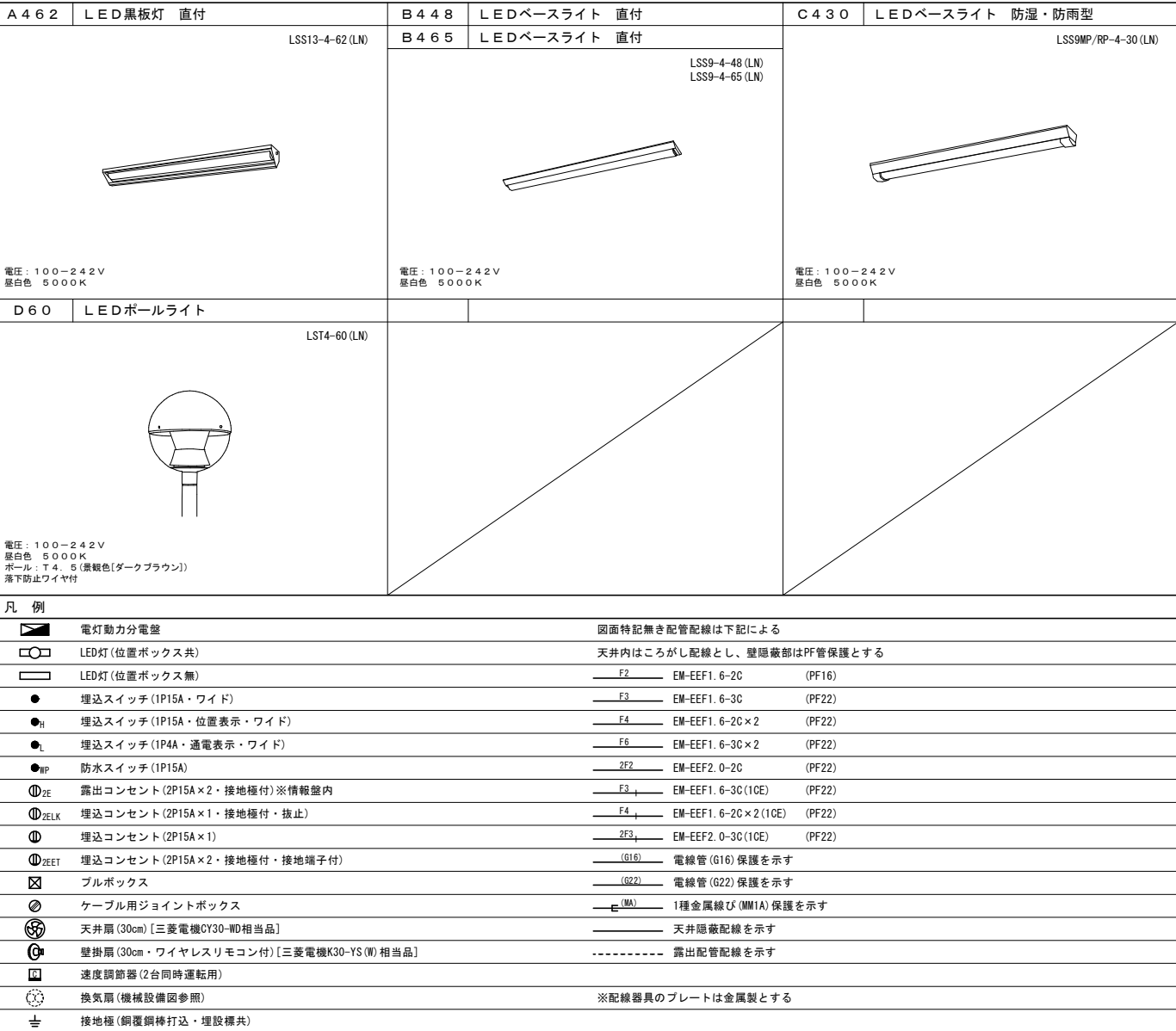
動力・コンセント設備 1階平面図 S=1／100



分電盤結線図



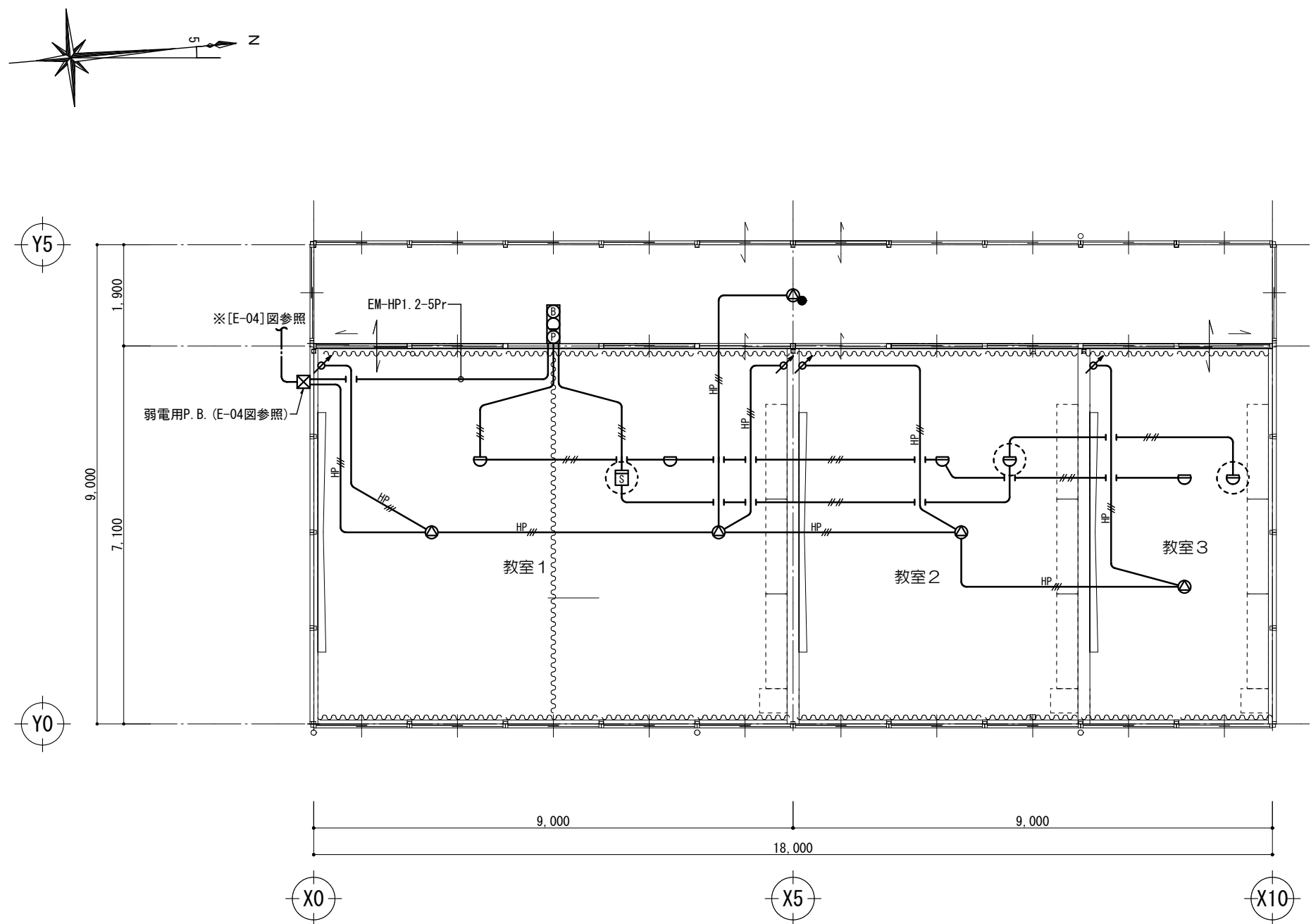
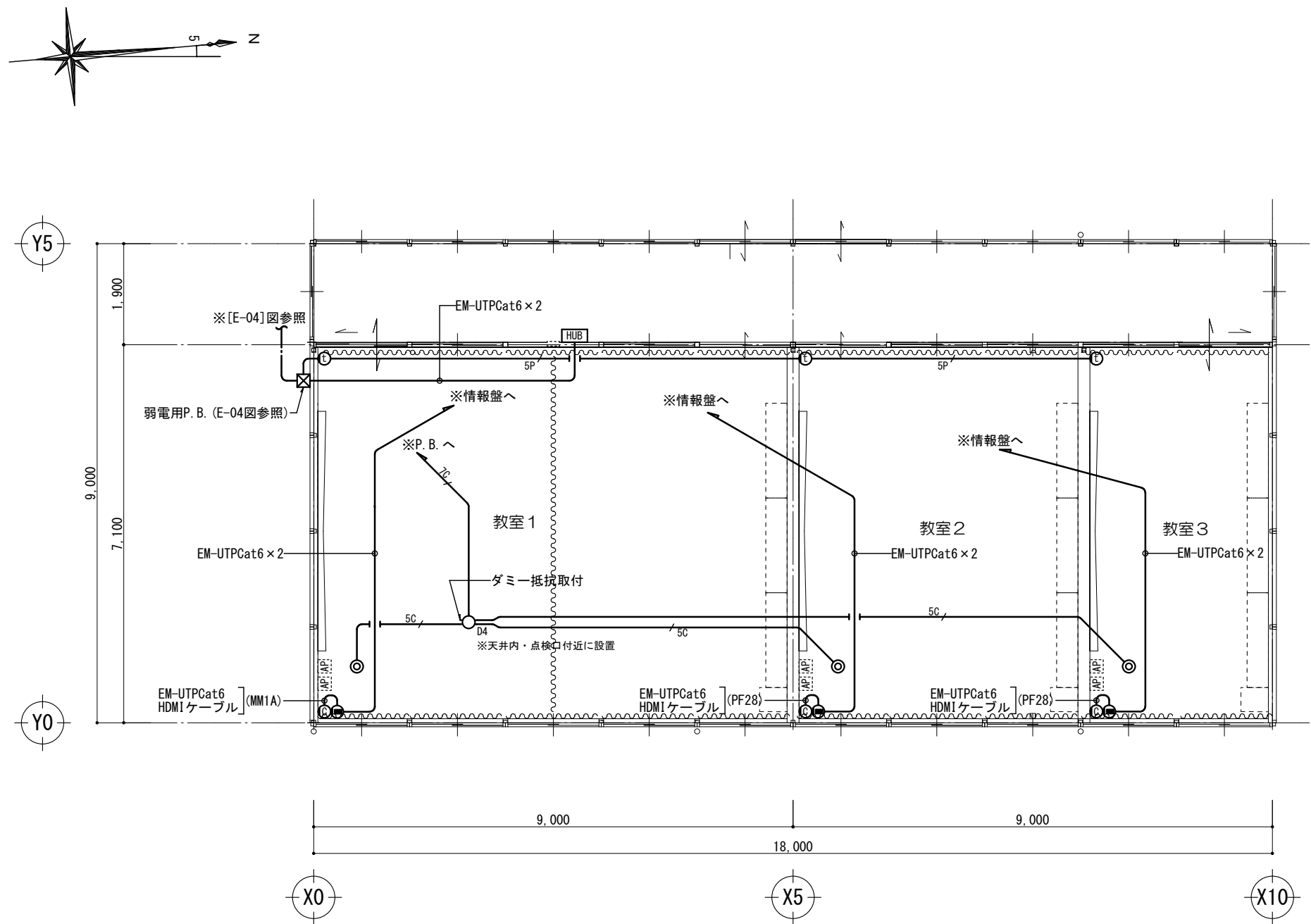
照明器具姿図



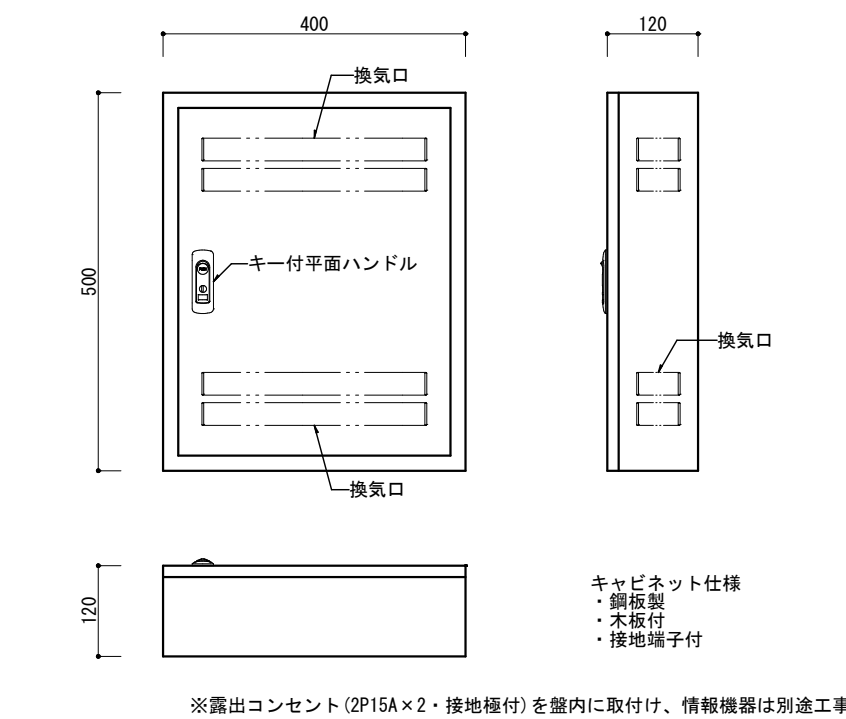
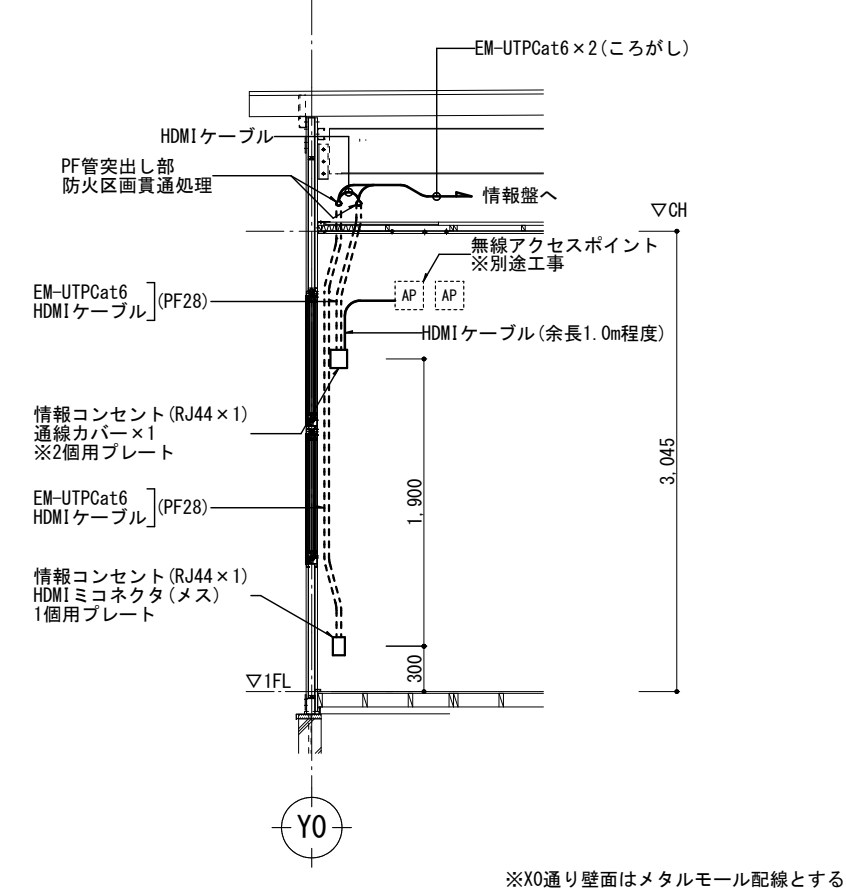
【特記事項】
・ブレハブ教室棟天井内114条界壁(廊下-教室、教室-教室間)を貫通する配線は、防火区画貫通処理を施すこと。
・ケーブル防炎設備協会による大臣認定工法(PS060WL-〇〇〇〇)とし、強電用5ヶ所、弱電用5ヶ所を見込む【※〇〇〇〇は協会加盟各社の番別番号】

一級建築士事務所 岡田建築設計事務所
一級建築士事務所登録 奈良県知事 第2022(第)1856号
〒630-8424 奈良市古市町2139-27
TEL 0742-91-4118
FAX 0742-63-3487
E-mail okada@okada-kon.ne.jp
一級建築士登録番号 第326548号 岡田 和夫

設計者	製図者	工事名	佐保台小学校ブレハブ教室リース(新規)
作成日: 2025/3	図面名称	縮尺	
第 E-07 号図	電灯・動力・コンセント設備平面図	1:100	



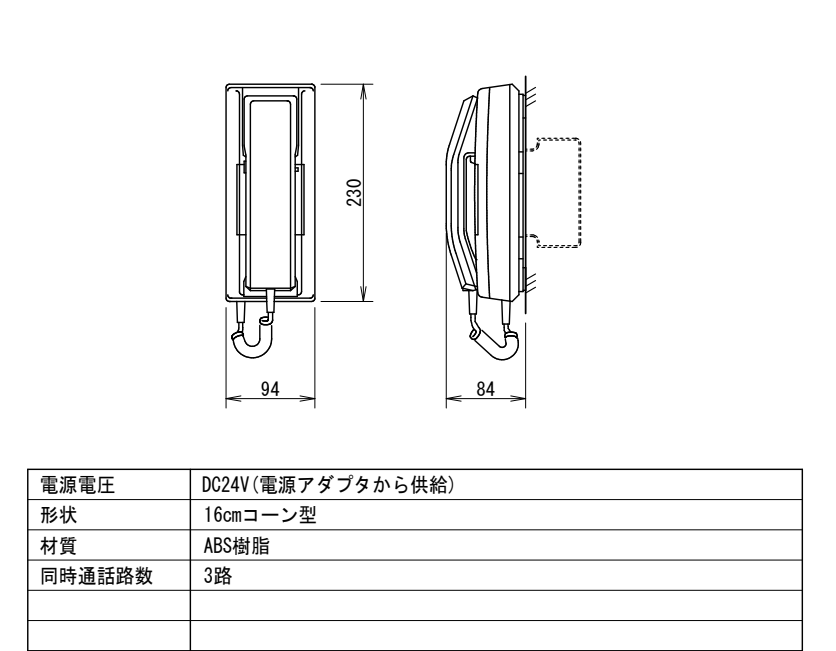
【特記事項】
・ブレハブ教室棟天井内114条界壁 (廊下-教室、教室-教室間) を貫通する配線は、防火区画貫通処理を施すこと。
・ケーブル防災設備協会による大臣認定工法 (PS060WL-〇〇〇〇) とし、強電用5ヶ所、弱電用5ヶ所、界壁に取付の配線器具の数を見込む) ※〇〇〇〇は協会加盟各社の個別番号)
・消防設備関係の届出、申請手続、検査立会を本工事に含む



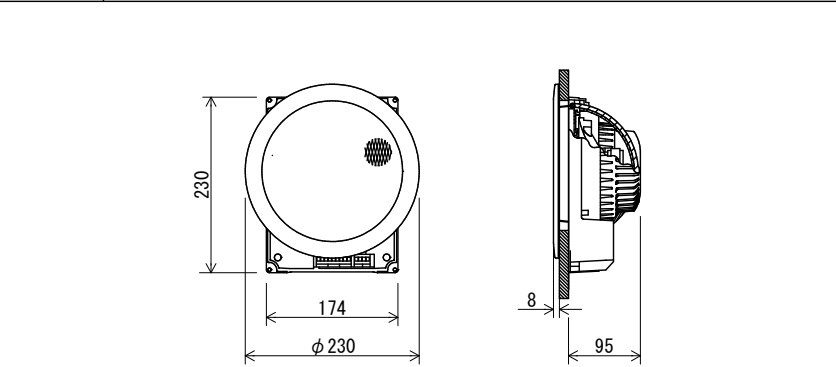
凡 例	
	情報機器収容箱 (箱のみ・内部機器別途工事)
	無線アクセスポイント (別途工事)
	情報コンセント (RJ44×1・通線力バー)
	情報・映像コンセント (RJ44×1・HDMIコネクタ [メス]×1)
	共通線式同時通話インターホン (壁掛型)
	テレビ端子 (SH-7F)
	分配器 (SH-D4)
	天井埋込型スピーカ
	天井埋込型スピーカ (音量調節付)
	アッテネーター
	総合盤 (P型1級・屋内壁埋込・縦型)
	スポット形感知器 (差動式・露出・2種)
	煙感知器 (光電式スポット・露出・2種)
	プルボックス
	天井裏感知器を示す

図面特記無き配管配線は下記による	
天井内はこがし配線とし、壁隠蔽部はPF管保護とする	
	EM-FCEEO. 9-5Pr (PF22)
	EM-S-SC-FB
	EM-S-7C-FB
	EM-AE1. 2-4C (PF16)
	EM-HP1. 2-3C (PF16)
※配線器具のプレートは金属製とする	
※114条区面の壁に取付のアウトレットボックスは金属製とする	

	一級建築士事務所 岡田建築設計事務所		設計者	製図者	工事名	佐保台小学校ブレハブ教室リース (新規)	
	一級建築士事務所登録 奈良県知事 第2022 (建) 1856号 〒630-8424 奈良市古市町2139-27 TEL : 0742-61-4118 FAX : 0742-63-3487 E-mail : okada@okada-design.co.jp				作成日 : 2025/3	図面名称	縮尺
	一級建築士登録番号 第326548号 岡田 和太				第 E-08 号図	弱電設備平面図	1/100・図示

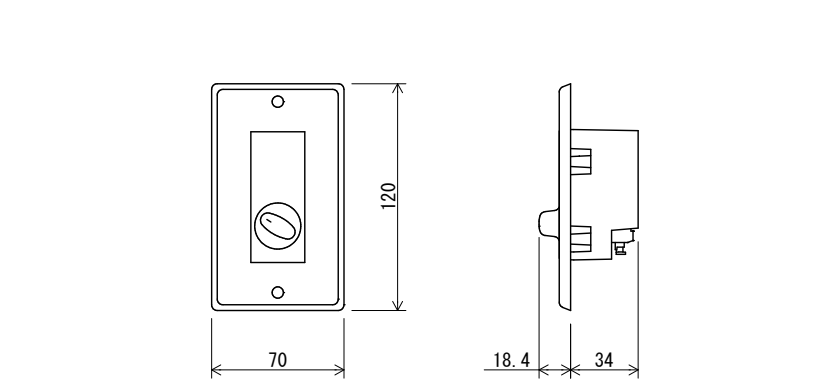


	天井埋込型スピーカ	SCeHi-3V0
	天井埋込型スピーカ アッテネーター付	SCeHi-3V3

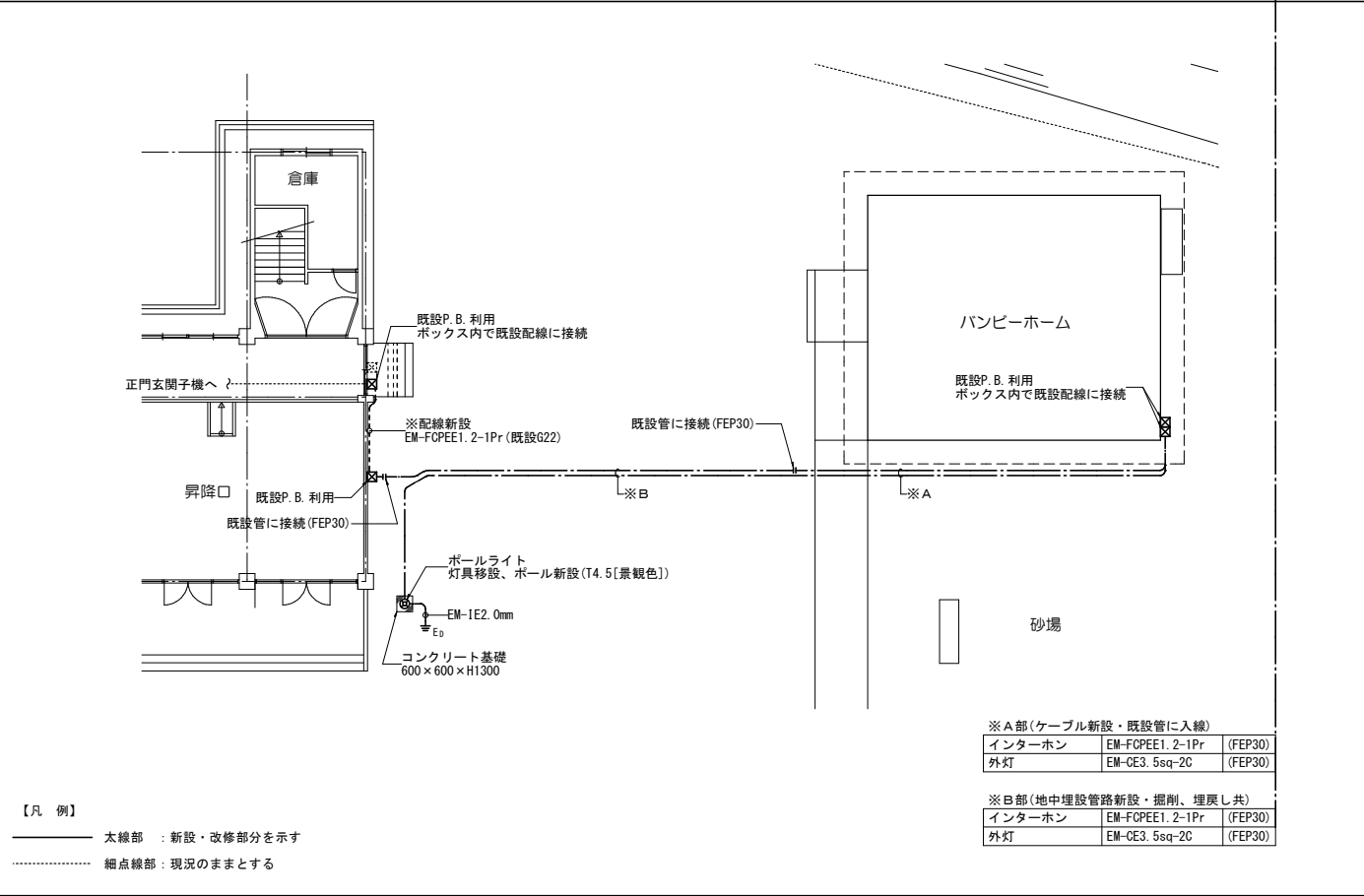
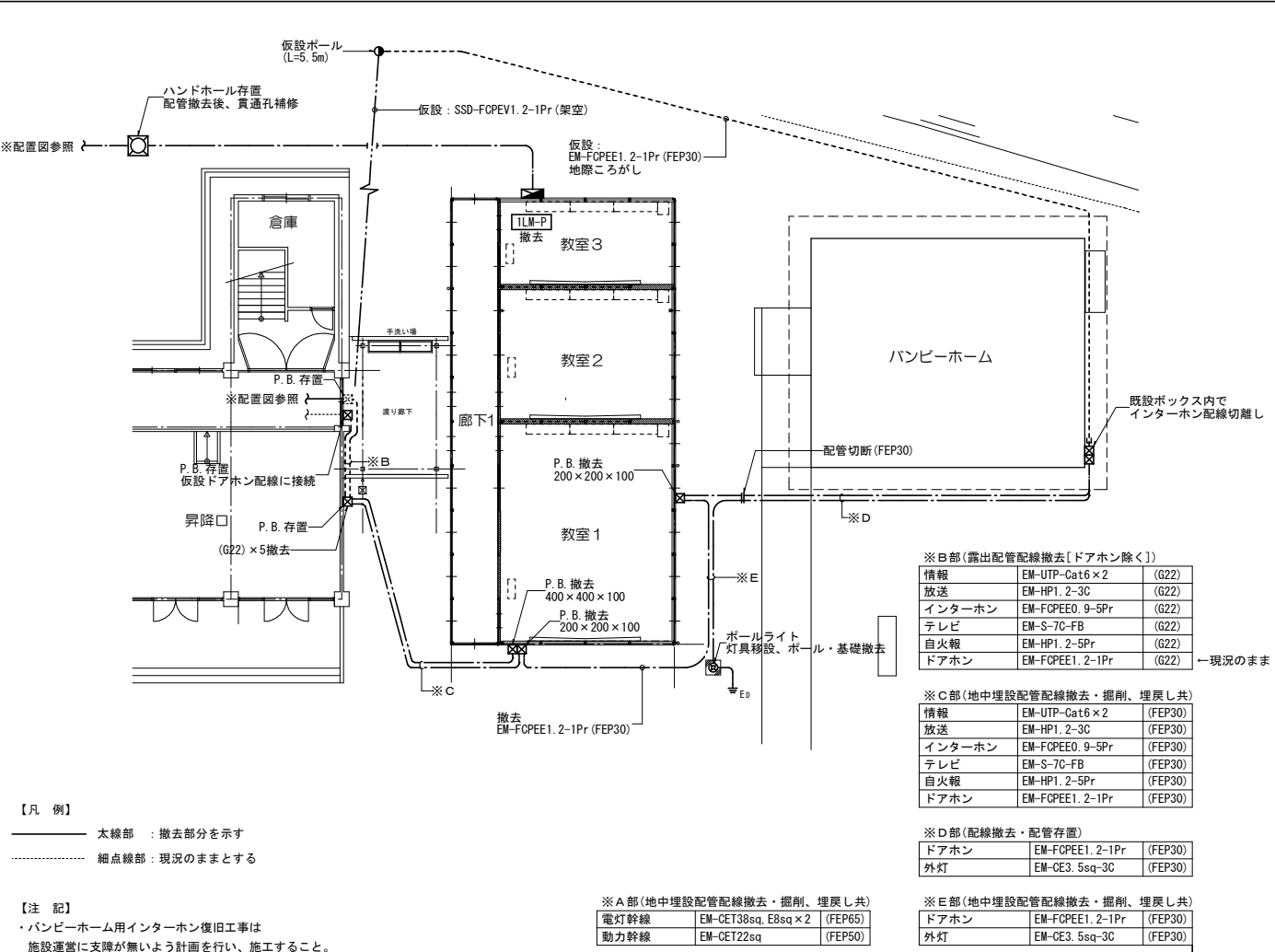
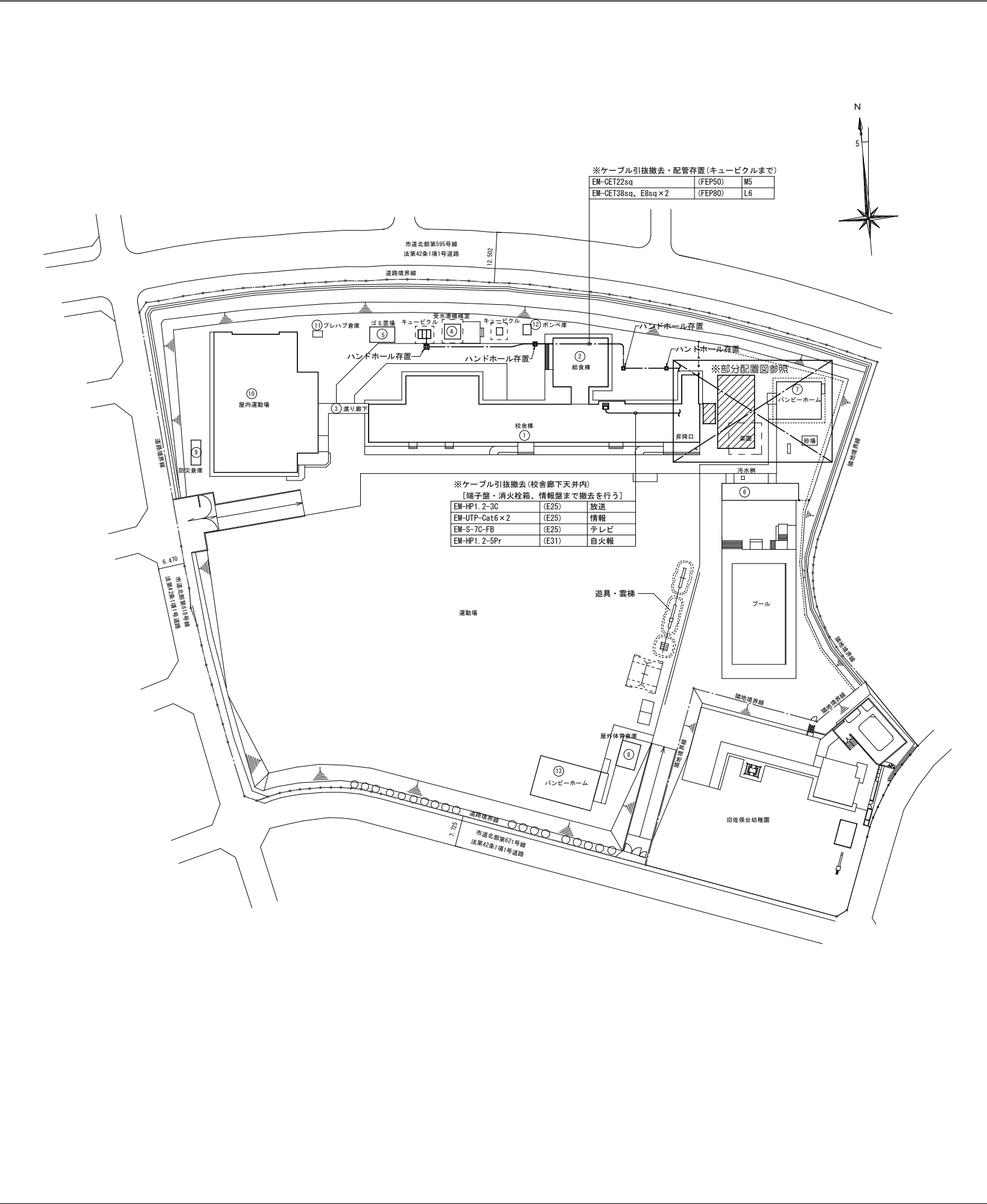


定格入力	1W (10kΩ), 3W (3.3kΩ)
スピーカ	16cmコーン型
仕上	枠 : 樹脂 ネット : アルミエクスパンド
音量調節器	4段切換
その他	日本消防検定協会評価品 [L級]

	アッテネーター
--	---------



入力容量	0.5W~6W
音量切換	5段階切換
仕上	プレート : 金属製
その他	JIS 1個用スイッチボックス



[illegible]

章	項 目	特 記 事 項
一 般 共 通 事 項	① 適用基準等	○機械設備工事施工監理指針 国土交通省大臣官房官庁營繕部監修（最新版）
	② 官公庁その他への 手続き	工事施工に際して必要な諸手続き、仮設電気、仮設用水等の引込、道路その他、他人管理の土地、河川等の使用の手続きは受注者において行い、その費用は、請負金額に含むものとする。但し、「給水装置工事の申し込み(工事用仮設を除く)」に要する分担金及び手数料」を除く。
	③ 疑義	（１）設計図書に示す内容その他に疑義が生じた場合は、当該工事における公告日の翌日から５日目（土曜日・日曜日・祝日・年末年始の閑閉日は除く。）に質疑書を持参し提出すること。 受付場所：奈良市二条大路南一丁目１番１号 奈良市教育部教育施設課 受付時間：９時００分から１２時００分 なお、上記質疑書の受付日時を過ぎた場合は一切受け付けないものとする。 （２）質疑書の宛名は「奈良市長」とする。質疑書は、封筒に入れ、封筒の表に「質疑書在中」と明記し、併せて工事名・会社名等を記入する。封筒は、代表者の印又は共同企業体代表者の印で封印すること。 （３）質疑書が提出された場合、下記の日に、電子メールにて回答する。 回答日時：当該工事における公告日の翌日から１０日目（土曜日・日曜日・祝日・年末年始の閑閉日は除く。）とする。 （４）指名競争入札の場合は（１）の「公告日の翌日から５日目」を「開札日の７日前の日」、（３）の「公告日の翌日から１０日目」を「開札日の５日前の日」と読み替えるものとする。ただし、現場説明書に記載がある場合においては現場説明書の日時を優先とする。 （５）受注者決定後に疑義を生じた事項については市監督員の指示に従い、請負金額の範囲内で施工すること。現場の納まりや取合い、明示なき事項及び設計図書と現場の不一致等が生じた軽微な変更については市監督員の指示による。 なお、この場合請負金額の変更は認めない。
	④ 設計変更における 工事費	設計変更における工事費は、当該変更対象の直接工事費を精算し、これに該当変更に係わる共通費を加えて得た額に、当初請負代金から消費税等相当額を減じた額を当初工事費内訳書記載の工事価格で除した比率を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。なお金額はすべて市精算額とする。
	５ 工事実績情報の作成 及び登録	受注者は受注時または変更時において、工事請負代金が５００万円以上の工事について、工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報システムとして「登録のための確認のお願い」を作成し、市監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土・日曜日・祝日を除き１０日以内に、完成時は完成後１０日以内に、訂正時は適宜、登録機関である（財）日本建設情報総合センタに登録申請しなければならない。 また、上記機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた場合は、その写しを直ちに市監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の期間が、１０日に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとし、登録費用は本工事に含む。
	６ 別契約の関連工事	本工事期間中、同一敷地内に別途工事が発注された場合は、別途工事受注者と十分に協議打合せ、協力をを行い一切のトラブルがない様に施工すること。
	７ 実施工程表	受注者は、工事着工前に実施工程表を作成・提出し市監督員の承認を得ること。
	⑧ 施工計画書等	受注者は、工事着工前に総合施工計画書、当該工事前に各工事施工計画書、承認図等を作成提出し市監督員の承認を得ること。
	⑨ 施工図等	受注者は、工事着工前に各工事施工図、承認図等を作成・提出し市監督員の承認を得ること。

10 電気保安技術者

① 施工条件

② 発生材の処理等

③ 奈良県廃棄物税条例

④ 保安

⑤ 調査・復旧・養生

⑥ 災害及び公害の防止

⑦ 振動・騒音の防止

⑧ 設備機器・機材等

⑨ 機材の試験

⑩ 品番

⑪ 記載のない事項

22 技能士

23 工事検査

⑭ 完成後の提出書類

⑮ 完成図

⑯ 保全に関する資料

⑰ 工事写真・完成写真

28 施工の立会い等

適用する

施工時間等については、市監督員の指示による。

本工事の施工については、「建築工事にかかる資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）の規定により、分別解体等及び再資源化が義務づけられていることから、特定建設資材（アスファルト・コンクリート・木材・コンクリート及び鉄からなる建設資材）については、建設リサイクル法に基づき、施工前に諸手続きを行い、再資源化できる施設で処分を行うこと。
建設副産物適正処理推進要項（平成14年5月30日改正）に基づき、原則県内再資源化施設とする。ただし、工事現場から運搬距離が50kmの範囲内で県内に再資源化施設が存在しない場合は、例外として県外の再資源化施設で処分できるものとする。
また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の規定に基づき適正に処理し、市監督員の指示する報告書・マニフェスト（E票の写し）等を提出するとともに関係法令等遵守すること。

産業廃棄物の処理については、その処理量に見合う処理業者の選定を行い、処理能力処理方法並びにその処理料金を考慮した積算及び奈良県産業廃棄物税条例により産業廃棄物税が課せられるので、同税を考慮した積算を心挂けること。

工事期間中は、道路面に一切駐車しないようにすると共に、工事関係車両の出入時には必ず誘導員・保安員を配置し、交通渋滞及び事故に留意し施工すること。
万が一事故、苦情等が発生した場合は、受注者の責任において対処すると共に市監督員に報告すること。

工事現場周辺の状況を判断し本工事によって生じる騒音・振動・近隣の苦情の補償については、受注者の責任において処理すること。
本工事で手前には、工事現場周辺の作物及び工事進入路等の現況を調査し、現況写真を撮影すること。また、本工事において既設作物及び構造物に損傷を与えた場合は、受注者の責任において完全に復旧すること。

本工事施工にあたり、騒音・振動・粉塵・飛散物・地盤沈下・道路障害・交通障害、その他近隣に対する公害が発生しないよう関係法令を遵守し、関係官庁の指導を受けて施工すること。

「低騒音型・低振動型建設機械指定要項」に基づき指定された低騒音・低振動型建設機械を使用すること。

○ 設備機器・機材及び施工方法等は、特記されたものまたは同等品以上とする。
但し、同等品以上とする場合は見本・資料提出のうえ、市監督員の承認を得ること。
○ 使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料（承認図等）を市監督員に提出すること。但し、「JISマーク・JASマーク又は「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」に適合することを示す認証機関のマークのある機材を使用する場合及びあらかじめ市監督員の承認を受けた場合は、資料の提出を省略することができる。

機材の品質及び性能を試験により証明する場合は、原則として監督員の立ち会いを受けて行う。但し、あらかじめ監督員に承諾を受けた場合はこの限りではない。

設計図書に記載の品番は参考とし、全同等品以上とする。

設計図書に記載のない事項でも、技術上・納まり上当然必要として市監督員が判断した場合は、その指示に従い請負金額の範囲内で施工すること。

すべての職種に適用する。

下記に定める項目については、市の検査を受けること。
・指示された製品、材料及び機器の検査
・指示された工程完了時点での中間検査及びスリーブ検査
・竣工検査及びその他市監督員が指示する検査

○ 完成図、原図、施工承認図原図
○ 完成図CADデータ（C・D・M・ROM）
○ 施工計画書
○ 保全に関する資料（提出部数：1部）
○ 工事写真、各種承認図、工事日報、工事月報、保証書等
○ その他市監督員の指示するもの

○ 種類、記入内容 標仕（表1.7.1）による。
○ 完成図の作成方法、原図のサイズ
受注者に於いて設計図に基づく、施工承認図の製本図面1部（A2）提出する。

○ 保全に関する資料は次による。
○ 各種保証書
○ 各種取扱説明書
○ 機器取扱説明書
○ 機器性能試験成績書
○ 予備材料
○ その他市監督員の指示するもの

・下記のものも市監督員に提出する。

区分	分類・規格	内容	部数	備考
着工時	カラーサービス判	現況全景（4カ所以上）	1	
工事中	同上	各工程の重要箇所適宜	1	
出来高時	同上	同上	1	
竣工時	カラーサービス判	着工前と同アングルで対比できるように撮影	1	
	C・D・ROM		1	

・ネガ・インデックスプリント・デジタルカメラのデータ共に提出すること。

工事着工前に市監督員と現場立会いを行い、以後その指示に従うこと。

29設計 G L ・ F L

・ 図示による。
・ 図示にない場合は市監督員の指示する場所とする。

30敷地測量その他

・ 敷地の現況を測量して設計図と照合し、配置・設計 G L ・排水その他について検討する。
・ 測量の範囲、縦横断面位置の指定、K B M の位置の指定等は市監督員の指示による。

31埋設物

工事着手前に地下埋設物の調査を行い、掘方の際には、既設埋設物に十分注意して損傷を与えない様に施工すること。

②色・柄等の決定

色・柄等は、市監督員、施設管理者等の指示により決定すること。
・ 色柄、サイズ等の見本を市監督員に提出すること。
・ 提出する見本の種別等については、市監督員の指示による。

③整理・整頓

・ 工事中は整理・整頓・重機の置き置き等は、十分な配慮を行うこと。
・ 道路進入車両は、車輪回りの土砂洗浄を行い、道路等は汚さないようにし、もし汚れた場合は即座に清掃すること。

④片付け・清掃

工事中は、資材及び廃材等の整理整頓を毎日片付けるとともに、工事完了後も隅々まで清掃を完全に行うこと。

⑤取扱い説明

竣工検査完了後、現場代理人は、市監督員若しくは当該課の要請がある場合は速やかに説明を行うこと。

36施工、管理

建設業法に基づく施工体制帳を作成し、施工管理体制に関する事項について市監督員に提出すること。

⑦保 険

工事に必要な保険等に参加し、その契約書の写しを市監督員に提出すること。

⑧建設業退職金共済制度の掛け金

受注者は、建設業退職金共済組合に加入し、請負金額が 1 0 0 万円以上の工事については、共済証紙を購入し写しを提出すること。又、現場事務所及び工事現場の出入口等の見やすい場所に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」(シール)を掲示するとともに下請業者が共済組合へ未加入の場合は、加入促進についても指導すること。

⑨喫煙について

健康増進法第 2 5 条により、全面禁煙とする。

40工事用動力用水光熱費

構内既存の施設 (利用できる ・ 利用できない)
構内既存施設を利用する場合は、参考メーターを設置の上、使用料相当額を
○ ○ ○ に支払うこと。

41適正なコンクリート工事について

コンクリート工事においては、更なる品質向上の観点から、奈良県「適正なコンクリート工事実施に関わる受注者の遵守事項」に基づき施工すること。

42レデ[®]イーミストコンクリートの調達について

受注者は、レデ[®]イーミストコンクリートを用いる場合の工場選定は、J I S マーク表示認証製品を製造している工場 (産業標準化法 (平成 3 0 年 5 月 3 0 日公布) に基づき国に登録された民間の第三者機関 (登録認証機関) により製品に J I S マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場) でかつ、コンクリートの製造施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者 (コンクリート主任技士等) が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場 (全国品質管理検査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場 (○ 適マーク承認工場) から選定し、J I S A 5 3 0 8 (レデ[®]イーミストコンクリート) に適合するものを用いなければならない。

43建設副産物の搬出

・ 1 . 本工事の施工により発生する建設副産物の搬出については、次のとおり取り扱うこととする。
(1) 建設発生土
民間受入施設等へ搬出する場合
本工事の建設発生土について、公的な受入施設又は奈良県土木マネジメント部が建設発生土の受入施設として登録している民間受入施設に搬出するものとする。
なお、積算上見込んでいる受入場所 (施設) は下表のとおりであるが、あくまでも積算上の条件明示であり、搬出先を指定するものではない。また、受入施設の変更にかかる設計変更の取扱いとは、2 . によるものとする。

建設副産物	受入場所 (施設)	片道運搬距離 (地山数量)	数量	受入期間及び受入時間	その他受入条件
建設発生土					

(2) 伐木材、伐根材、倒木
本工事における立木の伐開等に伴い発生する木材については、再資源化等施設に搬出するものとする。なお、積算上見込んでいる受入場所 (施設) は下表のとおりであるが、あくまでも積算上の条件明示であり、搬出先を指定するものではない。また、受入施設の変更にかかる設計変更の取扱いとは、2 . によるものとする。

建設副産物	受入場所 (施設)	片道運搬距離 (立木材積)	数量	受入期間及び受入時間	その他受入条件
建設発生木材 (伐木材、伐根材等)					

(注)

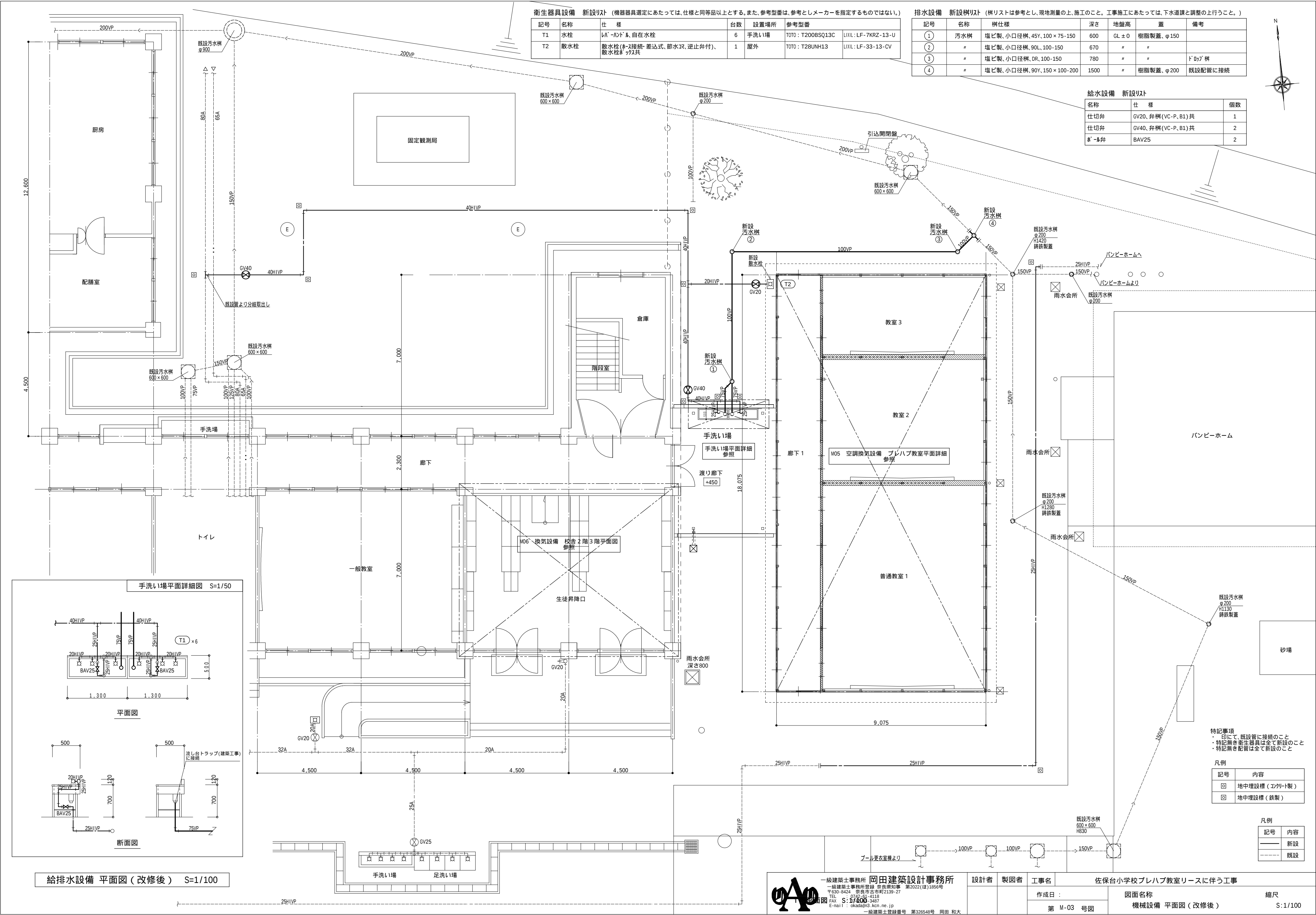
工事に伴う伐採材、除根材は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する産業廃棄物に該当するが、建設資材ではないので、特定建設資材廃棄物ではない。また、植栽維持工や除草工により発生する、伐採材、剪定枝、刈草等は廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する産業廃棄物には該当せず (一般廃棄物) かつ特定建設資材廃棄物にも該当しない。
(3) 特定建設資材廃棄物
本工事における特定建設資材廃棄物については、再資源化等施設に搬出するものとする。なお、積算上見込んでいる受入場所 (施設) は下表のとおりであるが、あくまでも積算上の条件明示であり、搬出先を指定するものではない。また、受入施設の変更にかかる設計変更の取扱いとは、2 . によるものとする。
ただし、工事請負契約書「7 解体工事に要する費用等」により添付された別紙に記載されている「再資源化等をする建設の名称及び所在地」に定める事項については契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。

建設副産物	受入場所（施設）	片道 運搬距離	数量	受入期間及び 受入時間	その他 受入条件
コンクリート					
アスファルト					
建設発生木材 (木造解体等)					
数量は、設計寸法による面積とその厚みによる体積又は質量とする。 アスファルト及びコンクリート舗装の切断作業時に発生する排水の処理について産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理すること。 排水(汚泥)を回収する機能を有するカッター機械(バキューム式)による回収、工業用掃除機による回収、排水をスポンジ等で吸着させパット等に移し替えて回収する方法のいずれかの方法を用いて回収し適正に処理すること。 また、天日乾燥後の場合は図形物をアスファルト塊または、コンクリート殻と共に処分すること。回収作業については工事写真にて記録に残すこと。 (４) 建設廃棄物（特定建設資材廃棄物以外） 本工事で発生する建設廃棄物（特定建設資材廃棄物以外）については、再資源化施設等に搬出するものとする。なお、積算上見込んでいる受入場所（施設）は下表のとおりであるが、あくまでも積算上の条件明示であり、搬出先を指定するものではない。また、受入施設の変更にかかる設計変更については、２．によるものとする。					
建設副産物	受入場所（施設）	片道 運搬距離	数量	受入期間及び 受入時間	その他 受入条件
ボート類					
繊維類					
１ 数量は、設計寸法による面積とその厚みによる体積又は質量とする。 ２ 天然由来の砂利であっても、建設資材として利用されたものを撤去する場合は産業廃棄物となるため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用を受け、公共工事で通常使用する建設資材としての品質を備えていない場合は建設廃棄物として処分することとなる。よって設計者は、砂利の再利用を計画する場合は、工事発注に先立ち（設計段階で）廃棄物部局（産業廃棄物対策課）との別途協議を行う必要がある。 ３ 金属処分についてはスクラップ処分とする。 ４ 本工事の施工により発生する建設副産物の搬出について、受注者の責によるものでないやむを得ない理由により、受入施設の変更を行う場合は、市監督員と協議の上、設計変更の対象とする。 受注者の責によるものでないやむを得ない理由とは、以下の(１)～(５)である。 (１) 受入施設の受入可能量の超過、施設の故障等、受入側の事情により受入が不可能となった場合 (２) 受入場所（施設）までの運搬経路に支障が生じ搬搬が不可能となった場合、もしくは迂回経路の運搬距離が著しく延びる場合 (３) 発生した建設副産物の形状等が、受入条件と一致することが困難になった場合 (４) 受入施設の不適正な行為を行政機関等が確認した場合 (５) 受入施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可の失効、もしくは行政処分を受けた場合。なお、受注者の都合による受入施設の変更は、市監督員と協議の上、建設発生土については公的な受入施設又は奈良県県土マネジメント部に建設発生土受入業者として登録している県内の民間受入施設に限って、また、建設廃棄物については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法（建設リサイクル法）」等関係法律や「建設副産物適正処理推進条例」などに基づき適切に処理する場合に限って認めるものと、設計金額の変更は減額となる場合を対とする。 ５ 産業廃棄物を排出する「排出事業者」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第２１条第３第1項の規定により、発注者から直接建設工事を請負った受注者(元請業者)となる。よって、産業廃棄物の運搬や処分を行う企業との契約は受注者が直接行い、処理責任を負わなければならない。また、受注者は、産業廃棄物処理委託契約書、産業廃棄物管理票(マニフェスト)等により、産業廃棄物が適正に処理されていることを確認するとともに市監督員にその写しを提出すること。あわせて、産業廃棄物受入施設が発行する受入時の計量伝票の写しを監督職員に提出するとともに、検査時及び市監督員等より請求があった場合には直ちに原本を提示すること。 ６ 建設副産物の搬出にあたって仮置場等が必要となった場合は、仮置場の確保、仮置場までの運搬及び積み込み等の費用については受注者の負担によるものとし、設計変更の対象としなし。 なお、仮置場を確保する場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条に掲げる基準(運搬・保管等に関する基準)を遵守し、仮置場における建設副産物を保管する場所の面積が３００㎡を超える場合は、廃棄物部局(産業廃棄物対策課)への事前届出が必要である。 ７ 本工事の施工により発生する下記廃棄物については、産業廃棄物税の対象であるため、搬出時に産業廃棄物税相当額を最終処分場業者（産業廃棄物の埋立て処分を行う者）に支払うこと。また、マニフェストE票の写しを提出すること。 なお、産業廃棄物税の対象となる場合は、直接最終処分業者に搬出する場合であり、中間処理業者に搬出する場合は対象外となる。					
建設副産物	受入場所（施設）	片道 運搬距離	数量	受入期間及び 受入時間	その他 受入条件
ボート類 (PA・TA含有)					
数量は、設計寸法による面積とその厚みによる体積又は質量とする。					

[illegible]

[illegible]

					一級建築士事務所 岡田建築設計事務所 一級建築士事務所登録 奈良県知事 第2022(注)1856号 〒630-0424 奈良県吉野市町2139-27 TEL : 0742-61-4118 FAX : 0742-63-3487 E-mail : okada@o2.kcn.ne.jp 一級建築士登録番号 第326548号 岡田 和大	設計者	製図者	工事名	佐保台小学校プレハブ教室リースに伴う工事		
								作成日 :	図面名称	縮尺	
								第 M-02 号図	機械設備 特記仕様書 2	S:1/NON	



衛生器具設備 新設リスト (機器器具選定にあたっては、仕様と同等品以上とする。また、参考型番は、参考としメーカーを指定するものではない。)

記号	名称	仕 様	台数	設置場所	参考型番
T1	水栓	レバーハンドル、自在水栓	6	手洗い場	TOTO : T200BSQ13C LIXIL : LF-7KRZ-13-U
T2	散水栓	散水栓(ホース接続・差込式・節水型、逆止弁付)、散水栓ノック共	1	屋外	TOTO : T28UNH13 LIXIL : LF-33-13-CV

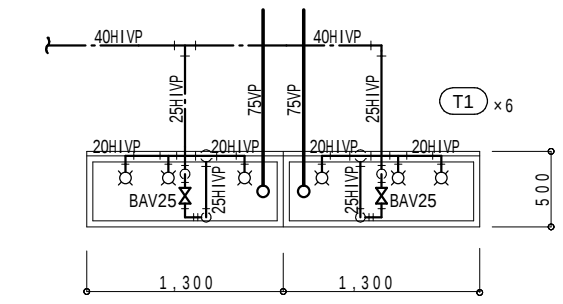
排水設備 新設樹リスト (樹リストは参考とし、現地測量の上、施工のこと。工事施工にあたっては、下水道課と調整の上行うこと。)

記号	名称	樹仕様	深さ	地盤高	蓋	備考
①	汚水樹	塩ビ製、小口径樹、45V、100×75-150	600	GL±0	樹脂製蓋、φ150	
②	"	塩ビ製、小口径樹、90L、100-150	670	"	"	
③	"	塩ビ製、小口径樹、DR、100-150	780	"	"	ドック樹
④	"	塩ビ製、小口径樹、90V、150×100-200	1500	"	樹脂製蓋、φ200	既設配管に接続

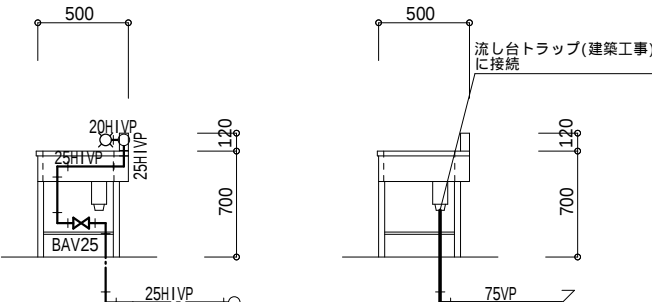
給水設備 新設リスト

名称	仕 様	個数
仕切弁	GV20、弁樹(VC-P、B1)共	1
仕切弁	GV40、弁樹(VC-P、B1)共	2
ホース弁	BAV25	2

手洗い場平面詳細図 S=1/50



平面図



断面図

給排水設備 平面図 (改修後) S=1/100

特記事項
・印にて、既設管に接続のこと
・特記無き衛生器具は全て新設のこと
・特記無き配管は全て新設のこと

凡例	
記号	内容
回	地中埋設標 (コカイト製)
回	地中埋設標 (鉄製)

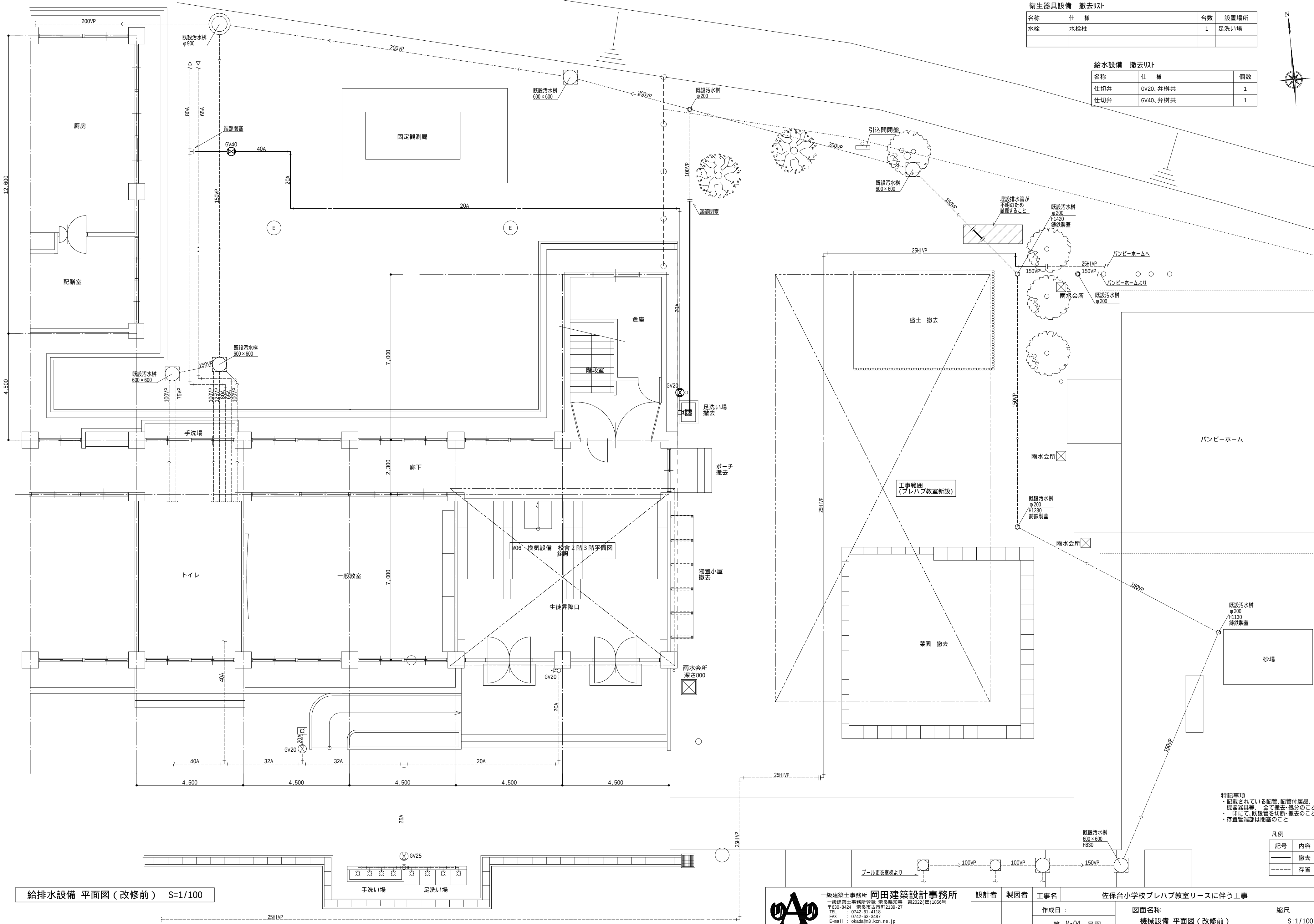
凡例	
記号	内容
—	新設
---	既設

衛生器具設備 撤去リスト

名称	仕 様	台数	設置場所
水栓	水栓柱	1	足洗い場

給水設備 撤去リスト

名称	仕 様	個数
仕切弁	GV20、弁樹共	1
仕切弁	GV40、弁樹共	1



給排水設備 平面図（改修前） S=1/100

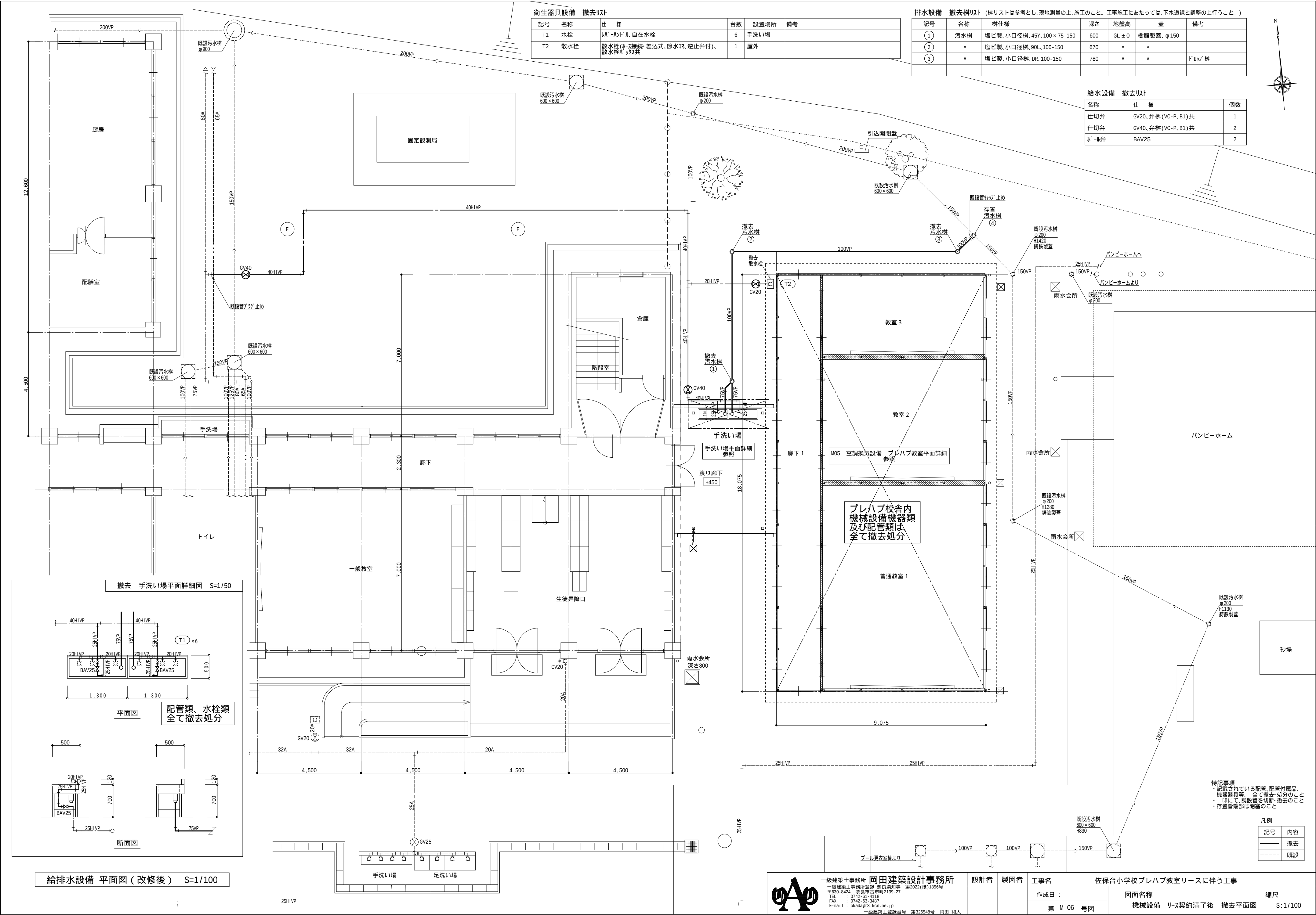
特記事項
・記載されている配管、配管付属品、機器器具等、全て撤去・処分のこと
・印にて、既設管を切断・撤去のこと
・存置管端部は閉塞のこと

凡例	
記号	内容
—	撤去
- - -	存置

一級建築士事務所 岡田建築設計事務所
一級建築士事務所登録 奈良県知事 第2022(ほ)1856号
〒630-8424 奈良市古市町2139-27
TEL : 0742-63-4119
FAX : 0742-63-3487
E-mail : okada@3-kcm.ne.jp
一級建築士登録番号 第326548号 岡田 和夫

設計者	製図者	工事名	佐保台小学校プレハブ教室リースに伴う工事	
			作成日 : 第 M-04 号図	図面名称 機械設備 平面図（改修前）

縮尺
S:1/100



衛生器具設備 撤去リスト					
記号	名称	仕 様	台数	設置場所	備考
T1	水栓	レバーハンドル、自在水栓	6	手洗い場	
T2	散水栓	散水栓(ホース接続・差込式、節水37、逆止弁付)、散水栓ホース共	1	屋外	

排水設備 撤去樹リスト (樹リストは参考とし、現地測量の上、施工のこと。工事施工にあたっては、下水道課と調整の上行うこと。)							
記号	名称	樹仕様	深さ	地盤高	蓋	備考	
①	汚水樹	塩ビ製、小口径樹、45Y、100×75-150	600	GL±0	樹脂製蓋、φ150		
②	"	塩ビ製、小口径樹、90L、100-150	670	"	"		
③	"	塩ビ製、小口径樹、DR、100-150	780	"	"	ド097 樹	

給水設備 撤去リスト		
名称	仕 様	個数
仕切弁	GV20、弁樹(VC-P、B1) 共	1
仕切弁	GV40、弁樹(VC-P、B1) 共	2
ホース弁	BAV25	2



凡例	
記号	内容
	撤去
	既設

一級建築士事務所 岡田建築設計事務所
一級建築士事務所登録 奈良県知事 第2022(ほ)1856号
〒630-8424 奈良市古市町2139-27
TEL : 0742-63-4119
FAX : 0742-63-3487
E-mail : okada@n3.kcn.ne.jp
一級建築士登録番号 第326548号 岡田 和太

設計者	製図者	工事名	佐保台小学校プレハブ教室リースに伴う工事	
			作成日 : 第 M-06 号図	図面名称 機械設備 リース契約満了後 撤去平面図 縮尺 S:1/100